

第 2 編

風水害対策計画

第 2 編
第 1 章

風水害予防計画

第2編 風水害対策計画

第1章 風水害予防計画

本市における周到でかつ十分な風水害予防対策を推進するための計画の構成は、以下のとおりである。

第1 災害に強いまちづくり

風水害による被害を予防し、被害が及ぶ範囲を最小限に止めるよう、災害に強いまちづくりを実現する必要がある。

そのため、市及び防災関係機関は、浸水・波浪災害の予防、土砂災害の予防、都市構造の防災化、建築物・公共土木施設等の安全化、農林漁業施設災害の防止等の各種防災事業等を推進するとともに、老朽化した社会資本について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第2 風水害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備

災害時に迅速・円滑で効果的な応急対策活動を実施するため事前の整備をしておく必要がある。

そのため、まず、災害対策本部の設置要領や風水害時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、気象等の警報等及び被害情報等の収集・伝達体制、広報体制を整備しておく。

また、避難予防対策、消防活動、救出・救急活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送等の応急対策実施体制を整備しておく。

さらに、広域防災拠点等の防災施設、装備、緊急輸送ネットワーク等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化などに努めるとともに、物資及び資器材等の備蓄・調達体制の整備により、食料、飲料水、燃料、生活必需品等の確保・供給活動に備える。

第3 防災教育の推進

風水害災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約（障害）を解消するためには、日頃から防災機関職員及び市民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。

そのため、消防団、自主防災組織等の育成・強化、災害ボランティアの活動環境の整備、防災機関職員及び市民等に対する防災教育、防災訓練の充実、要配慮者の安全確保に関する対策を推進するとともに、各種調査研究を実施する。

第1節 浸水災害の予防

第1 基本的な考え方

梅雨、台風のような気象条件の下で多雨、集中豪雨、強風などにより河川の氾濫が発生し、流域の人家等に被害を及ぼすおそれがある。

本市は、地勢上から中山間地の急傾斜地域や急流河川が多い。

そのため、被害を受けやすい区域について、危険区域の指定を検討し、必要な河川堤防等の整備事業を実施し、従来から実施されているものは、更に整備を推進していくとともに、災害時に住民が的確な行動が行われるように、危険の程度を実感できる情報の提供、中小河川での予報及び警報体制の充実、警戒避難体制の充実を行う。

第2 河川等氾濫の防止対策

1 河川等の重要水防区域及び危険な箇所の把握、周知

(1) 現況

河川等の重要水防区域及び危険な箇所の現況については、「雲南市水防計画」参照。

(2) 対策

市は、国及び県において作成した浸水想定区域図について、住民への周知に努めるとともに、市独自に、河川等の災害危険性等に関する以下の状況を把握し、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

また、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

ア 河川等の形状、地盤高に応じた浸水危険性の把握

イ 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

ウ 避難路上の障害物等の把握

エ 指定緊急避難場所及び指定避難所等の配置状況・堅牢度等の把握等、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

オ 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討

カ 浸水想定区域内にアンダーパス等又は要配慮者等が利用する施設で当該施設の利用者の避難を確保する必要があると認められる場合、これらの施設の名称及び所在地

2 河川等氾濫の防止施設の整備の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

施設の概要については、「雲南市水防計画」参照。

県内の河川は、上流からの流出土砂により河床が上昇するため、治山事業、砂防ダム、貯砂堰堤の整備による流出土砂の防止、河口部低水路の確保等により河床の上昇を抑えてきた。さらに、河川改修、ダムの建設による洪水調節、河道の掘削、築堤、護岸、放水路の開削等により洪水の発生防止に努めている。

県内の改修済河川は、ある程度の風水害に耐えられるよう整備されているが、通常水位に比べ堤内地盤の低いところなどで堤防の被害が生じた場合、大きな浸水被害をもたらすおそれがある。

(2) 河川及び治水施設等の整備方針

県及び市は、従来からの河川等の氾濫を念頭にした河道拡幅、築堤、河床掘削等による河道の整備、遊水地、分水路等の建設及び下水道事業による雨水排水の整備など治水施設等の整備を進める。

また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に実施する。
なお、県内の河川については、時間雨量50mm相当の洪水に対する整備を推進する。

3 水防資材器具等の整備の推進

水防資材器具等の整備状況及び整備計画については、「雲南市水防計画」参照。

4 浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等における取組の促進

以下に示す施設について、市は、地域防災計画において、当該施設の名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

- (1) 要配慮者利用施設（主として要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの。
- (2) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの。

第2節 土砂災害の予防

第1 基本的な考え方

土砂災害は、山崩れ、がけ崩れ、地すべり、土石流、落石などにより発生する。これらの現象を整理すると、斜面崩壊（落下により移動）、地すべり（滑動）、土石流（流動）に区別される。

これら斜面崩壊等を引き起こす誘因として、降雨、融雪、地震等がある。特に、梅雨前線や台風等に起因する集中豪雨などにより発生するケースが多いが、洪水等に比べ、ひとたび斜面崩壊等が発生すると一瞬にして周辺住民、施設等に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性がある。（土砂災害）

本市は、急流河川や傾斜地が多いのため土砂災害の発生しやすい地形・地質となっている。

土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行い、危険箇所の把握と周辺住民への周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為に対する許可制、居室を有する建築物の構造規制、既存不適格建築物に対する移転等の勧告などの施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険度が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施するなど総合的な土砂災害対策を推進する。

第2 がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策

斜面崩壊とは、がけ崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊などを総称し、斜面を構成する土、砂礫、岩盤等が、主として重力の作用によって斜面から剥落・転倒し、急速に斜面上を崩壊・転落・落下する現象である。崩壊は発生域（崩壊源）と移動堆積域とからなり、地すべりと比べると規模が小さく、急傾斜地において突発的に発生し、移動速度が速い。

斜面崩壊の発生にかかる要因としては、雨量、斜面の勾配、斜面形、地質条件等がある。

1 急傾斜地崩壊危険箇所の把握、周知

(1) 現況

がけ崩れによる危険がある地域については、急傾斜地崩壊危険箇所（傾斜度 30° 以上、高さが5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が5戸以上ある場合（5戸未満の場合であっても官公署、学校、病院、旅館等のある場合を含む）のうち、県では、防災上緊急度の高いものから、急傾斜地崩壊危険区域（「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条）に指定し、対策事業を実施している。

(2) 対策

県は、急傾斜地（傾斜度 30° 以上、高さが5m以上の土地）の崩壊が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域の土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定する。更に、土砂災害警戒区域のうち特に住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

また、特に危険度の高い急傾斜地に対しては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、関係機関は、都市化の進展等に伴い新たに災害危険の予想される地域等について危険度を把握するため、既に調査している箇所以外においても調査を進め、より一層の危険箇所の把握に努める。

県及び市は、急傾斜地の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、周辺住民等に周知徹底を図

る。

特に、市は、周辺住民に対し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所及び避難先・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。

なお、急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為が制限されている。

2 急傾斜対策工の実施

急傾斜地崩壊防止工事には、雨水及び地下水の影響をできるだけ排除するようにする抑制工及び崩れようとするがけに対して力で対抗して崩れを抑える抑止工がある。

抑制工には、がけ崩れが起こる最も大きな原因となる雨水と地下水を排除するための排水工、雨滴の衝撃や風化に対抗するため斜面をコンクリート等で被覆するのり面防護工、雨水によって容易に崩壊しそうな不安定土塊をあらかじめ取り除いておく切土工などがある。

抑止工としては、コンクリート擁壁工や土中に杭を打ち込み滑落する土層を止める杭工等がある。

その他、がけから少し離して擁壁を作り崩壊が発生したとき被害の拡大を防ぐ待ち受け擁壁工や落石防護工などがある。

県は、危険度の高い区域について、必要に応じ、当該土地所有者、管理者等に対しそれら急傾斜地崩壊防止工事の施行の勧告を行う。また、それらの者が実施することが困難又は不相当と認められる場合には、県が工事を実施するなど急傾斜地崩壊対策事業の促進を図る。

急傾斜地崩壊対策工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設を優先する。

3 治山事業の実施

治山事業山腹工事には、斜面を安定させるための山腹基礎工や斜面の植生を回復するための山腹緑化工と落石の防止・軽減を目的とする落石防止工などがある。県は、山腹崩壊危険地区のうち緊急なものについて保安林指定による立木の伐採等の規制と予防治山事業等の促進を図る。

4 警戒・避難体制の整備

県、市及び国土交通省中国地方整備局は、災害発生の防止のため危険度の高い急傾斜地の周辺では危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する住民への指導を実施する。また、必要に応じてがけ崩れ発生の危険度を判定し防災措置の勧告や改善命令等を行い、住民の避難を促す。

危険地域の住民に対しては、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

県及び松江地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合は協議のうえ土砂災害警戒情報を共同で発表する。また県は、この補足情報として、下表に示す危険度レベルを土砂災害予警報システムで本市に提供するとともに、県砂防課ホームページでも提供する。

市は、大雨警報、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難勧告等の災害応急対策が適時適切に行なえるよう、地域防災計画に明示する。また市は、土砂災害防止法に基づき地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊のおそれがある場合の避難先に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布するなど必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内に高齢者、障がい者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても地域防災計画に規定し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

5 住宅移転の促進等

県及び市は災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を行う。また、土砂災害防止法及びがけ条例に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）の促進を図る。

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、市と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

第3 地すべり災害の防止対策

地すべりは斜面崩壊よりも一般的に大規模で継続的なもので、比較的緩勾配でも発生し、多大な被害をもたらす危険性がある。第三紀層、変成岩、火山性変質岩などすべり面となる粘土が生成されやすい特定の地質構造（島根県では主に第三紀層地すべりが分布している。）の所に多く発生し、粘性土をすべり面として滑動するので土塊の乱れは小さい。誘因としては地下水の影響が大きく、台風、梅雨のほか、融雪時にも発生する。

1 地すべり危険箇所の把握、周知

(1) 現況

県は、国土交通省及び農林水産省（農村振興局、林野庁）の地すべり危険箇所調査により危険箇所の把握に努めている。そのうち、地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長、誘発のおそれの極めて大きいもので、公共の利害に密接に係るものを「地すべり防止区域」として国土交通大臣又は農林水産大臣が指定している。

(2) 対策

県は、地すべりが発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域の土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定する。

また、市及び地域住民の協力を得て、逐次、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定及び対策を促進する。地すべり防止区域等について市は巡視を行い危険の発見に努める。

2 地すべり防止工事の促進

国土交通省及び農林水産省（農村振興局・林野庁）所管の地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき、重要度に応じ、順次その防止工事を実施する。

地すべり防止工事には、地すべりが起こらないようにする抑制工と地すべりを抑える抑止工があり、状況に応じてそれらの工事を実施していく。

なお、地すべりの誘因の最大のものは地下水状況の変化によるものなので、排水工が最も基本的な工事である。その他、状況により地すべり土塊の除去、工作物による地すべりの抑止工等を実施していく。

危険箇所のうち未指定箇所にかかる危険箇所については、危険度に応じ指定の促進を図る。

3 警戒・避難体制の確立

地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い地すべり危険箇所に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体制を整えるとともに、

被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト施策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図るとともに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

現在、県砂防課ホームページ及び市のハザードマップにより、指定区域、危険箇所の位置が確認できるので、このホームページ等を十分に活用し、地域住民の認識を高める。

市は、土砂災害防止法に基づき地域防災計画において、土砂災害警戒区域（未指定市町村は地すべり危険箇所）ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報等の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、地すべりのおそれがある場合の避難先に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布するなど必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域（未指定市町村は地すべり危険箇所）内に高齢者、障がい者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても地域防災計画に規定し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

第4 土石流災害の防止対策

土石流は、土砂や岩石が水と混合し一体となって谷、溪床など地形の低所に沿って流下するもので、豪雨、地震等による崩壊土砂の流下、溪流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による溪床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある。

豪雨による土石流は、先頭に岩塊や樹木の集中する盛り上がりをもち、後方に細粒物質と洪水流が続く。土石流の速度は速いもので時速60km近くにもなり、斜面崩壊等に比べ移動距離が長く100mから数kmに達する場合もあり、巨岩を含む場合は破壊力が更に強大になる。

一般的には、勾配が15°以上あり、溪流の中に多量の不安定な土砂がある溪流で、しかも勾配が15°となる地点より上流の流域面積が広いものが土石流の発生の危険度が高いといえる。

1 土石流危険溪流及び危険区域の把握・周知

(1) 現況

県の土木関係では、土石流危険区域は、地形、土石流堆積物の分布、過去の土石流の氾濫実績、更に隣接する土石流危険溪流や地形、地質的に類似した土石流危険溪流における土石流氾濫状況等を参考にして総合的に定めている。

県の農林関係では、山腹崩壊若しくは地すべりが発生しているか、又は発生するおそれのある地区でかつ土砂が土石流となって流下する地区の中で、それらの発生源からおおむね2km以内に公共施設等がある地区について各種の調査を実施し、危険度の判定をしている。

(2) 対策

県は、土石流が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域の土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定する。更に、土砂災害警戒区域のうち特に住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

関係機関は、既に調査している箇所以外においても調査を進め、より一層の危険箇所及び危険区域の把握に努める。県及び市は、土石流危険溪流及び危険区域等の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、標識を設置するなど周辺住民等に周知徹底を図る。

2 土石流対策工の実施

国土交通大臣により砂防指定地に指定された土地に対しては、土石流対策として、砂防工事の実施及び立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

土石流対策としての砂防工事には、山腹工（荒廃した山地の回復）、砂防えん提工（土砂の流出を調節する）、床固工（溪床の安定）、護岸工（溪岸の安定）等がある。

各危険溪流について、緊急度の高いものから計画的にそれらの対策工事を進めていく。

砂防工事は、指定緊急避難場所及び指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設を優先する。

3 治山事業の実施

溪流の侵食が進み土砂の流出のおそれのある溪流については、保安林指定による立木伐採等の規制と土砂流出防止対策として谷止工（溪床・溪岸侵食の防止）、床固工（堆積土砂の流出防止）、流路工（縦横侵食の防止）等の施工と併せ森林整備を一体的に行うよう治山事業の促進を図る。

4 警戒・避難体制の整備

県及び松江地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合は協議のうえ土砂災害警戒情報を共同で発表する。また県は、この補足情報として、下表に示す危険度レベルを土砂災害予警報システムで本市に提供するとともに、県砂防課ホームページでも提供する。

市は、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難勧告等の災害応急対策が、適時適切に行えるよう地域防災計画に明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図り、危険箇所には巡視警戒要員の配置等を検討する。

また、土砂災害防止法に基づき地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害に関する情報の伝達方法、土石流のおそれがある場合の避難先に関する事項その他警戒区域の円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（防災マップ等）を配布するなど必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内に高齢者、障がい者等が主に利用する施設があれば、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法についても地域防災計画に規定し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

5 住宅移転の促進

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながらその所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、市と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

関係機関及び市は連絡調整を図った上、各種制度の活用により、人命、財産等を土石流から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

第5 土砂災害防止法による防止対策

県は、土砂災害防止法により溪流や斜面及びその下流などの急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査を行い、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

市は、土砂災害警戒区域において、土砂災害から住民の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を進める。

更に、県では、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や要配慮者関連施設建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可し、県又は市は居室を有する建築物は、作用すると想定される力に対して建築物の構造が安全であるかの建築確認を行う。また、県は土砂災害の発生するおそれが急迫しており住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれの大きい建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

表 土砂災害警戒情報の補足情報（危険度レベル）

危険度	表示	状況及び行動の目安
レベル1 (目安)	黄	3時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合 (要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者には避難を、それ以外の者には避難の準備を呼びかけることが必要な状況)
レベル2 (目安)	桃	2時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 (避難勧告等の発表が必要な状況)
レベル3 (目安)	赤	1時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 (危険箇所等の近くの住民が避難を終えたことを確認する必要がある)
レベル4 (目安)	紫	既に土砂災害発生の基準値を超えている場合。 (土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況)

第3節 都市構造の防災化

第1 基本的な考え方

災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減することのできる風水害に強いまちづくりを推進するため、関係各課、関係機関は、都市等の基盤整備を進めるなど、防災環境を整備するための事業を実施してきたが、より一層の整備を進めるため、それらを総合調整して実施していく。

また、土地区画整理事業や再開発事業等をはじめとして、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、風水害等に備えた安全な都市環境づくりを目指す。

第2 防災的な土地利用の推進

1 土地区画整理事業の推進

近年の都市への人口及び産業の集中により、都市の既成市街地の中には、道路・公園等の都市基盤施設の整備の立ち遅れや、公共施設が未整備なまま小規模な宅地開発等が行われてスプロール化が進行している箇所がある。また、老朽化した建築物の多い木造密集市街地については、出火による被害が予想される。

県及び市は、既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業を推進し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、防災拠点との連携により、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。また、新市街地において、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備により、安全な市街地の形成を図る。

2 市街地再開発事業の推進

近年の都市化の進展に伴い都市部及び周辺地域において災害危険性が增大しているが、再開発事業を活用し、建築物の共同化、不燃化等を促進することにより避難先及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて地域の防災活動の拠点整備を図る。

3 新規開発に伴う指導・誘導

県及び市は、造成地に発生する災害など新規開発等の事業に際しての災害の防止については、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施行に関する指導監督を通じて行う。また、次に挙げる各種法令に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を実施する。特に、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

なお、宅地造成により生じる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

ア 宅地造成工事規制区域の安全化

宅地造成等規制法第3条により指定された宅地造成工事規制区域内で行う宅地造成工事について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い災害の防止に努める。

イ 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条に基づき指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

ウ 危険住宅の移転促進

「第2節 土砂災害の予防」を参照。

第3 都市の不燃化の推進

県及び市は、建築物が密集しており火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物の建築の促進に努め、建築物の不燃化の推進を図り、また、木造の建築物等の外壁・軒裏等を防火構造とし火災の延焼の防止を図る。

特に、商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を積極的に実施し、都市の不燃化の促進を図る。

2 密集住宅市街地等の不燃化

(1) 老朽木造建築物密集市街地の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する市街地は、大規模災害時に大火災となるなど防災上危険な状況にあり、このような地域については建築物の不燃化を特に推進する必要がある。

(2) 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主事を置く市（建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市を除く）は、防火・準防火地域以外の市街地において木造等の建築物の延焼による火災を防止するため、建築基準法第22条に基づく指定区域（耐火・準耐火建築物以外の建築物の屋根を不燃材料で造り、又は葺く必要等がある区域）の指定を行う。

(3) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火対策の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上、避難上の各種改善指導を行う。（本章第4節「建築物・公共土木施設災害の予防」参照。）

3 消火活動困難地域の解消

県及び市は、市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

4 延焼遮断帯等の整備

県及び市は、広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延焼防止を図る。

5 消防水利・防火水槽等の整備

市は、消防力の基準等に照らし、消防力施設等の充足状況を勘案するとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

6 その他の災害防止事業

市は、火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。また、都市公園や防災活動拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第4 防災空間の確保

1 公園等の整備

(1) 道路の整備

道路は、市民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、風水害等の災害時には、緊急輸送路、避難路等の役割を發揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、都市内の道路については多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

(2) 公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備・確保

都市公園や緑地は、都市内の緑のオープンスペースとして、市民のレクリエーションやスポーツ等の場として重要な役割を果たすと同時に、災害時における避難先・避難路、延焼遮断あるいは救護活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。県及び市は、都市公園法、都市緑地法等に基づき、これらの都市公園等の計画的な配置・整備を積極的に推進するとともに緑地の保全を図る。県は市町村に対し、国の事業等の周知を図る。

また、農村公園は、農村の総合整備の一環として農業者等農村居住者の健康増進と憩いの場を提供し、併せて生活環境・自然環境に資することを目的とするほか、災害時には避難先として防災上重要な役割を持っている。県及び市町村は、それらの整備を推進する。

さらに、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難先としての機能を強化する。

2 共同溝等の整備

国、県及び市は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

3 都市防災構造化対策の推進

県及び市は、都市地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。また、安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難先・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な都市整備事業を重層的に実施し、都市の防災構造化対策を積極的に推進していく。

第5 工作物対策

1 擁壁の安全化

道路面において擁壁を設置する場合は設計時に安定性を考慮することになっているが、県及び市は、適宜、道路防災総点検等を実施し、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講じる。宅地に擁壁を設置する場合については、引き続き建築基準法に基づく安全化指導を実施していく。

2 ブロック塀等の安全化

県及び市は、建築基準法に基づく新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について引き続き指導し、併せて、パンフレットの配布等を実施する。

3 窓ガラス等落下物の安全化

県及び市は、既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を実施し、窓ガラス等の落下物によって被害を及ぼす危険性の高い市街地等については、特に指導に努める。

4 屋外広告物に対する規制

県は、条例による掲出許可基準において「公衆に対し危害を及ぼすおそれのないもの」と定めている。

第4節 建築物・公共土木施設災害の予防

第1 基本的な考え方

風水害等の災害時には、災害の状況により、浸水、斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。特に、庁舎、医療機関、学校等の防災基幹施設、都市・地域生活の根幹をなす電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、道路・橋梁、鉄道等の交通施設及び河川、砂防、治山等のその他公共土木施設が被害を受け機能を失うことになるとその影響は極めて大きい。このため、建築物の安全性を確保し、災害に強い公共施設等を整備することにより、建築物・公共土木施設等災害の防止対策を推進する。

第2 建築物の災害予防

- (1) 市庁舎等、消防・警察等の防災機関の施設、医療機関の一部、学校、交流センター等の防災基幹施設は、風水害等の災害時においては、応急対策活動の拠点となることに加え、一部避難施設として利用されることもある。そのため、県、市及び関係機関は、これら施設の安全化を図り、機能を確保する。

また、庁舎、災害拠点病院等の施設については、大雨・台風等に伴う浸水に対する予防措置を施すとともに、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

- (2) 市及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が利用する施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

第3 まちの不燃化

1 防災指導等による不燃化、安全化等の促進

県及び建築主事を置く市は、次のように一般建築物の不燃化、安全化等を促進する。

(1) 一般建築物に対する防災指導

ア 建築確認審査による指導・誘導

建築基準法等に基づく建築確認を通じて、建築物や敷地等が安全となるよう指導を行う。

イ 災害危険区域内における防災指導及び建築制限

出水等による危険の著しい区域及び急傾斜地崩壊危険区域のうち急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を建築基準法第39条第1項の災害危険区域に指定し、区域内の既存建築物に対する防災指導を実施するとともに、住居の用に供する建築物の建築を制限し、災害を未然に防止する。そのほかは、本章第2節「土砂災害の予防」を参照。

ウ 危険予想地域内建築物の安全措置の指導

がけ崩れや浸水その他災害が予想される地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置を講ずるよう指導する。

エ 保安上危険な建築物に対する指導

保安上危険（がけ上、がけ下等）であり、又は衛生上有害である建築物に対し、適正な指導を行う。

オ 違反建築物の取締り

違反建築、無届建築等を摘発し、適正な指導を実施する。

カ 都市建築物の環境整備等

（ア）地域地区の指定のない都市について、指定の促進を図る。

- (イ) 道路位置指定、土地区画整理、共同建築等を指導、助長し宅地の計画的な環境整備を図る。
- (ウ) 建築基準法に基づく総合設計等の促進を図る。

(2) 老朽化した既存建築物に対する改修指導

建築年次が古く、老朽化の進んだ既存建築物については、安全性が確保されていないなど問題のあるものがある。既存建築物の安全性向上のため、老朽化した建築物の改修等についての指導を実施する。

また、これら施設の被害は、地盤高や周辺の河川・斜面等の状態にも影響されるため、風水害等の災害危険の高い区域については、特に重点的な安全化対策が必要となる。

(3) 融資制度等の活用による不燃化等の促進

ア 住宅金融公庫の融資による中高層建築物及び産業労働者住宅（会社用住宅）等への融資制度を活用し、耐火建築物の建設を促進する。

イ 特定優良賃貸住宅建設融資利子補給補助事業制度を活用して、民間賃貸住宅の耐火建築物建設を促進する。

ウ 密集地の老朽化した木造等の既設公営住宅は、建替事業による不燃化を促進する。

2 市民等への意識啓発

市は、市民に対し、次の意識啓発を行う。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認等を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について普及啓発を図るとともに、既存建物については、改修時の相談に応じる。このほか、パンフレットの配布、防災講習会等を実施することにより不燃化等の必要性を啓発する。

特に、老朽化した建築物の改修等についての普及啓発を図る。

(2) 危険地域の住宅等の安全性確保のための啓発

がけ崩れや浸水その他災害が予想される危険地域の建築物や敷地等については、安全性確保のための措置について啓発し、また、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象にならない住宅に対し移転促進のため、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

3 特殊建築物等の安全化

(1) 特殊建築物の不燃化等

建築基準法第6条第1項第1号に規定された特殊建築物（劇場、映画館、展示場、百貨店など不特定の人が集まる施設、病院、学校、旅館・ホテルなど多数の人が滞在する施設や自動車車庫等火災の危険性が高い施設など）の安全化を推進するため、建物の不燃化等を進める。

(2) 特殊建築物の定期報告

(1)の特殊建築物については、所有者又は管理者が建築士等に定期的にその敷地、構造及び設備の状況について調査・検査をさせ、その結果を定期報告し、安全確保を図る。

(3) 特殊建築物の定期的防火検査の実施

(1)の特殊建築物について、「建築物防災週間」において消防署等の協力を得て、防火点検を実

施するとともに、年間を通じてパトロールを実施し、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づく防火上、避難上の各種改善等、建築物の安全確保に対して積極的な指導を実施し、防災対策を推進していく。

第4 ライフライン施設の安全化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、市及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油、LPガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

1 電気施設

(1) 自主保安体制の構築

発電設備、送電設備等は、関連する法令、基準等を満たす設備となっており、法令等による巡視、点検等を実施し、災害による被害の未然防止に努める。

(2) 防災教育・訓練の充実

ア 防災教育

従業員に対し災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

イ 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態に有効に機能することを確認する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

2 ガス施設の安全性の確保

(1) 自主保安体制の構築

LPガス販売業者は、次の事項の整備を図る。

ア 新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める。

(ア) LPガス設備全般について、埋設導管をポリエチレン管への切り替えを進めるなど安全性が確保できるよう整備を進める。

(イ) 容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。

(2) 防災教育・防災訓練の充実

ア 風水害等防災訓練の実施や災害時の対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。

イ 風水害等による二次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者にはわかりやすく、災害時には速やかな対応ができるよう、次のような啓発を行う。

(ア) 災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容について説明する。

(イ) 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があったときは販売業者の点検を受けるよう指導する。

(ウ) 災害発生時は、火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

3 上水道施設の安全性の確保

(1) 自主保安体制の構築

水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

- ア 配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。
- イ 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。
- ウ 水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

(2) 防災教育・訓練の充実

各種研修会、講習会への参加・開催や、有事を想定した模擬訓練の実施を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。

4 下水道施設の安全性の確保

(1) 自主保安体制の構築

下水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進する。

- ア 下水道施設の整備・保守・点検
- イ 協定等に基づく相互応援体制の整備
- ウ 災害時用の資機材の整備

(2) 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

5 電気通信施設の安全性の確保

◆ 西日本電信電話株式会社島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

(1) 電気通信施設の現況

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため、次の電気通信設備等の防災対策を実施する。

- ア 電気通信設備等の高信頼化
 - (ア) 豪雨、洪水等のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行なう。
 - (イ) 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風・耐雪構造化を行なう。
 - (ウ) 火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行なう。

(2) 自主保安体制の構築

NTTとグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

- ア 電気通信システムの高信頼化
 - (ア) 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構成とする。
 - (イ) 主要な中継交換機を分散設置する。
 - (ウ) 大都市において、とう道網（共同溝を含む）を構築する。
 - (エ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

- (オ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (カ) 災害時優先電話について、加入者と協議し2ルート化を推進する。

(3) 防災教育・訓練の充実

NTTとグループ会社は関連会社と協力し、防災活動を円滑、かつ迅速に実施するため平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期又は随時に実施する。

また、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

- ア 災害発生時の初動立ち上げ訓練
- イ 気象等に関する情報伝達訓練
- ウ 各種災害対策用機器の操作・運用訓練
- エ 電気通信設備等の災害復旧訓練
- オ 消防及び水防の訓練（水防板・防潮板の点検・着脱を含む）
- カ 行政機関等が実施する防災訓練（災害用伝言ダイヤル『171』の運用を含む）

◆ (株)NTTドコモ中国支社 島根支店

(1) 電気通信施設の現況

ア 建物

二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉等を設置している。

イ 建物内部設備

(ア) 建物内に設備する電話交換機、伝送・無線及び電力等の機器は地震などの災害による倒壊損傷等を防止するための補強措置と、火災に備えて消火設備が設置されている。

(イ) 交換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施している。

ウ 非常用電源

重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家用発電機等を常備している。

ウ 移動用無線

(ア) 通信回線の応急回線の作成用として、可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備している。

(イ) その他復旧作業用として車両へ衛星携帯電話等を常備している。

(2) 自主保安体制の構築

電気通信施設の災害対策は、公衆通信役務を提供している重大な使命に鑑み、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組んでいる。また、電気通信設備の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、(株)NTTドコモ中国支社の各機関にも災害対策本部を設置すると共に、(株)NTTドコモ等NTTドコモグループに災害対策支援本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧に努める。

ア 通信を確保するための諸施策

(ア) 主要な伝送路を光ケーブル又は無線により、多ルート構成あるいはループ構成としている。

(イ) 指定避難所等に一般公衆通信の使用に供する携帯電話又は、衛星携帯電話の貸出しに努める。

(ウ) 災害時の孤立対策として、移動基地局車及び可搬型マイクロエントランスを主要ビルに配備している。

(エ) 架空ケーブルは、二次的災害（火災）を考慮し、通信ケーブルの地中化を推進している。

(オ) 商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家用発電機を常備しているが、更に移動電源車も主要ビルに集中配備している。

(カ) 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を

実施している。

(キ) 平素から災害復旧用資材を確保している。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期的又は随時に実施する。

なお、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

- ア 非常召集の訓練
- イ 災害予報及び警報等の伝達訓練
- ウ 災害時における通信疎通確保の訓練
- エ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- オ 消防及び水防の訓練
- カ iモード災害用伝言板サービスの運営

◆KDDI株式会社

(1) 電気通信施設の現況

災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、災害に強いネットワーク構成としている。

(2) 自主保安体制の構築

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を行う。また、被災時には通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、必要な事業所には緊急連絡設備、代替回線や臨時回線の設定に必要な設備や車両等の防災用機器等を配備している。

(3) 防災教育・訓練の充実

災害時に防災業務を遂行できるように、必要な教育を行い防災に関する知識の普及及び向上を図っている。全社的な訓練は年2回実施している。

◆ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社

(1) 電気通信施設の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施している。

- ア 停電対策
停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備の設置を進める。
- イ 伝送路対策
主要伝送路はルート冗長化等、通信が確保されるような対策を実施している。

(2) 自主保安体制の構築

災害時に、ネットワーク障害に即応できる体制と連絡網を整備して万一に備える。

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保する。

(3) 防災教育・訓練の充実

実際の災害を想定した訓練をグループ会社・協力会社を含めて実施し、訓練結果を基に見直しを行い、技術の向上と通信サービスの早期復旧を図る。

6 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

(1) 基本的事項

災害によるライフライン事故が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、県、市、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

(2) 情報通信設備の整備

ア 情報収集伝達機器の整備等

県及び市は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について、整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

7 災害発生時の応急体制の整備

(1) 基本的事項

ライフライン等施設に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、県、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

(2) 防災組織の整備

ア 防災組織の整備

ライフライン施設等災害時の配備体制を整備しておく。

イ 応急活動マニュアルの整備

各ライフライン等施設管理者は、それぞれの機関の実状を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員（社員）に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員（社員）、機関等との連携等について徹底を図る。

8 防災資機材の整備

(1) 防災資機材の整備

県、市、ライフライン施設管理者及び関係機関は、各種施設等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

ア 災害対策用資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

イ 災害対策用資機材の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両等の輸送力確保に努める。

ウ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため復旧用資材の規格の統一をライフライン施設管理者で進めるほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

9 防災知識の普及・啓発

これまでも通常の防災に関する広報を実施しているが、災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報誌の活用など様々な方法、機会を通じ、防災知識の普及、啓発に努める。

第5 交通施設の安全化

1 道路施設

県及び市は、緊急輸送ルート確保を早期に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路災害対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

◆ 西日本高速道路株式会社

(1) 災害予防計画

ア 予防のための点検及び安全性の確保

営業中の高速道路等においては、安全性を確保するため定期点検を実施し、災害予防措置に努める。

イ 利用者に対する広報活動

災害発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、災害発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。

ウ 資機材等の備蓄

災害による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ各種資機材、生活用品等の備蓄に努める。

◆ 中国地方整備局、県、市

(1) 計画

国道、県道、市道及び農道、林道等の各管理者は、各々の管理する道路について整備を行うとともに、土砂崩壊や落石等の危険箇所については、法面防護工等の実施、また橋梁等の道路構造物については安全性確保のための補強等の対策を実施し、災害時の避難及び緊急物資等の輸送に支障が生じないよう整備を行う。

ア 道路の整備

各道路管理者は、災害時における円滑な交通を確保するため、狭あい区間等の整備を行う。

イ 落石等通行危険箇所対策

各道路管理者は、落石等通行危険箇所について、日常点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所から、順次法面防護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る。

ウ 橋梁等の対策

各道路管理者は、橋梁等の道路構造物について点検を行い、構造上及び地盤上、安全性に問題のある施設については、順次補強を行い安全性の確保を図る。

エ トンネルの安全対策

トンネルの安全の確保のため、所管トンネルについて安全点検調査を実施し、補強対策工事が必要な箇所については、補強を実施する。

2 鉄道施設

◆ 西日本旅客鉄道株式会社米子支社

(1) 計画目的

この計画は、西日本旅客鉄道株式会社防災業務計画に基づいて、旅客鉄道事業及び関連事業に係わる車両、施設、設備等の災害対策について、迅速適切に処理すべき業務を定め、輸送の円滑化を図ることを目的とする。

(2) 実施の方針

この計画は、輸送業務を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め輸送の確保を図るとともに、他支社及び他の輸送機関並びに関係地方自治体、その他の防災機関と密接な連携のもとに、万全の措置を講ずることをもって、その基本方針とする。

(3) 施設等に対する防災予防対策

線路建造物等の施設については次により防災対策を講ずる。

ア 線路建造物等の施設については、設計基準によって安全設計がなされているが、安全性等を把握するため定期検査を実施し、その機能が低下しているものは、補強又は取替え等の計画を定める。

イ 災害発生時における線路建造物等の災害警備発令基準及び非常招集計画等を定める。

ウ 気象情報等による線路巡回計画等を定める。

(4) 防災業務施設及び設備の整備

関係防災機関及び地方公共団体との緊急な連絡、部内機関相互における警報等の伝達及び情報収集を円滑に行うため、通信設備及び各種警報装置等を整備する。

(5) 防災上必要な教育及び訓練

ア 関係社員に対し、講習会の開催及び資料の配布等を行うとともに、日常業務を通じて必要な教育を行う。

イ 関係社員に対し、災害応急対策及び災害復旧に必要な訓練を行うとともに、地方公共団体及び防災機関が行う合同訓練には積極的に参加し必要な知識の修得に努める。

(6) 人員、資機材等の確保

ア 災害復旧に必要な人員、資機材等の確保を図るため非常招集計画を定め必要な資機材を常備しておくとともに、関係協力事業者との協議要領を定めておく。

イ 復旧作業に必要な資機材及び災害予備用貯蔵品を備蓄している箇所は定期点検、保有数の確認及び機能保持等に努める。

ウ 自動車を保有する関係各長は、災害復旧に必要な人員、緊急輸送用自動車の指定及び輸送計画を定め、警察関係に確認申請を行う。

第6 その他公共土木施設の安全化

1 河川等施設

◆ 県、市

(1) 現況

市内には、斐伊川等の築堤河川があり、破堤による危険性がある。しかもこれらの河川では、下流部に水門や排水機場を有しており、内水排除を行わなければならない現況である。

(2) 対策

県は、治水安全度を高めるため、上流部で洪水調節用ダムの建設を、下流部では河積の拡大や堤防の安全性向上のための対策工事を行う。

また、水防情報システム等により、的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できるような体制とする。

2 砂防等施設

◆ 県

(1) 現況

本県は急峻な山地が多く、また全県が特殊土壌地帯で、地質的にも降雨による侵食を受けやすく、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生する危険性が高いため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策を積極的に実施してきた。

しかし、本県は土砂災害危険箇所が多く引き続き施設整備を一層推進するとともに、警戒避難体制の確立を図る必要がある。

(2) 砂防対策

土石流の発生の危険性が高い溪流について砂防指定の促進を図るとともに、土石流危険溪流を中心とした砂防施設の整備を行い、地域の安全性の向上を図る。また、既存の砂防施設等の点検を実施し、施設の安全を維持する。

地域住民の土砂災害からの警戒避難体制の整備充実を図るため、土砂災害予警報システムを整備しているが連絡体制の確立等情報伝達の徹底を図る必要がある。

(3) 地すべり防止対策

風水害によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市町村及び地域住民の協力のもとに、必要に応じ地すべり防止区域の指定の促進を図るとともに、順次対策事業を推進する。また、地すべり危険箇所の点検体制及び日頃の地割れ、陥没、隆起、建物や立ち木の傾き、あるいは湧水等の観測体制を整えるとともに、地すべり監視施設等の整備による警戒体制の確立を図る。

(4) 急傾斜地崩壊防止対策

危険度の高い急傾斜地に対しては、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事を推進する。また、豪雨時等の急傾斜地の点検体制の整備及び危険区域内での崩壊を助長し、誘発するような行為の制限を図り、災害の未然防止のため、急傾斜地の周辺に、危険性を示す標識の設置や、住民への危険に対する啓発活動の実施、必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行うなど警戒体制の確立を図る。

3 治山施設

◆ 県

(1) 現況

治山事業は、山腹崩壊地、山腹崩壊危険地、荒廃溪流及び荒廃の兆しのある溪流に対し対策工事を実施しているが、特に本県は地形・地質等の自然的条件から山崩れ、土石流等の山地に起因する災害が発生しやすい状況にある。このため、治山事業により荒廃山地を復旧整備し、特に山地災害危険地が集中している地区などについては、防災対策総合治山事業等により、緊急かつ総合的な対策を講じてきた。

しかし、豪雨等による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより、崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石流となる崩壊土砂の流動化現象が予想される。

このような災害の多様化と山地災害の危険性が一段と高まるなかで、より効果的な対策と危険地区の計画再整備を図り、山地災害の未然防止に努める。

(2) 対策

山腹崩壊地、山腹崩壊危険地に対しては、土留工等の基礎工を施工し、山腹斜面を早期緑化し山崩れによる被害の防止を図る。また、荒廃溪流等に対しては、治山ダム等の溪間工を施行し、土石流等による被害の防止を図る。既設工作物は点検を実施して、亀裂や洗掘に対しては早急に補修し施行地の管理を図る。

なお、これらは治山事業として危険度の高いものから逐次計画的に実施するが、地域住民に対しても防災意識の高揚を図るとともに、日頃から地域住民自らが行う防災施設の点検等の予防保全対策を支援し、自主防災組織の育成強化を進める。

4 ダム

◆ 県

(1) 現況

県が所管しているダム及びダムゲートは、「河川管理施設等構造令」をはじめとした諸設計基準により設計している。

(2) 保守管理

県が所管しているダム施設については、河川法及び河川法施行令に基づいて定めたダム操作規則により施設の点検を行う。

企業局所管のダムについては上記点検のほか、電気事業法に基づく点検も行う。

第5節 農林業施設災害の防止

第1 基本的な考え方

風水害等の災害による農林水産物や農林業関連施設の被害を防止するために必要な対策を実施する。

第2 農業施設災害の防止対策

1 農業用ため池

◆ 県、市、施設管理者

(1) 現況

県内には多くの農業用のため池があるが、それらの多くは築造年代が古く老朽化している。それらは、災害に対する安全性が考慮されていない場合が多く、豪雨時等に決壊の危険性があり、下流の農家、農作物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

(2) 対策

農業用のため池は、決壊した場合下流に与える影響が大きいため、県は「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」を参考に、適正な管理を市、ため池管理者に対し指導する。老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策への支援を行う。

なお、決壊した場合に甚大な被害が発生するおおむね貯水量5,000m³以上かつ被害想定おおむね10戸以上のため池は、警戒ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。

2 農業用水利施設（頭首工、樋門、揚排水機場、水路等）

◆ 県、市、施設管理者

(1) 現況

県内には、農地のたん水被害防止、洪水防止などに資する農業用水利施設があるが、これら施設の多くは整備後数十年経過し老朽化しており、豪雨時に機能低下又は突発的な機能不全によって農作物、家屋及び公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

(2) 対策

農業用水利施設の機能保全を図るため、県はストックマネジメントの基本的事項を普及するとともに、施設の機能診断調査、評価、劣化予測、コスト算出・比較などを行い、計画的・効率的な機能保全を図る。

第6節 防災活動体制の整備

第1 基本的な考え方

災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、県、市及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。そのため、風水害時の災害対策本部及び初動（警戒）体制の確立要領等を整備しておくとともに、県、市、防災関係機関相互の連携体制、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、県、市は指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図る。

第2 災害対策本部体制の整備

1 趣旨

市は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図る。

また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

2 初動（警戒）体制の整備

(1) 動員計画の策定

市は、あらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

(2) 非常参集体制の整備

ア 市は、参集基準を明確化し、実情に応じ職員の非常招集体制の整備を図る。

イ 連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。

ウ 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

(3) 当直員等による体制の整備

勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、状況に応じて当直員等による24時間体制で対応する。

(4) 応急活動マニュアル等の整備

市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

(5) 防災関係機関との連絡体制の整備

災害対策本部に意見の聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求められることができる仕組みの構築に努める。

3 登庁までの協議体制の整備

市は、勤務時間外に大規模な風水害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員の連絡体制を確立する。

4 災害対策本部室等の整備

市は、以下の点に留意して災害対策本部室等の整備を行う。

- (1) 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備
- (2) 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保
- (3) 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備
- (4) 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- (5) 応急対策用地図

第3 防災中枢機能等の確保・充実

1 趣旨

市災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。また市は緊急輸送のための拠点整備を行う。

2 防災中枢機能の整備

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備に当たっては、施設等の整備に加え、浸水・波浪災害に伴う停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の整備等非常用通信手段の確保を図る。

市の災害対策の中核施設の非常用電源設備については、3日間（72時間）以上の発電が可能な燃料等の備蓄を行い、平常時から点検、整備に努める。

第4 広域応援協力体制の整備

1 趣旨

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より体制を整備しておく。

2 市町村・消防本部間の相互協力体制の整備

市は、平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

- ・災害時の相互応援に関する協定書（平成8年2月1締結）

3 市と自衛隊との連携体制の整備

- (1) 市と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊への情報連絡体制の充実、共同防災訓練の実施等に努める。
- (2) 市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。
- (3) 市は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。
- (4) 市は、円滑に自衛隊の災害派遣を受けることができるよう、地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努め、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう役割分担・連絡調整体制、派遣部隊の活動拠点、宿泊施設又は野営施設、使用資器材等について必要な準備を整える。

6 防災関係機関の連携体制の整備

(1) 共通

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、市及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、県及び市等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資器材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

(2) 警察

警察本部は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

また、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資器材の充実等を通じて、広域的な派遣態勢の整備を図る。

(3) 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(4) 建設業協会

建設業協会は、国、県、市との協定等を整備し、水防、土砂災害対策等の災害応急対策の支援体制の整備に努める。

(5) 日本赤十字社島根県支部

日本赤十字社島根県支部は、県と締結している「災害救助に基づく救助業務委託契約書」を踏まえ、医療、助産、死体の処理等の災害救助活動の支援体制の整備に努める。

(6) 国土交通省中国地方整備局

国土交通省中国地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図る。

(7) 運送事業者である公共機関

ア 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県、市町村等から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行う。

イ 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておく。

7 応援計画及び受援計画の整備

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整える。

(1) 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(2) 市は、都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

(4) 県は、市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

第5 災害救助法等の運用体制の整備

1 趣旨

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、県、市の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から運用体制を整備しておく。

2 災害救助法等の運用への習熟

(1) 災害救助法運用要領への習熟

県及び市は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助実務研修会等

県は、災害発生時における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、災害救助法実務研修会を実施する。

県及び市の担当者は、自己研さん等により、その内容に充分習熟しておく。

(3) 必要資料の整備

県及び市は、「災害救助の実務」（厚生労働省社会局施設課監修）、県細則等、災害救助法運用に際して必要となる資料を整備しておく。

3 運用マニュアルの整備

市は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成する。

4 意思決定の支援体制の整備

県は、災害時に市の災害救助法の運用を支援するための体制を整備する。

5 災害救助基金の確保

県は災害救助法第23条の規定により、災害救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、以下の方法により災害救助基金を積立てる。

(1) 基金の積立額

当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の5/1000に相当する額以上とする。

災害救助基金から生じる収入はすべて災害救助基金に繰り入れる。

(2) 基金運用の方法

- ア 財政融資資金への預託又は確実な銀行への預金
- イ 国債証券、地方債証券、勸業債券その他確実な債券の応募又は買入れ
- ウ 救助法第4条第1項に規定する被服、寝具等給与品の事前購入

第6 複合災害体制の整備

(1) 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第7 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 県は、市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

第7節 情報管理体制の整備

第1 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。県、市及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・共有するとともに市民に提供するため、ソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

第2 情報通信設備の整備

1 防災行政無線

(1) 県

特に県内地方機関、市町村、消防本部及び防災関係機関を結ぶ無線網で、災害情報の通信にはこの防災行政無線を用いる。

なお、通信の輻輳により通信の確保が困難となる場合は、通信回線の統制、強制切断等の通信統制を行う。

(2) 市

市は、市民に対する災害時における情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、防災行政無線等の市内全域への導入について、平成26年度に設計業務を行い、平成27・28年度で整備する。

(3) 雲南消防本部

平成28年5月のデジタル化移行期限を踏まえ、雲南消防本部管内における消防救急無線デジタル化整備計画に基づき整備する。

2 非常通信

市は、通信事業者一般回線や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、中国地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の有線・無線通信施設を利用した非常通信を行うことができる。

第3 気象等観測・伝達体制の整備

1 気象観測施設の整備

(1) 気象レーダーの整備と伝送

本県における冬期の西高東低の気圧配置による強い季節風と大雪、梅雨期における局地的集中豪雨、また台風期における暴風雨等の被害は、地形の影響に起因することが多く、これらの異常気象に対処するためには、日本海や本土におけるきめ細かい気象状況の把握が必要である。このため、気象庁は、昭和41年6月、三坂山に気象レーダーを設置、同61年4月気象レーダーにレーダーエコーデジタル化装置を設置し、その後、平成20年1月にレーダー装置をドップラー化して、データの高速処理を行う等防災上大きな役割を果たしている。

(2) 地域気象観測システムの整備

本県は東西に長く、南北に短く、また山地が多い複雑な地形であり、かつ崩壊しやすい地質からなるため、地理的に極めて災害の発生しやすいところとされている。

気象庁は地域気象観測システムにより、降水量、風向・風速、気温、日照時間、積雪の各データの観測・収集を自動的に行い、気象災害の防止・軽減に重要な役割を果たしている。県内には、

現在气象台（松江）1箇所、特別地域気象観測所（西郷、浜田）2箇所、地域気象（4要素）観測所16箇所、地域雨量観測所8箇所を運用している。

2 予報及び警報等伝達体制の整備

- (1) 松江地方气象台では、防災気象情報の伝達は文字情報に加えて、より詳細な図画情報を迅速に送るよう防災情報提供システムを整備している。
- (2) 関係機関は、気象予報及び警報等、水防警報、火災警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。
- (3) 市は、相互に協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定（災害対策基本法第57条）を締結し、その円滑化を期する。

第4 島根県総合防災情報システムの運用

1 島根県総合防災情報システムの全体構成

島根県総合防災情報システムは、以下のサブシステムから構成されており、県内各種観測情報や災害情報を収集し、市町村及び関係機関への確に伝達できるようになっている。本システムを運用することにより、大規模災害が発生した際の災害情報の共有を図り、災害の規模の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。

(1) 災害対策業務支援システム

各種気象・水象・地象・国民保護・武力攻撃情報等を防災関係機関にWebメールにて情報伝達し、防災端末においては音声及びポップアップにより重要情報を一斉に通知する。

また、被害状況等の入力や掲示機能による資料掲載により、関係機関の間で情報の共有を迅速に行う。

(2) 情報提供システム

登録制メール、緊急速報メールにより県民及び職員に緊急情報を伝達する。また、ポータルサイトやSNSを通じて県民に防災情報を提供する。

第8節 広報体制の整備

第1 基本的な考え方

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、市民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や一般市民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

第2 市民への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、被災者への情報伝達手段として、特に防災行政無線の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。
なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、外部との通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。
- (3) ケーブルテレビ事業者は、ケーブルテレビの特性を活かした災害情報の広報等について検討し、災害広報体制の整備を図る。
- (4) 市は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。
- (5) 広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。
- (6) 市は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、特別警報及び警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (7) 県及び市は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (8) 県及び市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第3 報道機関との連携体制の整備

県、市及び各防災機関は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これら協定にもとづく放送要請の具体的な手続きの方法等について、年1回程度打ち合わせ会議を開催し、事前の申し合わせを行うなど、報道機関との連携体制を構築しておく。

第4 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の災害にともない被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、市民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、市は、平常時から広報誌やホームページなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、県及び市は関係機関と協議するなど検討しておく。

第9節 避難予防対策

第1 基本的な考え方

風水害等の災害時には、河川出水、土砂災害等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。市はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、市は、災害時に住民等が安全・的確に避難行動や避難活動を行いうるよう平常時から必要な体制を整備しておく必要がある。

第2 避難勧告等の基準の策定

1 避難勧告等の種類

市は、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を地域防災計画に定めるとともに、その意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図る。

また、気象等の特別警報、警報、土砂災害警戒情報及び避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について準備しておく。

避難勧告等一覧

種 類	発令時の状況	住民に求める状況
避難準備 情 報	要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難先への避難行動を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

注) 避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずる。

2 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成

市は、適切な避難勧告、避難指示等を行うため、下記に示す事項について検討し、避難すべき区域や具体的な判断基準などを記載した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

県は、市が「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するに当たって必要な情報の提供に努めるとともに、マニュアル作成の参考となるガイドラインを作成する。

(1) 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所

○水害

- ・住民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定
- ・対象とする河川の特性を把握

○土砂災害

- ・土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定
- ・土砂災害の発生しやすい気象条件を把握

(2) 避難すべき区域

- ・避難が必要な区域を特定
- ・当該区域での災害の様相や、避難勧告等の判断に係る特性を把握

(3) 避難勧告等の発令の判断基準・考え方

- ・避難勧告等（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の意味合いと、住民に求める行動を確認
- ・住民が避難先へ避難するために必要な時間を把握
- ・避難すべき区域毎に、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準（考え方）を策定
- ・屋内での待避等の安全確保措置を講ずべき状況の基準（考え方）を策定

(4) 避難勧告等の伝達方法

- ・伝達文の内容の設定
- ・伝達手段及び伝達先の設定

(5) 参考とすべき情報

- ・過去の災害記録（浸水実績、土砂災害記録等）
- ・浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図、土砂災害危険箇所図
- ・河川の特徴に関する情報（堤防の整備状況、流下能力図、重要水防箇所、排水機場・水門の状況等）
- ・災害時に入手できる実況情報（水位情報、雨量情報等）
- ・避難勧告等に参考とすべき情報（気象等の特別警報、警報、注意報、洪水予報、特別警戒水位情報（避難判断水位）、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報、記録的短時間大雨情報、記録的な大雨に関する気象情報等）
- ・情報伝達手段の整備状況（防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等）

3 防災マップの作成

市は、発災時に住民等が円滑に避難を行うため、住民等と一体となり防災マップを作成し、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難経路、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報を住民に周知する。

防災マップの作成に当たってバリアフリー化が必要な避難経路等が確認された場合は所要の措置を講じる。

4 避難指示等に係る助言

(1) 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。

(2) 市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第3 避難体制の整備

1 避難計画の策定

(1) 市の避難計画

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、地域自主組織、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。

なお、避難所（被災者収容施設）の運営に当たっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

ア 避難勧告等の判断・伝達マニュアルで定めた避難勧告等の発令基準及び伝達方法

イ ハザードマップによる浸水箇所、土砂災害警戒区域等

ウ 避難先の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難先への経路及び誘導方法

オ 避難所（被災者収容施設）開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）給水措置

（イ）給食措置

（ウ）毛布、寝具等の支給

（エ）衣料、生活必需品の支給

（オ）負傷者に対する応急救護

（カ）要配慮者の救護

カ 避難所の管理に関する事項

（ア）避難所の秩序保持

（イ）収容者に対する災害情報の伝達

（ウ）収容者に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ）収容者に対する各種相談業務

（オ）避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要配慮者への配慮、生活環境の確保

（カ）運営責任者の事前選任

（キ）役割分担の明確化

キ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項

（ア）指定避難所（避難者収容施設）

（イ）給水施設

（ウ）情報伝達施設

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

（ア）平常時における広報

・ 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行

・ 住民に対する巡回指導

・ 防災訓練等

（イ）災害時における広報

・ 広報車による周知

・ 避難誘導員による現地広報

・ 住民組織を通じた広報

ケ 避難行動要支援者等の避難支援に関する事項（本章第23節「要配慮者等安全確保体制の整備」参照）

（ア）避難行動要支援者等への情報伝達方法

（イ）避難行動要支援者ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項

(ウ) 避難行動要支援者の支援における市、避難支援等関係者の役割分担

(2) 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする駅、ショッピングセンターなどの都市施設等、防災上重要な施設の管理者は、市の作成する避難計画を踏まえ、以下に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。市は、防災上重要な施設の管理者の避難計画作成に必要な指導・援助を行う。

ア 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。

イ 社会福祉施設等

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等は、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。

ウ 不特定多数の者が出入りする都市施設等

駅、ショッピングセンターなど不特定多数の者が出入りする都市施設等は、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。

(3) 学校等の防災計画等

市は、所管する学校等が風水害の際にとるべき行動を防災計画に明記するよう指導するとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進する。

学校等は、臨時休校や終業時刻の繰上げによる下校措置に備え、臨時休校を乳幼児、児童及び生徒（以下児童等）に連絡するための方法、児童等を安全に下校させるために必要な措置などについて、教育委員会と連携して整備するとともに、保護者の理解を得ておくことが必要である。

多数の児童等を学校から避難させる場合も想定し、避難先、避難経路、誘導方法などを防災計画に明記しておく。

ア 臨時休校・下校措置に備えた体制整備

(ア) 家庭訪問、児童カードなどを利用して児童等の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や、大雨により氾濫が予想される用水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通学路の変更などの指示ができるようにしておく。

(イ) 臨時休校・下校措置の決定に当たり、隣接の学校、所轄の教育委員会との連絡のとり方を明確にしておく。

(ウ) 臨時休校・下校措置をとることを地域、保護者に連絡する方法を明確にしておく。

(エ) 災害時の学校の対応について、学校の広報紙、PTA総会などを利用して保護者に理解を得ておく。

イ 学校周辺の危険箇所の把握

大雨により、浸水又は土砂崩れが発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、大雨の際、すみやかに確認を行い、対策が講じられるようにする。

ウ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

市は、小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

2 避難誘導體制の整備

(1) 避難計画の習熟と訓練

市は、避難計画及び本編第2章第8節「避難活動」に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

(2) 避難勧告・指示等の実施要領の明確化

市長による避難の勧告・指示等が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、地域防災計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行い、避難の勧告・指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(3) 避難者の誘導體制の整備

市は、避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難先への避難経路を指定しておき、住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 状況に応じて誘導員の配置や、車両による移送などの方法を講じておく。

エ 市は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(4) 自主避難体制の整備

市は、土砂災害などの前兆現象が出現した場合等の住民の自主避難について、住民に対し、広報紙のほか、あらゆる機会を通じてその指導に努める。

また、住民は、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じた場合、土砂災害などの前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう心掛ける。

(5) 避難指示等の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第8節「広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ、有線放送、電話等の利用により伝達する。

カ コミュニティFMを利用して伝達する。

キ 登録制メールにより伝達する。

ク 携帯端末による緊急速報メールサービスにより伝達する。

ケ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）により伝達する。

市長は、市の避難計画において、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の構築

市は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制を構築する。

ア 避難指示等の伝達体制の確立

市長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ 避難行動要支援者避難誘導體制の構築

市長は、避難行動要支援者が避難するに当たって、地域防災計画に定めた避難支援等関係者から避難行動要支援者への情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

第4 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と確保

(1) 指定緊急避難場所の指定

市長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

ア あらかじめ管理者の同意を得ておく。

イ 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等とする。

ウ 安全区域外に立地する場合、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

(2) 指定避難所の指定及び整備

ア 指定避難所の指定

市長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民へ周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

なお、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物等又は天幕を設置し、避難所とする。

(ア) あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。

(ウ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

(エ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されてい

るもの。

- (オ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (カ) 学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。
- (キ) 避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

イ 指定避難所の整備

市は、指定避難所となる施設には、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

ウ 指定避難所における備蓄等の推進

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

なお、市は、指定避難所である学校等の建築物に、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

また、孤立予想地区の指定避難所は、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

(3) 要配慮者の特性にあわせた避難所の指定・整備

市は、避難所の設定に当たり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮するとともに、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。

2 避難先区分けの実施

市は、次の事項を勘案して避難先の区分けを実施し住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

- (1) 避難先の区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
- (2) 避難先の区分けに当たっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
- (3) 避難人口は、夜間人口によるが、避難先の収容力に余裕をもたせておく。

3 避難路の選定と確保

市職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

(1) 避難路の選定と確保

市は、市街地の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。

- ア 避難路は、おおむね8 m以上の幅員を有するもの。
- イ 避難路は、相互に交差しないもの。
- ウ 避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。
- エ 避難路沿いには、火災や爆発などの危険性がある工場がないよう配慮する。
- オ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- カ 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(2) 避難先及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため警察は次により避難先及びその周辺道路における交通規制を平常時から実施する。

- ア 避難先にある道路は、終日全域駐車禁止とする。
- イ 避難先周辺の道路で避難者の通行に支障があると認められる道路は駐車禁止とする。
- ウ 上記以外の道路については、避難対象地域から流出方向への一方通行や指定方向外進行禁止等の車両通行抑制とするが、可能な限り車両通行禁止の歩行者用道路とする。

4 避難先の住民への周知

市は、避難先、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」*や外国語による多言語表記に努める。

- (1) 市の広報紙等
- (2) 案内板等の設置
 - ア 誘導標識
 - イ 避難先案内図
 - ウ 避難先表示板
- (3) 防災訓練
- (4) 防災啓発パンフレットの作成、配布
- (5) 防災マップ等の作成、配布

(注)

* やさしい日本語：日常使われている日本語を、より簡単な言葉や、漢字にふりがなを振る等して、外国人や子ども、高齢者などにも分かりやすく言い換え（書き換え）をした日本語

5 避難誘導標識の整備及び住民への周知

市は、避難先への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難先の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。

なお、避難誘導標識の整備に当たっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努める。

6 社会福祉施設等における対策

県は、介護保険施設、障害者支援施設等に対し、県内、近隣都道府県内における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する災害協定を締結するよう指導に努め、あわせて、その内容を県に登録するよう要請する。

また、介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

第5 応急仮設住宅等の確保体制の整備

県及び市は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるような体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。その際、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の手配等について、あらかじめ定めておく。

第10節 救急・救助体制の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の危険性があり、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

第2 救急・救助体制の整備

1 関係機関等による救急・救助体制の整備

風水害等では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

(1) 市、消防本部の救急・救助体制の整備

ア 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 市は、市内で予想される災害のうち、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図る。

また、土砂崩れ等で孤立が予想される地域は、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や市との間の情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車両、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の定着を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事象に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

キ 災害発生後急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（DMAT）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 警察の救急・救助体制の整備

ア 警察本部及び各警察署警備部隊の編成計画の整備に努める。

イ 警察用航空機、車両等警察が保有する装備資機材の整備、充実に努める。

ウ 市や関係機関等と、日頃から、相互連絡体制等について十分に検討しておく。

(3) 消防団の救急・救助体制の整備

消防団は、日頃から、地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。

(4) 自衛隊の救急・救助体制の整備

自衛隊は、日頃から市や関係機関等との相互連絡体制等について十分に検討する。

2 住民、自主防災組織等の救急、救助への協力

災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要になる。このため、住民、自主防災組織等は、日頃から、必要な体制を検討しておくとともに、県や市が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。市は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

3 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

市及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

県は、市及び消防機関が行うこれらの活動等を支援する。

4 災害救援ボランティア組織との連携

市や関係機関と日頃から相互連絡体制等について十分検討するとともに、県や市が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

第3 救急・救助用資機材等の整備

1 救急用装備・資機材等の整備方針

(1) 県及び市、消防本部

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材等の整備を図る。

- ・車両

救急車、高規格救急車（スーパーアンビュランス）

- ・救急資機材

高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ*

(注)

* トリアージ・タッグ：多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具

(2) 警察、自衛隊

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用資機材や搬送に使用する車等の整備・点検に努める。

2 救助用装備・資機材等の整備方針

(1) 県及び市、消防本部

ア 土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、各消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

(ア) 消防署等

- ・高度救助用資機材（ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機）、熱画像直視装置

- ・救助用ユニット

画像探索装置、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター）

- ・消防隊員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第4条別表による。削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

(イ) 消防団

- ・消防団員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第4条別表による。削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

- ・担架（毛布・枕を含む）
- ・救急カバン

(ウ) 自主防災組織

- ・担架（毛布・枕を含む）
- ・救急カバン
- ・簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか）
- ・防災資機材倉庫等

イ 災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救助車の整備を図る。

(2) 警察

ア 県下警察署の各地域の中心となる警察署に、最小限度必要と認められる救助用資機材を集中的に配置して、活用するように努める。

- ・救助用資機材

（例）救命ボート、エンジンカッター、ボルトクリッパー、大型バール、チェーンソー、車両移動器具、削岩機、投光機、大型ハンマー

イ 道路等の障害物の除去や、がけ崩れ現場、倒壊家屋等からの救出・救助に強力な力を発揮する災害活動用車両の整備を図る。

- ・災害活動用車両

（例）災害用強力投光車、クレーンレッカー車、多目的災害活動車、災害用レッカー車、災害用ショベル車、給水車、クレーン付ダンプ車

(3) 自衛隊

災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、救助用資機材や車両等の整備・点検に努める。

第11節 医療体制の整備

第1 基本的な考え方

1 趣旨

災害発生時において、県、市、医療関係機関及び防災関係機関が相互に連携し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施することができるよう体制の整備を図る。

第2 情報収集管理体制の整備

大規模災害が発生した場合、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。県、市、医療関係機関及び防災関係機関が迅速かつ的確に医療救護対策を実施するためには、多くの災害情報の中から医療救護に必要な緊急性の高い情報を優先的に収集、伝達できるようなソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

第3 医療救護体制の整備

災害発生時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が発生するとともに、数多くの医療施設が被害を受け、十分な医療の提供が困難な状況になることが予想される。このため、被災地内外の災害拠点病院、災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班が連携して効果的な医療救護活動を行う必要があり、すべての医療救護活動を統制可能な体制の整備を図る。

また、医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

第4 防災訓練

災害発生時において、県、市医療関係機関及び防災関係機関等は、地域防災計画及びそれに基づき各機関が作成するマニュアルの定めるところにより医療救護活動を実施することとなるが、これらの医療救護を円滑に行うために、平常時から県、市、医療関係機関及び防災関係機関が協力し、各種訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

第12節 交通確保・規制体制の整備

第1 基本的な考え方

風水害時には、道路、橋梁、アンダーパス等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

また、道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

第2 交通規制の実施責任者

1 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、以下のとおりである。

区 分	実 施 責 任 者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道 及び県道) 市長 (市道) 西日本高速道路株式会社 (西日本高速道路株式会 社が管理する道路)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険 であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められ る場合
公安委員会 ・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 本県又はこれに隣接し、若しくは近接する県の地域 に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしてい る場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われ るようにするため緊急の必要があると認められるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と 円滑を図るため、必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路 において交通の危険が生ずるおそれがある場合

第3 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区 分	整 備 方 針
道路管理者	<p>道路管理者は、道路、橋梁、アンダーパス等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。</p> <p>また、警察等関係機関と連携を図るとともに、道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。</p>
公安委員会 ・警察機関	<p>警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するために以下の項目について整備に努める。</p> <p>ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、又は、防災訓練のための交通規制計画を策定する。</p> <p>イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。</p> <p>ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。</p> <p>エ 警備業協会等との協定 規制要員は、警察官を中心に編成するものとするが、災害時の混乱期には警察官が不足することが予想される。 その場合、警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（J A F）の協力を得られるよう、協定に基づき日頃から連携を図っておく。</p> <p>オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。</p> <p>カ 道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。</p>

第4 緊急通行車両等の事前届出・確認

1 緊急通行車両の事前届出

(1) 事前届出の対象とする車両

知事又は公安委員会が行う災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく確認の対象となる車両は、同施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されている。

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使われる車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両は、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

- ア 特別警報及び警報等の発表及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 被災した児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、警察本部又は管轄警察署を経由して県公安委員会に対し、若しくは県防災危機管理課を経由して島根県知事に対し、「緊急通行車両等事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等。）を添付して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して緊急通行車両証明書が円滑に交付されることから、事前届出を積極的に行う。

2 規制除外車両の事前届出

(1) 事前届出の対象とする車両

規制除外車両として事前届出の対象となる車両は、緊急通行車両以外の車両であって、次のいずれかに該当する。

- ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 事前届出の申請

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）は、警察本部交通規制課又は各警察署を經由して県公安委員会に対し、「規制除外車両事前届出書」に当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を示して事前届出を行う。

なお、発災後、当該車両に対して規制除外車両証明書が円滑に交付されることから、事前届出を積極的に行う。

3 届出済証の交付と確認

(1) 審査

県公安委員会は、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行い、該当すると認められるものについては、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。届出済証は、附属資料の様式を参照。

(2) 届出済証の交付を受けた車両の確認

届出済証の交付を受けた車両は、県防災危機管理課、支庁県民局・各県土整備事務所、警察本部、各警察署、高速道路交通警察隊又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両又は規制除外車両である旨の確認を受けることができる。この場合、確認審査を省略して、災害対策基本法施行規則様式第3の「標章」及び様式第4の「緊急通行車両確認証明書」又は「規制除外車両確認証明書」を交付する。

「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」は、第2編第2章第13節「交通確保、規制」参照。

(3) 手続き

県公安委員会は、確認手続きの具体的な運用は、県防災危機管理課と所要の調整を図っておく。

第13節 輸送体制の整備

第1 基本的な考え方

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

第2 輸送体制の整備方針

1 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を作成する。

2 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、県及び市をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- (1) 輸送業者等と緊急輸送に係る協力協定の締結を図る。
- (2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。
- (3) 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点の運送事業者等を主体とした業務の実施を図るため、協定に基づき社団法人島根県トラック協会へ物資輸送に併せ、物流専門家等の派遣を要請する。また、物資の輸送拠点として運送事業者の施設を活用するための体制整備を図る。
- (4) 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。
- (5) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、緊急輸送車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることから、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第3 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

(1) 輸送手段の確保

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する以下の輸送手段を確保しておく。

ア 自動車による輸送

- (ア) 災害応急対策実施機関所有の車両等
- (イ) 公共団体等の車両等

- (ウ) 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
- (エ) その他の民間の車両等
- (オ) 石油燃料の輸送車両等
- イ 鉄道による輸送

(2) 関係機関相互の協力関係の強化

関係機関相互は、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るため、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）は、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

2 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設として、以下のとおり指定しておく。

なお、県、市及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、輸送施設及び輸送拠点は、災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア 緊急輸送道路の指定

（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改訂）参照。）

イ 港湾・漁港、空港、臨時ヘリポート等の指定

（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改訂）参照。）

(2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点として、以下のとおり指定しておく。なお、県、市及び関係機関は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、集積拠点は、災害時の安全性を配慮しつつ、関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

ア 救援物資等の備蓄・集積拠点

（指定箇所については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改訂）参照。）

イ トラックターミナル等の指定

ウ 卸売市場等の指定

(3) 集積拠点の運営

県では、集積拠点において、物資の集荷・仕分け・管理・配送等民間事業者のノウハウを活用し、物流の円滑化を図るため、協定に基づき社団法人島根県トラック協会へ物資輸送にあわせ、物流専門家等の派遣を要請する。

第4 緊急輸送道路啓開体制の整備

1 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開（道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること）を実施する

路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

2 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開体制の整備を図る。

3 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、必要に応じて、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

4 関係団体等との協力関係の強化

道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第14節 防災施設、装備等の整備

第1 基本的な考え方

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点施設となる広域防災拠点が効果的に活用できるよう体制の充実強化を図るとともに、市内に災害用臨時ヘリポートを整備する。また、市は、各種防災装備・資機材等を整備する。

第2 災害用臨時ヘリポートの整備

1 趣旨

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

2 臨時ヘリポートの選定

市は、県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定しておく。

なお、孤立可能性のある地区は、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努める。

3 県への報告

市は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

- (1) 臨時ヘリポート番号
- (2) 所在地及び名称
- (3) 施設等の管理者及び電話番号
- (4) 発着場面積
- (5) 付近の障害物等の状況
- (6) 離着陸可能な機種

4 臨時ヘリポートの管理

市は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮しなければならない。

第3 防災装備等の整備・充実

1 趣旨

防災関係機関は、応急対策実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

県、市（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するに当たっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

2 各種防災装備等の整備

- (1) ヘリコプター
- (2) 警備用船艇、ゴムボート
- (3) 特殊車両
- (4) その他（可搬式標識・標示板等交通確保、規制対策用資機材等）

3 保有防災装備等の点検

(1) 点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) その他

イ 物資、資機材等

- (ア) 種類、規格と数量の確認
- (イ) 不良品の有無
- (ウ) 薬剤等効能の確認
- (エ) その他

(2) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録しておくとともに、物資・資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理等により整備しておく。

4 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第15節 食料・飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

第1 基本的な考え方

風水害時の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、燃料等生活必需品、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等の備蓄、調達、輸送体制の整備を推進する。

第2 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 品目

避難者のための食料としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、合わせて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。また、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳ビンも併せ確保・調達する。

なお、備蓄は乾パン、アルファ米、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）等調理不要で保存期間の長い品目とする。

ウ 食料の調達、給与は市町村長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

市は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 食料及び給食用資機材の備蓄

(1) 市は、1(2)の食料の備蓄並びに調達計画に基づき、短期的避難所生活者等を対象とする食料及び給食用資機材の備蓄を行う。

(2) 民間事業所は、県及び市からの要請に基づき、昼間人口の多い地域における事業所勤務者のための食料備蓄体制及び休日における近隣住民への給与体制の整備を推進しておく。

3 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

市は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食料の調達を行う。

4 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

市は、食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、食料等の輸送体制の整備方法について輸送業者と十分協議しておく。

5 食料及び給食用資機材の集積地の指定

市は、集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

第3 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

給水対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

イ 品目

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のための飲料水及び給水用資器材を確保する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定

市は、被害想定に基づき、市の備蓄数量と災害時における調達先、輸送方法その他必要事項を、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

- (1) 市は、飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画に基づき、迅速な応急給水に対応するために必要な飲料水及び給水用資器材（給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ容器、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資器材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力を得ておく。

第4 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本的事項

(1) 対象者及び品目等

ア 燃料等生活必需品の給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、燃料等生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ 品目

(ア) 寝具 (イ) 外衣 (ウ) はだ着 (エ) 身回り品 (オ) 炊事用具 (カ) 食器 (キ) 日用品 (懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー) (ク) 燃料、光熱材料 (ケ) 簡易トイレ、仮設トイレ (コ) 情報機器 (サ) 要配慮者向け用品 (シ) 女性用衛生用品 (ス) 紙おむつ (セ) 作業着 (ソ) 小型エンジン発電機 (タ) カセットコンロ、カートリッジボンベ (チ) 土のう袋 (ツ) ブルーシート

ウ 民間事業等への協力の要請

県及び市は、特に昼間人口の多い地域においては、事業所在勤者のための燃料等生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

市は、被害想定に基づき必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法並びにその他必要事項を燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画として策定する。

2 燃料等生活必需品の備蓄

(1) 市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、避難者のための生活必需品等の備蓄及び更新を行う。

3 燃料等生活必需品の調達体制の整備

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議しておく。

4 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

市は、燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、市が備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努める。

第5 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達計画の整備

防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

1 基本事項

(1) 対象者及び品目等

ア 対象者

災害救助用物資・資機材の備蓄の対象者は、災害時に県及び市が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に、避難先において一時的に収容・保護した短期避難所生活者とする。

イ 品目

- (ア) ヘルメット、安全靴・中敷き、安全手袋
- (イ) バール、ジャッキ、のこぎり
- (ウ) 発電器、投光器
- (エ) ハンドマイク
- (オ) 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
- (カ) テント、防水シート
- (キ) 懐中電灯、ヘッドランプ、乾電池
- (ク) 仮設トイレ（簡易トイレ）
- (ケ) 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材
- (コ) 間仕切り、女性用更衣テントなどの避難所でのプライバシー保護に必要な資機材

(2) 防災用資機材等の備蓄計画の策定

市は、被害想定及び避難先の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の必要品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等について災害救助用物資・資機材備蓄計画を策定しておく。

2 災害救助用物資・資機材の備蓄

(1) 市は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、救助用物資・資機材の備蓄を行う。

3 災害救助用物資・資機材の調達体制の整備

市は、災害時に救助用物資・資機材を調達できるよう、物資等を保有する業者と協定の締結に努める。

4 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

市は、災害救助用物資・資機材等の抛出、仕分け、輸送に関し担当課と十分協議しておく他、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者と協定の締結に努める。

第6 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

1 基本事項

(1) 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う県、市及び県、市が要請した機関とする。

(2) 品目及び目標数量

品目は、災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急医療用資器材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等とする。

2 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

(2) 市は、被害想定結果に基づく人的被害（負傷者）数及び医療関連機関における現在のストックの状況を把握の上、市が備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等の策定に努める。

(3) 災害時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

(4) 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど自主対策の推進に努める。

3 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

市は、医療用資器材の集積所、救護所、避難所等における輸送について担当課と協議しておく他、輸送業者と協定の締結に努める。

○ 大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等

1. 発災から3日間<主に外科系措置（重症患者は医療機関へ搬送までの応急処置）用>の医薬品等

予想される傷病・障がい	多発外傷、熱傷、挫滅創、切創、打撲、骨折 等
-------------	------------------------

<医療用>

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
○医療材料 (小外科セット、縫合セット、包帯等)	体外出血を伴う各種外傷	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 保管は容易 ディスポ製品が適当
○細胞外液補充液 維持液 代用血漿液	大量出血 ショック 等	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 嵩張るもの多く、保管場所の確保が困難 保管は常温可 保管数量と同数の点滴セットが必要
○血液製剤	大量出血、特殊疾患	<ul style="list-style-type: none"> 日赤血液センターの対応が期待できる 有効期限が短く迅速な対応が必要
○薬剤 ・解熱鎮痛消炎剤 (小児用含む)	多発外傷、熱傷、挫滅創、 切創、打撲、骨折 等	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 冷所保存薬剤は不適（常温品が適当）
・抗生物質製剤 (小児用含む)	多発外傷、二次感染予防、 各種感染症	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 適応症が多様であり3日目以降も高需要が予想される 保管は常温可
・滅菌消毒剤	各種外傷	<ul style="list-style-type: none"> 大量需要が予測される（被害想定以上の確保が必要） 嵩張るもの多く、保管場所の確保が困難 保管は常温可
・外皮用薬	各種外傷、各種皮膚疾患	<ul style="list-style-type: none"> 初期は大量需要が予測される 保管は常温可
・止血剤	各種出血性疾患	同 上
・強心剤、昇圧剤	心疾患（心不全等）、低血 圧	同 上
・局所麻酔剤	外傷等（外科措置用）	<ul style="list-style-type: none"> 外科措置用剤として必要性は高い 保管は常温可

<一般用>

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・シップ薬 (鎮痛、鎮痒、収斂、 消炎剤) { 冷シップ 温シップ	打撲、筋肉痛、腰痛	・初期には特に冷シップの需要が増す ・嵩張るが保管は容易 ・保管は常温可
・殺菌消毒薬 (その他の外皮用薬)	外傷全般	・特に初期に大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・プラスチックボトル(100ml入)が保管、使用に便利 ・希釈不要のものが適当・保管は常温可
・衛生材料 (ガーゼ、包帯、脱脂綿、 紙おむつ等)	外傷全般	・特に初期に大量需要が予測される (被害想定以上の確保が必要) ・保管時はセットにしておくと便利 ・保管は常温可
・ストマ用装具 (蓄便袋、蓄尿袋)	オストメイト	・対象者数を把握可 ・保管は常温可

2. 外部からの救援が見込まれる3日目以降<主に急性疾患措置用>の医薬品等

予想される傷病	心的外傷後ストレス障がい(PTSD)、不安症、不眠症、過労、便秘症、食欲不振、腰痛、感冒、消化器疾患、外傷の二次感染症等
---------	--

季節的な疾病	インフルエンザ、食中毒等
--------	--------------

<医療用> 1の他

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・鎮咳剤、去たん剤 (小児用含む)	感冒、慢性疾患等	・特に冬季に大量需要が予測される ・集団避難生活への気遣いからも多く求められる ・保温は常温可
・止しゃ剤、整腸剤 (小児用含む)	下痢、その他	・体力の低下に伴い多発(=需要大) ・保温は常温可
・便秘薬 (下痢、浣腸剤)	便秘	・水分の摂取不良等から多発(=需要大) ・他種類の剤型あり(坐剤は冷所保存) ・飲み下し困難者は浣腸が必要
・催眠鎮静剤、抗不安剤	不眠症、不安症、神経症、PTSD	・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大) ・向精神薬については保管対策必要 ・保管は常温可
・口腔用塗布剤 (その他の消化器用薬)	口内炎、舌炎	・栄養摂取不良から多発(=需要大) ・保管が容易な外用薬が適当 ・保管は常温可

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・消化性潰瘍用剤	胃、十二指腸潰瘍	<ul style="list-style-type: none"> 慢性疾患患者及び災害後ストレスによる新規患者の多発が予測される 保管は常温可
・健胃消化剤	消化不良、胃部不快感、食欲不振	<ul style="list-style-type: none"> 避難所生活長期化に伴い多発 (=需要大) 種類は豊富 保管は常温可
・総合感冒剤 (小児用含む)	感冒	<ul style="list-style-type: none"> 特に冬季に大量需要が予測される 避難生活長期化に伴い多発 (=需要大) 小児用にはシロップが適当 保管は常温可

<一般用> 1 の他

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・催眠鎮静剤、強心剤	不眠、動悸、めまい	<ul style="list-style-type: none"> 中期以降に多発 (=需要大) 特に医師、薬剤師の指示が必要 保管は常温可 (保管対策は必要)
・便秘薬 (下剤、浣腸剤)	便秘	<ul style="list-style-type: none"> 中期以降に多発 (=需要大) 保管は常温可
・ビタミンB剤	栄養補給、肉体疲労、眼精疲労	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活長期化に伴い多発 (=需要大) 嵩張るがドリンク剤は便利 保管は常温可
・絆創膏	各種外傷	<ul style="list-style-type: none"> 各種サイズが必要 保管は容易
・目薬 (眼科用剤)	充血、抗炎症、眼精疲労、アレルギー、抗菌 等	<ul style="list-style-type: none"> 埃、粉塵による障害多発 (=需要大) 有効期限が短いので要注意 保管は容易
・マスク	感冒、その他予防	<ul style="list-style-type: none"> 埃、粉塵が多い場合必要性が高い (阪神では一時的に不足した)
・うがい薬 (含嗽剤)	感染予防、口内殺菌	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活長期化に伴い多発 (=需要大) 特に冬季に需要が高まると予測される 溶解の必要な散剤は不適 保管は常温可
・一般用総合感冒剤	感冒	<ul style="list-style-type: none"> 特に冬季に大量需要が予測される 小児用にはシロップが適当 保管は常温可

3. 避難所生活が長期化する頃<主に慢性疾患措置用>の医薬品等＝医療機関へ引継ぐまでの応急的措置

予想される傷病	急性疾患の他、高血圧、呼吸器官疾患、糖尿病、心臓病 等
---------	-----------------------------

季節的な疾病	花粉症、喘息、真菌症 等
--------	--------------

<医療用> 1、2の他

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・降圧剤	高血圧	・高血圧疾患患者はかなり多い(=需要大) ・保管は常温可
・抗血栓用剤	各種血栓、塞栓症	・治療継続中の慢性疾患患者に必要 ・医師の指示のもとに使用 (中断は危険) ・保管は常温可
・糖尿病用剤 (インスリン注射 経口糖尿病治療剤)	糖尿病	・糖尿病患者は意外に多く、患者にあった剤型が必要 ・剤型により保管条件は異なる
・心疾患用剤	心疾患 (狭心症、心不全、心筋 梗塞、不整脈)	・心疾患は広範囲にわたり各種薬が必要 ・心疾患患者には緊急の対応が必要 ・外用剤(貼付剤)もある ・避難所生活長期化に伴い発作多発
・喘息治療剤	喘息 (気管支喘息含む)	・エアゾール吸入型が便利 ・保管は常温可
・抗ヒスタミン剤 (小児用含む)	アレルギー諸症状	・季節によっては大量需要が予測される ・一般的なもので対応可 ・小児はドライシロップが適当 ・点鼻薬、点眼薬も有効
・寄生性皮膚疾患剤	真菌症 他	・特に夏季に需要が増すと予測される ・保管は容易

<一般用> 1、2の他

必要性の高い医薬品 (薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・胃腸薬 (消化性潰瘍用剤、健胃消化 剤、制酸剤、複合胃腸剤、そ の他の消化器官用薬)	消化不良、胃腸痛、胃部 不快感	・避難所生活長期化に伴い大量需要が予 測される ・保管は常温可
・止しゃ剤、整腸剤	下痢	同 上
・鼻炎薬(耳鼻科用剤)	鼻炎(鼻水、鼻閉 等)	・季節によっては大量需要が予測される ・保管は常温可
・アレルギー用薬	アレルギー性疾患 (じんましん、花粉症)	同 上
・公衆衛生用薬	<用途> ・防疫活動用	・季節によっては大量需要が予測される ・消毒液散布用の器具が必要 ・保管は常温可

第16節 廃棄物等の処理体制の整備

第1 基本的な考え方

風水害時には、建物の浸水、流失等により、大量の廃棄物が発生するおそれがある。

また、トイレの使用ができないことにより、し尿処理の問題が生じる。特に、多くの被災者が生活している避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

第2 廃棄物処理体制の整備

1 趣旨

風水害にともない大量に発生した粗大ごみや流木等の災害廃棄物を適正に処理する体制を整備する。

2 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

市等は、本編第2章第23節「廃棄物等の処理」に示された災害廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

3 維持管理対策

市等は、廃棄物の適正処理に影響が生じないよう、普段より施設の維持管理等を十分に行う。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

4 災害廃棄物の仮置場の選定

短期間での災害廃棄物の焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、次に掲げる点に留意して、仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

- (1) 他の応急対策活動に支障のないこと。
- (2) 環境衛生に支障がないこと。
- (3) 搬入に便利なこと。
- (4) 分別等適正処理の対応ができること。

第3 し尿処理体制の整備

1 趣旨

風水害時に発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

2 し尿処理要領の習熟と体制の整備

市等は、本編第2章第23節「廃棄物等の処理」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

3 災害用仮設トイレの整備

市等は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業界・団体との関係を密にし、迅速に収集処理及びそれに伴う資機材、人員の確保等が実施できるよう協力体制を整備しておくとともに、ライフラインの被災を想定して対応を検討しておくことが必要である。

4 し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるため、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるようにしておく。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定しておく。

第4 応援協力体制の整備

県は、市等における廃棄物処理体制への指導・助言、広域的な協力体制の確保・被害情報収集体制の確保のため、市町村等・他県・廃棄物関係団体・関係省庁との連絡調整等をスムーズに実施できる体制を整備しておく。

廃棄物の処理は市等が個別に行っている事業であるため、被災地域が局所的となるような風水害に対しては、市町村等間での廃棄物等の収集運搬体制の整備、被災した処理施設の復旧作業期間における廃棄物等の処理に関する応援協力体制の整備が必要となる。

そのため、市等は、災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各種団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査のうえ、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。

第17節 防疫・保健衛生体制の整備

第1 基本的な考え方

風水害時の被災地域は、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

第2 防疫・保健衛生体制の整備

県（保健所）及び市における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ、以下の体制を整備しておく。

1 県の検病調査班の編成

県（保健所）は、検病調査のための検病調査班の編成計画を作成する。

検病調査班は、各保健所1班とし、1班の編成は医師1名、保健師又は看護師1名、臨床検査技師1名、事務連絡員1名の4名を基準とする。

2 市の防疫班の編成

市は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、市の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

3 防疫・保健衛生活動要領の習熟

県、市及び関係機関は、本編第2章第24節「防疫・保健衛生、環境衛生対策」に示す活動方法・内容に習熟する。

4 精神保健活動体制の整備

災害時の心のケアの専門職からなる精神保健活動班編製の整備に努める。

第3 食品衛生、監視体制の整備

風水害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

第4 防疫用薬剤及び器具の備蓄

県及び市は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

第5 動物愛護管理体制の整備

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

第18節 消防団、水防団及び自主防災組織の育成強化

第1 基本的な考え方

広域にわたり甚大な被害をもたらす風水害による被害を軽減するためには、市民自らが警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要がある。

そこで、県、市は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

第2 消防団の育成強化

1 基本方針

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。

このため、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ、育成強化を促進する。

2 現状及び今後の取り組み

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動にも影響を及ぼしており、過疎化・高齢化の進展や就業構造の変化により、団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力の低下、団員のサラリーマン化に伴う昼間消防力の低下といった課題を抱えている。

今後は、県及び市において、次のような点に留意し、地域の実情に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。

- (1) 消防施設、設備及び装備のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
- (2) 団員の処遇改善、教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。
- (3) 消防団活動に対する地域住民や事業所の理解促進を図る。
- (4) 公募制の導入等、入団募集方法の検討や事業所への働きかけなどいわゆる「サラリーマン」対策を実施し青年層の入団促進を図る。
- (5) 女性消防団員活動の積極的推進を図る。

第3 水防団、水防協力団体の育成強化

県及び市は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

また、青年層、女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

第4 自主防災組織の育成強化

1 地域の自主防災組織の育成強化

(1) 全体計画

ア 基本方針

風水害に際して、被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。住民自らが警戒避難を行い、被災者を救出・救護することなどで、これらの防災活動を行うときは、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に発揮できる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

イ 自主防災組織の編成

以下の点に留意して、自主防災組織の編成を行う。

- (ア) 地域自主組織、自治会等に防災部を設置している場合等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図る。
- (イ) 地域自主組織、自治会等があるが、特に防災活動を行っていない場合は、地域自主組織、自治会等活動の一環として防災訓練等防災活動を取り上げることにより、自主防災体制の整備を推進する。
- (ウ) 地域自主組織、自治会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においても、その地域で活動している何らかの組織の話合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

ウ 自主防災組織の平常時の活動

(ア) コミュニティ活動

要配慮者を含めた自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

(イ) 防災知識の普及

災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

(ウ) 防災訓練

情報連絡訓練、消火訓練、避難訓練、救出救護訓練の実施

(エ) 防災資機材等の備蓄等

消火用資機材、応急手当用医薬品等の整備、点検等

エ 自主防災組織の災害時の活動

(ア) 情報の収集・伝達

(イ) 出火防止、初期消火

(ウ) 避難誘導

(エ) 救出救護

(オ) 給食給水

(カ) 要配慮者の安全確保 等

オ 自主防災組織等の育成

住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、市、消防本部、関係団体が協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図るとともに、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

市、消防本部は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。その際、女性の参画の促進に努める。

カ 民間防火組織の育成

日頃から火災予防に関する知識を身につけ、出火防止、初期消火方法、避難等の行動・知識を習得することは、安全な地域社会づくりに必要なことである。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブの育成強化を図る。

第5 住民による地区の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。
- (2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第19節 企業（事業所）における防災の促進

第1 基本的な考え方

企業（事業所）は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時の防災体制の整備や重要業務を継続するための取組が求められている。

県及び市は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（BCP）の策定などを推進する必要がある。

第2 防災体制の整備

(1) 県は、企業（事業所）における防災組織の整備の促進を目的として、市とともに関係機関の協力体制の確立に努めるとともに、市が行う防災組織整備の支援を行う。

市は、消防法等により自衛消防組織の設置が義務づけられている企業（事業所）に対して、自衛消防組織の整備・充実を支援するとともに、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。また、設置が義務づけられていない企業（事業所）についても、自主的な防災組織の設置を促進する。

(2) 企業（事業所）は、防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などの防災体制の整備に努める。

(3) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

(5) 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

第3 事業継続の取組の推進

(1) 県及び市は、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供など、企業（事業所）の事業継続に向けた取組を推進するとともに、事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

(2) 企業（事業所）は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定運用するよう努め

るとともに、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市町村が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第4 事業者による地区の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。
- (2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第20節 災害ボランティアの活動環境の整備

第1 基本的な考え方

大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。

災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」という。

県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を図る。また、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。

第2 災害ボランティアの活動内容

災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するような被災者の生活支援を目的とする一般ボランティアの活動と専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアの活動とがある。

また、これらの災害ボランティアが活動しやすいように、ボランティアニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行うボランティア・コーディネーターの活動がある。

一般ボランティア

- (1) 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援
- (3) 救援物資、資器材の仕分け・配給
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入業務
- (6) 外国人被災者への情報提供、簡単な通訳（意思疎通の補助）

第3 災害ボランティアとの連携体制の整備

県は、市、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関の協力を得て、災害時の意思の疎通を円滑にするために、災害ボランティアの情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握し、迅速な派遣のための災害ボランティアバンクの設置に努める。

第4 災害ボランティアの育成

県及び市は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識についての講習や訓練の実施に努めるとともに、活動上の安全の確保、災害救援ボランティアセンター運営のための人材育成に努める。

第5 災害ボランティアコーディネーターの育成

県は、市、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成に努める。

第6 災害ボランティアの普及・啓発

県及び市は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民にも災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発に努める。

第21節 防災教育

第1 基本的な考え方

災害による被害を未然に防止し最小限にとどめるには、市民をはじめ各防災関係機関等が、気象に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、県及び市をはじめ各防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。

また、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動の展開に努める。その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努める。

第2 市職員に対する防災教育

市等の職員に対し、災害時における的確な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に進めるため、次により防災教育の普及徹底を図る。

1 教育の方法

- (1) 講習会、研修会の実施
- (2) 各種防災訓練への積極的参加の促進
- (3) 職員用防災活動マニュアル（活動手引き）や啓発資料の作成・配布
- (4) 過去の災害現場の現地視察・調査の実施

2 教育内容

- (1) 気象及び風水害についての一般的知識
- (2) 防災対策の現況と課題
- (3) 地域防災計画、防災業務計画の内容
- (4) 各機関の防災体制と各自の役割分担
- (5) 職員のとるべき行動
- (6) 防災活動に関する基礎的知識（防災資機材の使用法等）、及び医療・救護等の技能修得
- (7) 総合防災情報システムの操作方法等
- (8) その他必要な事項

第3 市民に対する防災教育

県、市及び防災関係機関は、市民に対し、家屋の改修及び周辺危険個所の安全化、3日分の食料・飲料水等の家庭備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び災害発生時にとるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。この場合、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1 普及の方法

(1) 社会教育事業、各種団体、地域コミュニティを通じた普及・啓発

自主防災組織、PTA、成人学級、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催、ビデオ、映画フィルムの貸出、自主的な防災マップづくりや防災資料の提供等を通じて災害に関する知識を普及啓発するとともに、交流センター等の

社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。

(2) 広報媒体による普及

県及び市は、以下に示す多様な広報媒体により、防災知識の普及に努める。

- ア ラジオ、テレビ、CATV、県ホームページ（防災に関するページの活用）等
- イ 新聞、雑誌
- ウ 広報紙やパンフレット等の印刷物
- エ 防災ビデオ
- オ 講演会・映画上映会等の開催
- カ 防災マップ

2 周知内容

(1) 市内の防災対策

(2) 風水害（豪雨、台風等）に関する一般的知識と過去の災害事例

(3) 風水害に対する平素の心得

- ア 浸水・高潮及び土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握
- イ 家屋等の点検・改修及び周辺危険個所の安全化
- ウ 家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと
- エ 火災の予防
- オ 応急救護等の習得
- カ 避難の方法（避難路、避難先の確認）
- キ 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトーパー等物資の備蓄（3日分程度）
- ク 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルクなど家族構成にあわせて準備）
- ケ 自主防災組織の結成
- コ 要配慮者への配慮及び避難行動要支援者への支援
- サ ボランティア活動への参加
- シ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等

(4) 災害発生時の心得

- ア 災害発生時にとるべき行動（場所別）
- イ 出火防止と初期消火
- ウ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- エ 救助活動
- オ テレビ・ラジオ等による情報の収集
- カ 避難実施時に必要な措置
- キ 避難先での行動
- ク 自主防災組織の活動
- ケ 自動車運転中及び旅行中等の心得
- コ 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
- サ 避難所の運営管理のために必要な知識等

- (5) 特別警報及び警報等発表時や避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令時取るべき行動、避難先での行動

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は安全教育の一環として、幼児、児童及び生徒等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

- (1) 災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようにする。

- (2) 災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようにする。

2 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における防災教育

体育・保健体育科、理科、社会科、生活科、家庭科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようにする安全学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課題を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようにする安全指導を行う。

安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心や態度を育てるため、道徳の時間の指導との密接な関連を図る。

総合的な学習の時間において、学校の実状に応じて、教科などの発展として、防災に関する課題を設定し取り組む。

3 学校行事としての防災教育

訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面の想定や、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど事前事後指導を意図的に実施する。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場になくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、県、市町村が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災教育を実施する。

4 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく。

第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育

1 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図る。

2 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

第6 事業所における防災の推進等

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育等を積極的に進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めることが必要である。

県及び市は、事業所におけるこうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備等に取り組む。さらに、事業所職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災活動を積極的に評価する等により事業所の防災力向上の促進を図る。また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保を推進する。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

事業所の事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画、事業継続マネジメントの内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を進めるとともに、可能なところから防災体制の整備に努める。

第7 災害教訓の伝承

- (1) 国、県、市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

- (2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。国、県、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第22節 防災訓練

第1 基本的な考え方

風水害時には、県、市及び各防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施するが、これらの応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、国の機関等と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者等を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

第2 総合防災訓練

1 県

県は、広域市町村が連携して行う防災訓練に参加し、県災害対策本部、地区災害対策本部の設置・運営訓練など県自らの訓練を実施するとともに、災害救助法の実地訓練など、市町村を包括する広域の地方公共団体として、総合調整機能確立のための訓練を実施する。

2 市（広域連携）

市は、県（各地区）、防災関係機関、住民、企業等と一体となって、初動活動の訓練や各防災機関の連携訓練など災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

3 市（単独又は隣接市町村と共同）

市は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を反復して実施する。

4 防災関係機関及び市民等

陸上自衛隊、警察本部、消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自主防災組織及び市民は、総合訓練に積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努める。

第3 個別訓練

県、市及び各防災関係機関等は、総合防災訓練のほか、訓練種目を選定し、個別的な訓練を実施する。

1 予報及び警報等の伝達及び通信訓練

気象業務法、水防法、消防法に定める予報及び警報等の発表、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

予報及び警報等の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も必要によりこれを実施する。

2 災害防御訓練

災害による被害の拡大を防御するための訓練は、おおむね次の通りとする。

(1) 災害対策本部設置訓練

県及び市は、災害時における応急活動体制を確立できるよう、気象・降雨状況に応じた各機関の災害対策本部等の設置・設営及び運営訓練を実施する。

(2) 非常参集訓練

県及び市は、災害時における応急対策に万全を期すため必要な職員の動員体制を整備し、各機関の配備計画に基づいて非常参集訓練を実施する。

(3) 情報収集・非常通信訓練

風水害時には、浸水や土砂災害のため、一般加入電話の通信設備、地下・架空ケーブル等が被害を受け、通信の輻輳や途絶する事態が予想される。このような事態に対処するため、県及び市町村は、災害時に円滑な関係機関との連絡が行えるよう情報伝達訓練を実施する。特に、迅速・正確な被害報告のための訓練を重視する。

(4) 消防、救急・救助訓練

消防機関は、消防、救急・救助活動の円滑な遂行を図るため、不測の事態を想定し、火災防御訓練、救助救出・避難誘導訓練等地域住民と一体となった消防訓練を実施する。

また、県及び消防機関は、中国四国ブロックでの緊急消防援助隊合同訓練等により、緊急消防援助隊の受援体制及び応援体制の習熟を図る。

(5) 水防訓練

国、県、市ほか水防機関は、水防団及び水防協力団体と連携して、出水・台風期の警戒避難活動の万全を期すため、水防訓練による情報伝達、水防工法、避難措置等の訓練を実施する。

(6) 避難訓練

ア 学校、病院、社会福祉施設等では、災害時における避難勧告等に迅速かつ円滑に対応するため、定期的又は随時に実践的な訓練を実施し、職員や生徒、入所者等に行動要領を習熟させる。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップ、防災マップ等を活用しつつ行う。

イ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

ウ 地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(7) 医療救護訓練

県、市、DMAT及び医師会、日赤、薬剤師会等の医療関係機関は、災害時の効果的な医療救護活動を実施できるよう、各機関と連携した医療救護訓練を実施する。

(8) 図上訓練その他の訓練

県、市及び防災関係機関は、それぞれ定められた災害応急対策計画や活動マニュアルに基づき、図上訓練（シミュレーション訓練）や、防災活動従事者の動員訓練、必要資材の応急手配訓練等など、各種の訓練を実施する。

市は、定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難先を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立可能性などの情報を提供するとともに、DIG（Disaster Imagination Game 図上訓練ゲーム）の使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。

3 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、おおむね次の項目について行う。

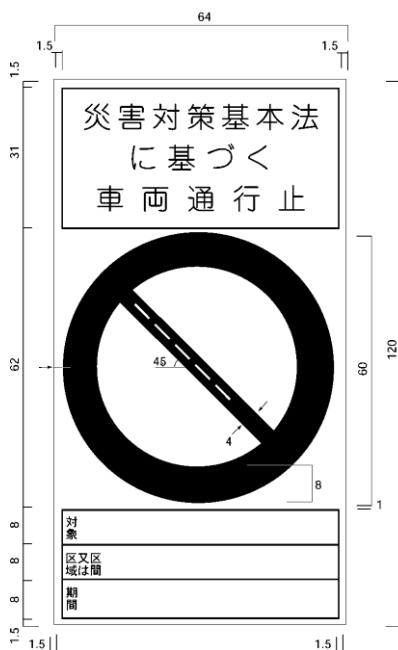
- (1) 鉄道、道路の交通確保
- (2) 復旧資材、人員の緊急輸送
- (3) 決壊堤防の応急修復
- (4) 電力、通信施設の応急修復

4 防災訓練時の交通規制

県公安委員会は、県、市が行う防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該訓練に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における交通規制を行うことができる（災害対策基本法第48条2項）。

なお、交通規制を実施する場合は、総理府令で定める様式の標示（規制標識）を設置しなければならないが、これが困難な場合は警察官の現場の指示により交通規制を行わなければならない（規制の標識の様式は別記の通り）。

災対法施行規則別記様式第1



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第23節 要配慮者等安全確保体制の整備

第1 基本的な考え方

災害時に迅速・的確な行動が取りにくく被害を受けやすい要配慮者は、本市の高齢化や国際化の進展に伴い、今後増加することが予想される。このため、県、市及び防災関係機関は、平素より要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第2 避難行動要支援者等支援体制の構築

1 避難行動要支援者に配慮した避難計画の策定

市は、避難計画（本編第2章第8節「避難活動」参照。）の策定に当たっては、特に以下の点に留意する。

- (1) 要配慮者及び避難行動要支援者への避難準備情報、避難勧告・避難指示等の伝達方法
- (2) 要配慮者及び避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- (3) 要配慮者及び避難行動要支援者の支援における避難支援等関係者、市の役割分担

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 市は、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(2) 市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(3) 市は、避難支援等に携わる関係者として地域防災計画に定めた者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成、活用等に当たり必要な次に示す事項等については、地域防災計画に定める。なお、その他必要な事項については、避難行動要支援者の避難支援のための計画等に定める。

ア 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して決定し、その機関名等を定める。その際、地域の実状を踏まえ避難支援者を決めるとともに、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得る。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

要配慮者の避難能力の有無、要件の設定については、主として次のような点が想定されるが、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、避難支援等関係者の判断や、形式要件から漏れた者自らが避難行動要支援者名簿への掲載を市に求めることができる仕組みなど、きめ細かい要件を定める。

- (ア) 警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力
- (イ) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- (ウ) 避難行動をとる上で必要な身体能力

- (エ) 要介護状態区分
- (オ) 障がい支援区分
- ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
市の関係部局で把握している情報の集約、要介護状態区分別・障がい別・支援区分別等の把握方法などのほか、県等関係機関への情報提供依頼、情報提供に当たり必要な事項について定める。
- エ 名簿の更新に関する事項
避難行動要支援者名簿を更新する期間、仕組み等名簿情報を最新の状態に保つために必要な事項を定める。
- オ 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう次に示す事項を参考に、市が講ずる措置を定める。
 - (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する
 - (イ) 市内の一地区の自主防災組織に対して、市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する
 - (ウ) 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する
 - (エ) 施設可能な場所へ避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する
 - (オ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する
 - (カ) 避難行動要支援者名簿の提出先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する
 - (キ) 名簿情報の取扱状況を報告させる
 - (ク) 避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する
- カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
 - (ア) 避難準備情報等の発令・伝達
避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その情報伝達について特に配慮が必要な事項を定める。
 - a 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにする
 - b 同じ障がいであっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する
 - c 要配慮者にあった必要な情報を選んで伝達することなど
 - (イ) 多様な手段の活用による情報伝達
要配慮者の聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由等それぞれの障がいの状況に応じた具体的な伝達手段を定める。
- キ 避難支援等関係者の安全確保
避難支援等関係者の安全を確保するために必要な措置、ルール等について定める。

3 避難行動要支援者の避難支援

- (1) 市は、避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けられるよう、上記の関係者等と協力して、個別計画等の作成に努める。
- (2) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

4 県の避難行動要支援者支援体制

県は、市による避難行動要支援者に配慮した避難計画等の策定を支援するため、必要な情報提供

等に努める。また、大規模災害においても避難行動要支援者の避難等を広域的に支援するため、関係機関、団体等との協力体制を整備する。

第3 地域における要配慮者対策

1 防災設備、物資、資機材等の整備

市は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、要配慮者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災警報器の設置の推進等に努める。

2 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

市は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ受けないために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布など要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練において、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、市は、ホームヘルパーや民生委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

3 防災基盤の整備

県及び市は、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、指定避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を指定し、一般の避難所での生活が困難となる避難者を円滑に移送・収容できる環境を整備する。

社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。

4 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性及び防災体制等について十分に説明等を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、パンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推進する。

この他、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

第4 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備等の整備

社会福祉施設、保育所、病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資器材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等確立しておく。特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、社会福祉施設管理者は災害発生時には多数の避難者の緊急入所や他被災施設から移送が必要となることから、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備）の活用等を図り、避難行動要支援者等の処遇の確保に努める。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動が取れるよう、防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

5 防災基盤の整備

県及び市は、避難行動要支援者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定緊急避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

第 2 編
第 2 章

風水害応急対策計画

第24節 孤立地区対策

第1 基本的な考え方

大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

第2 通信手段の確保

1 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

2 被災に備えた通信設備の運用

孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

3 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

第3 物資供給、救助体制の確立

1 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給に当たり、伝えるべき項目をあらかじめ整理し、孤立予想地区や市、県等で共有するよう努める。

伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要配慮者の有無、備蓄状況（食料、飲料水、医薬品、毛布）等

2 ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

第4 孤立に強い地区づくり

1 備蓄の整備・拡充

孤立の可能性のある地区は、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄に当たっては、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等の整備により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。この際、要配慮者への配慮にも努めるとともに、公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれ

るための備蓄に努める。

2 避難体制の強化

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備を行う。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難先を周知徹底する。

3 マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

第5 道路寸断への対応

1 対策工事の実施

緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

2 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第1節 応急活動体制

第1 基本的な考え方

1 趣旨

大規模な風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、県、市、防災関係機関及び市民は一致協力して、災害の拡大防止及び発生防止並びに被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため、県、市、防災関係機関は、組織、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立その他の応急活動体制を速やかに確立し、県は、県災害対策本部の設置、県現地災害対策本部の設置、市は、市災害対策本部の設置、市現地災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(1) 県

県下に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとの特別警報及び警報が発表された場合、県は総合防災情報システムや個別連絡網を活用し職員を動員するとともに、災害対策本部を設置するなど災害初動体制を確立し、災害応急対策に着手する。特に、県内の全体状況を的確に把握し、市町村が防災活動を円滑かつ迅速に実施できるよう支援するとともに、関係機関の防災活動を総合調整する。

県災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。

また、県災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(2) 市

県下に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は第一線的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置など災害初動体制を確立し、総合防災情報システムから提供される緊急情報等を活用して災害応急対策活動を実施する。

市災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

また、市災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(3) 防災関係機関等

県下に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関はそれぞれの機関等で定めるところにより、職員の動員、災害警戒本部、災害対策本部の設置等災害応急対策活動を実施するとともに、総合防災情報システムから提供される緊急情報等を活用する。

第2 県の応急活動体制の確立

1 災害時の県の役割

風水害時において県が果たす役割は次のとおりである。

(1) 県内外の防災機関の活動喚起

ア 県内の防災機関の活動喚起

県内市町村の防災体制の早期確立を促す。特に、甚大な被害を被っている被災市町村の活動体制確立を喚起するとともに、県民、県内企業・団体・ボランティア等の救援活動の協力体制の確立を促す。

イ 県外の防災力要請について必要性の判断

災害状況を踏まえ、自衛隊災害派遣や他の都道府県・市町村・消防機関への応援要請の必要性を早い段階から検討し、災害派遣要請や応援要請に備える（県外の企業・団体等も同様）。

(2) 関係機関・団体、県民に対する災害時の活動・行動ルールの徹底

広報活動を早い段階から実施することなどにより、防災機関への不要不急な問い合わせの自粛、救援物資の適切な方法による送付など関係機関・団体、県民が風水害時において遵守すべき防災活動・行動ルールを徹底する。

(3) 広域的な防災活動の総合調整

ア 県内市町村の防災活動の統制

相互応援協定を活用し応援を必要とする市町村を把握し、必要な防災力を投入する。

イ 応援自治体・自衛隊の派遣先等の調整

複数の被災市町村に対する他県の応援部隊、自衛隊等の派遣先や活動内容を調整し、効果的な救援活動を実施できるようにする。

ウ 災害現場での活動調整

現地災害対策本部や地方機関が活動調整することにより、関係機関相互の組織的連携を確立し、災害現場での混乱を回避し、効果的な活動ができるようにする。

(4) 市町村の防災活動の支援

ア 市町村の防災環境の改善

警戒・避難期の初期段階から市町村の活動状況を把握し、活動環境の悪化を防ぐとともにその改善を促すため、以下に示す後方支援を行う。

- ・主な被災地、被害概況、二次災害危険情報など応急対策の必要情報の伝達・提供
- ・重要施設の機能確保等のためのライフラインの緊急復旧要請
- ・効果的な広報による混乱防止
- ・災害救助法の早期適用等による財政負担に対する不安の早期解消

イ 被災地への県職員の派遣

必要に応じ、地区災害対策本部等の職員を市町村に派遣し、情報収集や連絡調整等活動支援に当たらせる。状況によっては、本庁から職員の派遣を行う。

また、危険施設や危険箇所の対策など県との協議を必要とする業務や市町村単独では意思決定が困難な業務について市町村が現場で即決即断できるよう、必要に応じて現地の状況を把握する能力・技術を有した県職員を被災地に派遣する。

ウ 激甚な被災市町村の業務の代行

災害救助法による事務は、法定受託事務として県が実施するが、多くの事務は市町村に事前に委任されている。ただし、委任された市町村が激甚な被害を受け、委任事務を遂行するのに支障がある場合には、県がそれを執行する必要が生じる。

(5) 県本来の防災業務の遂行

(1)～(4)以外の県が管轄する施設、道路・港湾、災害危険箇所等の災害対策、自衛隊災害派遣要請、広域応援要請、放送要請等の県本来の防災業務を遂行する。

また、必要に応じて指定行政機関を通じ、官邸（内閣官房）及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。

2 防災ヘリの活用

大規模災害時においては、以下の要領で臨機応変に県防災ヘリを運用し、その機動性を最大限に

発揮できるようにしておく。災害状況によっては、警察本部、自衛隊、消防機関等と緊密に連携することにより、防災ヘリを活用した効果的な救援体制の確立に努める。

(1) 県防災ヘリの活用体制の確立

ア 活動体制

県防災ヘリの活用体制を確立するに当たっては、関係法令によるもののほか、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定めるところによる。

イ 市等からの応援要請

市等（消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合含む）の長は、県知事に対して、「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

ウ 関係機関との調整体制の確立

県は、災害時において、自衛隊、海上保安本部のほか、ヘリコプターを保有する他の都道府県、警察本部、消防本部と調整することにより、効果的かつ機動的なヘリの運航体制を確立する。

(2) 県防災ヘリの運用

ア 活動内容

県防災ヘリを活用した防災活動の内容としては、次のものが該当する。

- (ア) 災害対策活動（被害状況等の情報収集・伝達、避難指示、緊急輸送等）
- (イ) 火災防衛活動（空中消火、消火資機材搬送等）
- (ウ) 救助活動（事故等による捜索・救助等）
- (エ) 救急活動（傷病者の救急搬送、転院搬送等）
- (オ) その他

イ ヘリの運用

原則として、「島根県防災ヘリコプター緊急運航基準」の定める上記アの該当事由について、「島根県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「島根県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定める運航要領に基づき運用する。

また、県下の市町村等が、災害による被害を最小限に防止するために、県が所有する防災ヘリの応援を求めた場合は、その方法等について定めた「島根県防災ヘリコプター応援協定」に基づく運用を徹底する。

特に、大規模災害が発生した場合は直ちに防災ヘリコプターを投入して、ヘリTV映像等による災害情報を収集することにより、より迅速かつ機動的な情報収集を行う。

なお、これらの要綱や協定に定めのない事由については、関係機関相互の協議により適切な運用方法を検討する。

ウ 離発着場の選定

災害時においては、事前に整備・指定済みの離発着場（ヘリポート）の中から、適当な場所を選定し、活用する。離発着場の選定後は、速やかに関係者・機関にその旨を周知する。

第3 市の応急活動体制の確立

1 応急活動体制

市は、市民に帯する災害対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性に鑑み、地域防災計画に規定された防災体制を早期に確立し災害応急対策に着手する。

(1) 市災害初動体制

市は、住民に帯する救援活動を遅滞なく実施するため、総合防災情報システムを活用し、災害発生直後の災害初動体制を確立して災害応急対策に着手する。

(2) 市災害対策本部

市は、地域防災計画に規定された設置基準に基づき、災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。本部を設置した場合は、その旨を総合防災情報システムにより県等に報告する。

また、市は、被災地への救援活動をよりの確に実施するため、現地災害対策本部を適宜設置し、被災地において国・関係機関等と連携をとって災害応急対策活動を推進する。

(3) 職員の動員配備

市は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた風水害時の職員の配備基準（気象等の特別警報及び警報等の発表状況、雨量・河川水位等の数値などによる）に基づき配備体制を決定し、決定後は保有する情報・連絡手段を活用し速やかに関係職員に伝達し、職員を迅速かつ効果的に動員配備する。

2 災害体制の決定、動員及び本部等の運営

(1) 災害体制及び動員の決定

風水害等の防止軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、風水害体制及び動員計画に従って動員する。

風水害等災害が発生した場合は、次頁の「風水害体制の基準」に示す体制の基準に基づき、体制及び動員方法を決定し、災害対策活動を実施する。

(2) 職員への情報伝達

勤務時間内は、口頭、庁内放送、電話、雲南市安全安心メール（職員用）等による。

勤務時間外は、予め定められている各部局等の連絡網、雲南市安全安心メール等による。

但し、平常時に勤務している部局等と災害時の動員部局等が異なる場合は、平常時に勤務している部局等の連絡網による。

風水害災害体制の基準

体制	基準	体制の決定	動員
警戒体制	1 雲南市に大雨警報若しくは洪水警報が発表されたとき	自動配備	防災担当指定職員を配備
災害警戒本部	1 雲南市に大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	第1次体制 防災担当指定職員 【本庁】 課長級以上の職員 総務部総務課の職員 建設部建設事業課の職員 産業振興部農林土木課の職員 【総合センター】 GL以上の職員
	2 副市長が必要と認めたとき	副市長が決定し、設置する	第2次体制 防災担当指定職員 【本庁】 GL以上の職員 総務部総務課の職員 建設部建設事業課の職員 産業振興部農林土木課の職員 (各部局の動員体制表による) 【総合センター】 全職員
	3 総合センター所長が必要と認めたとき	総合センター所長と統括危機管理監が協議の上、副市長が決定し、設置する	総合センター所長と統括危機管理監が協議の上、副市長が決定し、指示する。
災害対策本部	1 雲南市に大雨・暴風・暴風雪特別警報のいずれかが発表されたとき	自動設置	第3次体制 全職員 (各部局の動員体制表による)
	2 雲南市に大雨警報が発表され、かつ1時間雨量80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	第3次体制 全職員 (各部局の動員体制表による)
	3 市長が必要と認めたとき	市長が決定し、設置する	市長が決定し、指示する。
	4 総合センター所長が必要と認めたとき	総合センター所長と統括危機管理監が協議の上、市長が決定し、設置する	総合センター所長と統括危機管理監が協議の上、市長が決定し、指示する。

雨の強さと降り方※出典：気象庁「雨や風の強さと被害等との関係を示した解説表」（平成12年8月作成）（平成14年1月一部改正）

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋 内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10以上 ～20未満	やや強い雨	ザーザーと 降る	地面からの跳 ね返りで足元 がぬれる	雨の音で話し声が 良く聞き取れない 寝ている人の半数 くらいが雨に気が つく	地面一面に 水たまりが できる		この程度の雨でも長く続く 時は注意が必要
20以上 ～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてい てもぬれる		道路が川の ようになる	ワイパーを速く しても見づらい	側溝や下水、小さな川があふ れ、小規模の崖崩れが始まる
30以上 ～50未満	激しい雨	バケツをひ っくり返した ように降る				高速走行時、車輪 と路面の間に水 膜が生じブレー キが効かなくな る(ハイドロプレ ーニング現象)	山崩れ・崖崩れが起きやす くなり危険地帯では避難の準 備が必要。都市では下水管か ら雨水があふれる
50以上 ～80未満	非常に 激しい雨	滝のように 降る(ゴゴ ーと降り続 く)	傘は全く役に 立たなくなる		水しぶきで あたり一面 が白っぽく なり、視界が 悪くなる	車の運転は危険	都市部では地下室や地下街 に雨水が流れ込む場合があ る。マンホールから水が噴出 する。土石流が起こりやす い。多くの災害が発生する。
80以上～	猛烈な雨	息苦しくな るような圧 迫感がある。 恐怖を感ず る		雨による大規模な災害の発 生するおそれが強く、嚴重な 警戒が必要			

(注1) 「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。

(注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。

(注3) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 2 この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実情と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

風の強さと吹き方※出典：気象庁「雨や風の強さと被害等との関係を示した解説表」（平成12年8月作成）（平成25年3月一部改正）

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその 時速	速さの 目安	人への影響	屋外・樹木 の様子	走行中の車	建造物	およその 瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって 歩きにくくな る。 傘がさせない。	樹木全体が揺 れ始める。 電線が揺れ始 める。	道路の吹き流 しの角度が水 平になり、高 速 運 転 中 で は 横 風 に 流 さ れ る 感 覚 を 受 け る。	樋が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向かって 歩けなくなり、 転倒する人も 出る。 高所での作業 はきわめて危 険。	電線が鳴り始 める。 看板やタン 板が外れ始め る。	高速運転中 で は、 横 風 に 流 さ れ る 感 覚 が 大 き く な る。	屋根瓦・屋根葺材がはが れるものがある。 雨戸やシャッターが揺 れる。	
非常に強い 風	20以上 25未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかま っていないと 立っていろれ ない。 飛来物によ って負傷する おそれがある。	細い木の幹が 折れたり、根 の張っていない 木が倒れ始め る。 看板が落下・飛 散する。 道路標識が傾 く。	通常 の 速 度 で 運 転 す る の が 困 難 に な る。	屋根瓦・屋根葺材が飛散 するものがある。 固定されていないプレハ ブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィル ム(被覆材)が広範囲に 破れる。	30
	25以上 30未満	～110km		特急電車	屋外での行動 は極めて危険。	多くの樹木が 倒れる。 電柱や外灯で 倒れるもの がある。 ブロック壁で 倒壊するもの がある。	走行中のトラ ックが横転す る。	
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	外装材が広範囲にわた って飛散し、下地材が露 出するものがある。					40
	35以上 40未満	～140km	住家や倒壊するもの がある。 鉄骨構造物で変形する ものがある。					
	40以上	140km～					60	

(注1) 表に示した風速は、10分間の平均風速、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。

(注2) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

- 1 風速は地形や廻りの建物などに大きく影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
- 2 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- 3 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実情と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(3) 警戒体制

風水害等の災害時において災害警戒本部を設置する前の警戒体制として、以下の体制を確立する。

ア 体制の基準、決定、設置の手続き

雲南市に大雨警報若しくは洪水警報が発表されたとき、防災担当指定職員により災害警戒本部設置前の警戒体制をとる。

イ 動員

上記アの指定された職員は直ちに登庁し、災害情報の収集等、初期の災害応急対策に従事する。

ウ 廃止の基準

初期の災害応急対策を実施し、特に本体制を要しないと認めたとき、統括危機管理監の判断により廃止を決定する。

(4) 災害警戒体制

風水害災害体制の基準に基づき、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の体制等については以下のとおりとする。

ア 警戒本部

(ア) 体制の基準、決定、設置の手続き、公表

以下の基準のいずれかに該当するとき、警戒本部体制をとる。

- a 雲南市に大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想される時
- b 副市長が必要と認めたとき
- c 総合センター所長が必要と認めたとき

(イ) 動員

上記（ア）の基準のいずれかに該当するとき、第1次体制又は第2次体制を動員する。

(ウ) 警戒本部の組織

a 警戒本部等

(a) 警戒本部の概要

災害対策本部の設置に至るまでの措置及び災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置を機動的かつ総合的に行うため警戒本部を設置する。

(b) 警戒本部の構成

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長、本部員及び本部連絡員を置く。警戒本部長は、副市長、警戒副本部長は統括危機管理監をもって充てる。警戒本部長は、風水害初動体制について指示又は要請する。警戒副本部長は、警戒本部長を助け、警戒本部長が不在のときは警戒副本部長がその職務を代理する。

警戒本部会議の構成員は、次の表に示すとおりであり、必要に応じ関係職員を加え、災害対策に必要な所要の措置を講ずる。

(c) 警戒本部会議の協議事項等

警戒本部において本部会議を置き、風水害等による被害その他の災害情報の収集及び連絡並びに、災害対策その他防災に関する事項等について協議する。

警戒本部の構成

本部長	副市長
副本部長	統括危機管理監
本部員	総務部長、政策企画部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設部長、債権管理対策局長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、水道局長、教育部長、総合センター所長
本部連絡員	総務総務課及び危機管理室の職員

(エ) 廃止の基準

警戒本部は、警戒本部長が、災害に係る危険がなくなつたと認めたとき、又は災害が発生するおそれなくなつたと認めたとき、又は対策本部が設置されたとき、これを廃止する。

(3) 災害対策本部体制

風水害災害の基準に基づく災害対策本部（以下「対策本部」という。）の体制等は以下のとおりとする。

ア 対策本部体制

(ア) 体制の基準、決定、設置の手続き、公表

以下の基準のいずれかに該当するとき、対策本部を設置する。

- a 雲南市に大雨・暴風・暴風雪特別警報のいずれかが発表されたとき
- b 雲南市に大雨警報が発表され、かつ1時間雨量が80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想されるとき
- c 市長が必要と認めたとき
- d 総合センター所長が必要と認めたとき

(イ) 動員

上記（ア）の基準のいずれかに該当するとき、第3次体制を動員する。

(ウ) 対策本部の組織

a 対策本部等

(a) 対策本部の概要

市内に風水害等の災害が発生し、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、対策本部を設置する。

(b) 対策本部の構成

対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議する。

本部長は、市長をもって充てる。副本部長は副市長、教育長をもって充て、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

警戒本部会議の構成員は、次の表に示すとおりであり、必要に応じ関係職員を加え、災害対策に必要な所要の措置を講ずる。

災害対策本部の構成

本部長	市長
副本部長	副市長 教育長
本部員	総務部長、政策企画部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設部長、債権管理対策局長、会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、水道局長、教育部長、総合センター所長
本部連絡員	総務総務課及び危機管理室の職員

(c) 本部会議の協議事項等

本部長は、対策本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する。

本部会議では次のことを協議する。

- i 対策本部の災害体制に関すること。
- ii 災害情報及び被害状況の収集並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- iii 関係指定行政機関、関係指定地方機関、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携に関すること。
- iv その他災害対策に関する重要事項

(エ) 各部局等の所掌業務

各部局等の所掌業務は、次のとおりとする。

部 名	部長・副部長	部 員	分 掌 事 務
総務部	部長 総務部長 副部長 政策企画部長 議会事務局長 統括検査監 監査委員事務局長	総務部、政策企画部、議会事務局及び監査委員事務局に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関する事。 2 本部員の動員に関する事。 3 各部との連絡調整に関する事。 4 消防本部との連絡調整に関する事。 5 自衛隊の派遣要請に関する事。 6 県防災ヘリコプターの要請に関する事。 7 災害時における交通安全対策に関する事。 8 消防団に関する事。 9 被災者の救出及び救助に関する事。 10 災害関係の予算措置に関する事。 11 本部の財務に関する事。 12 災害見舞等に関する事。 13 市有財産及び営造物の災害に関する事。 14 災害時における市政の総合的な企画及び調整に関する事。 15 通信に関する事。 16 災害対策の広報に関する事。 17 災害状況の把握及び気象予報及び警報等の接受及び伝達に関する事。 18 避難の勧告・指示及び誘導に関する事。 19 行方不明者の捜索及び死体の処理に関する事。 20 被災者の窓口相談に関する事。 21 マスコミ等への対応に関する事。 22 災害対応の記録に関する事。 23 緊急輸送体制に関する事。 24 職員の参集・解散に関する事。 25 職員への情報提供に関する事。 26 市民バスの運行に関する事。 27 情報通信網の確保に関する事。 28 在住外国人の安否確認に関する事。
民生部	部長 市民環境部長 副部長 債権管理対策局長 市民環境部次長	市民環境部及び債権管理対策局に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療施設の災害対策に関する事。 2 防疫薬剤等の調達・確保に関する事。 3 災害救助物資の調達及び輸送に関する事。 4 家屋被害等の調査に関する事 5 災害廃棄物に関する事。 6 災害用仮設トイレの確保に関する事。 7 被災住宅状況調査に関する事。 8 市税等の分納・延納に関する事。

<p>福祉部</p>	<p>部長 健康福祉部長 副部長 健康福祉部次 長</p>	<p>健康福祉部、保育 所に属する職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関する事。 2 被災世帯に対する災害援護資金の融資及び弔慰金の支給に関する事。 3 ボランティアの受入れに関する事。 4 福祉施設の災害対策に関する事。 5 災害時要援護者の安否確認と安全確保及び支援に関する事。 6 災害における福祉機器・用具の破損確認と手配に関する事。 7 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 8 メンタルヘルスケアに関する事。 9 児童福祉施設の災害対策に関する事。 10 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関する事。 11 感染症の予防、食品衛生に関する事。 12 保育所との連絡調整に関する事。 13 避難者の健康状態把握、保健指導に関する事。 14 ボランティアセンターの設置に関する事。 15 医薬品、衛生材料の確保に関する事。
<p>建設部</p>	<p>部長 建設部長 副部長 水道局長</p>	<p>建設部及び水道 局に属する職員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土木関係災害対策用資材及び機械に関する事。 2 建設業者への連絡に関する事。 3 道路、橋梁及び河川の災害対策に関する事。 4 砂防施設の災害対策に関する事。 5 地すべり対策に関する事。 6 急傾斜地崩壊対策に関する事。 7 水道及び下水道の災害対策に関する事。 8 公営住宅の災害対策に関する事。 9 災害救助用仮設住宅の建設及び応急修理に関する事。 10 国、県の関係機関との連絡・調整に関する事。 11 国道、県道の通行規制、迂回路に関する事。 12 応急工事の実施に関する事。 13 公共土木施設の被害対策に関する事。

産業部	部長 産業振興部長 副部長 産業振興部次長 農業委員会事務局長	産業振興部及び農業委員会に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要食料、生鮮食料品及び農産加工品の確保に関すること。 2 農作物の災害対策に関すること。 3 種苗、生産資材等に関すること。 4 家畜伝染病予防その他家畜衛生に関すること。 5 農地、農業用施設、林道及び治山の災害対策に関すること。 6 農業災害補償に関すること。 7 被災農家に対する融資に関すること。 8 商業関係施設及び商工業関係施設の災害対策に関すること。 9 被災商工業者の融資に関すること。 10 地すべり対策に関すること。
出納部	部長 会計管理者	会計課に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係費の執行に関すること。 2 義援金の受付に関すること。
教育部	部長 教育部長 副部長 教育委員会次長	教育委員会事務局に属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の災害対策に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 被災児童、生徒の保健衛生に関すること。 4 災害時における学校給食対策に関すること。 5 社会体育施設の災害対策に関すること。 6 教職員住宅の災害対策に関すること。 7 通学路の被害に関すること。 8 スクールバス路線の被害に関すること。 9 教育施設との連絡・調整に関すること。 10 避難先としての教育施設に関すること。 11 教育施設の利用制限に関すること。 12 指定文化財の被害に関すること。

部 名	部長・副部長	部 員	分 掌 事 務
現地本部	部長 総合センター所長 副部長 総合センター次長	総合センターなどに属する職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 現地本部会議に関する事。 2 本部との連絡・調整に関する事。 3 防災資材等の点検、配布に関する事。 4 市民からの通報窓口に関する事。 5 被害状況の調査・報告に関する事。 6 災害現場の確認、交通安全対策に関する事。 7 水防団への出動要請、体制に関する事。 8 地域交通機関運行状況の把握に関する事。 9 災害対応状況の記録に関する事。 10 避難勧告、指示の周知、誘導に関する事。 11 避難所の開設、体制、管理運営に関する事。 12 救援物資、防疫薬剤等の必要数とりまとめと配布に関する事。 13 下記の事務において、関係部局との連絡・調整、その対応に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育園や幼稚園、学校などの安全対策 ・ 災害時要援護者の安全確保 ・ 福祉施設等の災害対策 ・ 衛生管理 ・ 被災者の安否確認 ・ 被災者の救出、救助 ・ ライフラインの確保・復旧 ・ 行方不明者の捜索、死体の処理

(オ) 廃止の基準

対策本部は、本部長が、発生の予想された災害に係る危険がなくなると認めたとき、又は当該災害に係る応急対策がおおむね終了したと認めたとき、これを廃止する。

第4 消防組織の活動体制

(1) 消防組織の初動体制

消防機関及び消防団は、大規模災害発生時に一次的な責任を有する機関の一つである。そのため、人命救助活動等において率先して地域住民の救助活動等に協力できる初動体制を確立する。

(2) 救助・救急活動体制

災害発生時においては、建築物の倒壊等により広域的に多数の救助・救急事案が発生することが予測される。一方、傷病者を収容すべき医療機関も建築物の倒壊、医療機器の破損、ライフラインの機能停止等による診療機能の低下、さらには救急車等の出動、傷病者の搬送についても交通渋滞等による道路障害によりその活動が制約されることが予測される。

そのため、民生部局、衛生部局、保健所、医師会、歯科医師会、医療機関、日本赤十字社、警

察等関係機関との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、衛生部局との連携による救護所の開設、医療機関への搬送など迅速、的確な救助・救急活動を行う体制を確立する。

(3) 消防広域応援体制

被害が数市町村の区域にまたがる場合は、県本部が情報収集・分析を積極的に行い、消防組織による広域応援活動が有効に実施されるように総合調整を図る。

被害が複数の市町村の区域にまたがり、又は市町村のみの消防力をもっては対処することができない場合は、消防組織法第39条の規定に基づく市町村間の相互応援又は消防組織法第43条の規定に基づく非常事態の場合の知事の指示により、県内の広域的な消防応援を実施する。

また、災害の規模、緊急度に応じて、消防組織法第44条に基づき、知事を通じ緊急消防援助隊の応援やヘリコプターによる広域航空応援等を消防庁長官へ要請するとともに受入体制を確立する。

第5 防災関係機関等の応急活動体制の確立

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関は、各々の防災業務計画に定めた応急活動体制を迅速に確立する。また、その他の公共的団体、防災上の重要施設の管理者及び県民は、各々の防災上の責務を踏まえ、応急活動体制を確立する。

1 防災関係機関

(1) 応急活動体制

防災関係機関は、風水害等の災害の発生に際して、各々の防災業務計画に規定された応急活動体制を確立し、防災対策を実施する。

(2) 職員の動員配備

防災関係機関は、風水害等に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定められた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

2 公共的団体・組織等

県内の公共的団体、防災上の重要施設の管理者や、生活協同組合、スーパーなど物資流通のネットワークを有する企業・事業所、消防団、婦人会、ボランティア、その他各種団体は防災活動の有力な担い手となる。そのため、これらの団体・組織は、各々の組織ごとにあらかじめ定めた方法により応急活動体制を確立する。

災害発生直後の人命救出等の活動は、近隣住民、自主防災組織に依拠する必要があるが、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜これらの団体・組織間で相互に連携して活動体制を確立することに努める。

3 市民

市民自身は自らの生命・財産・安全を確保する責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含め、初動（警戒）段階において自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力できる体制の確立に努める。

第2節 災害情報の収集・伝達

第1 基本的な考え方

風水害時において県、市及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。

そのため、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を強化・確保する。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握するため、各機関は、各々の情報収集・伝達体制確立要領に従い、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。

第2 情報管理体制の確立

風水害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達するための通信手段の確保については、総合防災情報システム、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、一般加入電話、携帯電話等の通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、電話の優先利用、各防災関係機関の専用電話及び無線通信施設等を利用し、防災関係機関相互の災害応急対策を円滑に遂行する。

1 市の情報管理体制の確立

(1) 市の情報管理体制の確立

災害時の市の通信連絡システムとして市防災行政無線を基幹的な通信システムとするほか、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む）については、関係機関等との連絡用電話を指定して連絡窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの措置を講ずることにより効果的な災害情報の管理体制を確立する。

(2) 市の情報連絡手段の確保

市は、災害時の市の無線通信連絡体制として、市防災行政無線等をはじめ、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、NTT一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているCATV、有線放送電話、アマチュア無線等を含むその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

(3) 市における総合防災情報システムの活用

市は、災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、気象観測情報等の各種情報の収集・検索、被害状況等の登録等総合防災情報システムを効果的に活用することが可能であるため、常にシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する。

6 防災関係機関等の情報管理体制の確立

(1) 関係機関等の情報管理体制

関係機関等は、風水害等に迅速・的確に対処するため、各機関が整備・保有している通信連絡手段を効果的に運用し、災害情報を収集・伝達できる体制を確立する。

(2) 関係機関等の情報連絡手段の確保

関係機関等は、関係機関相互で通信可能な連絡手段である総合防災情報システムや防災行政無

線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

特に、総合防災情報システムの利用機関相互においては、システムを活用し、被害情報等の情報を共有化し、関係機関相互の連携を図る。

第3 気象予報及び警報等の収集・伝達

気象予報及び警報等（気象業務法第13条、第13条の2）、気象等情報、火災警報及び知事、市長等が行う通報、警告（以下「予警報等」という。）の発表及び伝達は、災害予防上極めて重要であるが、その取扱いは次のとおりとする。

（注1）気象予報及び警報等とは、気象業務法第13条の2に基づく気象、地象、高潮及び波浪に関する特別警報若しくは、気象業務法第13条に基づく気象、地象、高潮、波浪及び洪水に関する予報及び警報をいう。（以下同じ）

（注2）気象等情報とは、同法第11条にいう気象、地象及び水象に関する情報をいう。（以下同じ）

1 気象予報及び警報等伝達体制の確立

関係機関は、気象予報及び警報等伝達体制を確立し、気象予報及び警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう努めるとともに、県、市及び放送事業者等は、伝達を受けた気象予報及び警報等を市防災行政無線等により、住民等への伝達に努める。なお、県は、大雨、暴風、高潮及び波浪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市に伝達し、市は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

県防災行政無線及び衛星通信ネットワークでは、一斉指令システムにより市、関係機関等に設置されたファクシミリ装置等の専用端末機に気象予報及び警報等を伝達できるようになっており、県総合防災情報システムでは、市、関係機関等に設置された防災端末により気象予報及び警報等を迅速に確認できるようポップアップ画面やWebメール画面で表示できるようにし、気象予報及び警報等伝達手段の多重化を図っている。

また、県総合防災情報システムでは、気象情報提供事業者、水防情報システム、土砂災害予警報システム、山崩れ発生予知施設等のデータを取り込み、気象台等へ観測情報等を送信するとともに、防災端末やその他のクライアントは、各種気象情報を確認できる。

さらに、総合防災情報システムからの電子メールにより、関係職員に対して、休日、夜間も含めて気象等の特別警報、警報及び注意報等を配信し、初動体制の確保を補助している。

そのため、関係職員等は、気象等の特別警報、警報及び注意報等を覚知した場合、確認作業を行い、気象観測情報の収集、職員の招集等の気象等の特別警報、警報及び注意報等に対応して行うべき業務を実施する。

なお、特に休日、夜間におけるそれらの体制について留意し、関係機関相互に徹底を図る。

2 気象等予報及び警報若しくは情報の発表及び伝達

(1) 気象予報及び警報等の発表

ア 気象予報及び警報等は、気象業務法に基づき、松江地方気象台は県東部、県西部及び隠岐を対象として発表する。そのうち特に災害と関係のある特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準は次項のとおりである。

イ 防災上必要と考える場合、松江地方気象台は、一次細分地域の東部・西部・隠岐又は市町村及び海岸や海上に細分し、特別警報、警報及び注意報を発表する。

なお、気象予報及び警報等地区細分境界は次項のとおりである。

(2) 気象等情報の発表

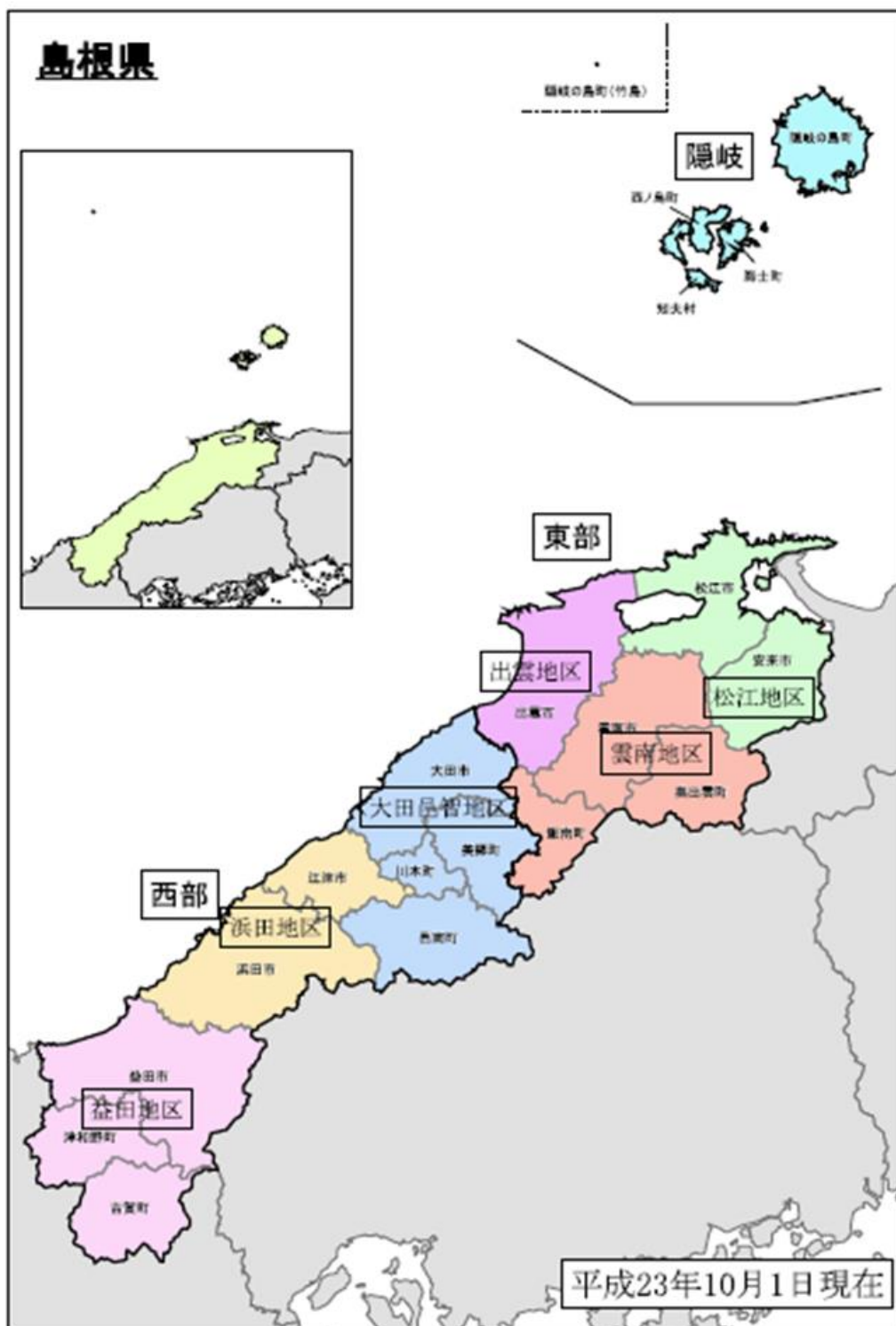
気象等情報は、気象業務法に基づき、松江地方気象台は県東部、県西部及び隠岐を対象に、台風や大雨、竜巻などについての情報を発表する。

なお、気象情報等のうち、「島根県記録的短時間大雨情報」は、アメダス及び気象庁以外の機関の雨量又は解析雨量※で1時間の降水量が県東部及び県西部で100mm、隠岐地方で80mmの雨量を観測又は解析した場合に発表する。

※ 「解析雨量」とは、気象庁レーダー（全国20箇所）、国土交通省河川局・道路局レーダー（全国4箇所）とアメダス（全国約1,300箇所）及び部外雨量から得られたデータをもとに、それぞれの特性を活かし全国を1km四方に細かく区切って、30分間毎の雨量を解析したものである。

（注）沿岸の海域とは、特別警報、警報及び注意報や天気予報の発表区域内の海岸線からおおむね20海里の海域をいう。

特別警報、警報及び注意報や天気予報の発表区域（県東部、県西部、隠岐）



気象特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準				
特 別	気象 特別警報	暴風 特別警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。			
		暴風雪 特別警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。			
		大雨 特別警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。			
		大雪 特別警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。			
警 報	高潮 特別警報	高潮 特別警報	台風による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合。			
		波浪 特別警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合。			
	地面現象 特別警報	地面現象 特別警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。			
噴火 特別警報	噴火 特別警報	噴火によって重大な災害が起こるおそれがあると著しく大きく予想される場合。 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合。				
警 報	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/s以上になると予想される場合。			
		暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s、海上で25m/s以上になると予想される場合。			
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。			
			地区	市町村	雨量基準 (mm)	土壌雨量指数基準
		大雨警報	松江	松江市	R3=90	151
				安来市	R1=50	147
			出雲	出雲市	R3=70	129
			雲南	雲南市	R1=80	146
				奥出雲町	R1=60あるいはR3=80	130
				飯南町	R1=70	155

種 類		発 表 基 準				
警 報	気象警報	大雨警報	大田 邑智	大田市	平坦地:R1=45 平坦地以外:R1=50	147
				川本町	R1=50	153
美郷町	R1=50			154		
邑南町	R1=70			149		
浜田	浜田市		平坦地:R3=70 平坦地以外:R1=50	154		
	江津市		R1=50	157		
益田	益田市		平坦地:R1=50 平坦地以外:R3=120	154		
	津和野町		R1=50	168		
	吉賀町		R1=80	169		
隠岐	海士町		R3=110	141		
	西ノ島町		R3=80	136		
	知夫村		R1=50	134		
	隠岐の島町		R3=90	136		
				※雨量基準若しくは土壌雨量指数基準を満たした場合に警報を発表。 ※R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を示す。 ※土壌雨量指数とは降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。 ※平坦地とは概ね傾斜が30パーミル以下で都市化率が25%以上の地域。 平坦地以外とは平坦地以外の地域。		
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で40cm、山地で70cm（隠岐では50cm）以上になると予想される場合。				

種 類		発 表 基 準					
警 報	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。該当する条件は大雨警報の場合と同じ。				
			地区	市町村	雨量基準(mm)	流域雨量指数基準	複合基準
			松江	松江市	R3=80	意宇川流域=21	—
				安来市	平地地：R3=70 平地地以外：R3=80	飯梨川流域=23 伯太川流域=13	—
			出雲	出雲市	R3=70		—
			雲南	雲南市	R1=80	三刀屋川流域=22 赤川流域=15	—
				奥出雲町	R1=60 あるいはR3=80	斐伊川流域=30	—
				飯南町	R1=70	神戸川流域=29	—
			大田 邑智	大田市	平地地：R1=45 平地地以外：R1=50	三瓶川流域=17 静間川流域=14	—
				川本町	R1=50	祖式川流域=7	—
美郷町	R1=50	角谷川流域=12		—			
邑南町	R1=70	出羽川流域=17		—			
浜田	浜田市	平地地：R3=70 平地地以外：R1=50	浜田川流域=9 周布川流域=16 三隅川流域=29	平地地：R3=45 かつ 浜田川流域=8			
	江津市	R1=50	八戸川流域=17	—			
益田	益田市	平地地：R1=50 平地地以外：R3=120	—	平地地：R3=30 かつ 益田川流域=8			
	津和野町	R1=50	高津川流域=24 津和野川流域=17	—			
	吉賀町	R1=80	高津川流域=29	—			
隠岐	海士町	R3=110	—	—			
	西ノ島町	R3=80	—	—			
	知夫村	R1=50	—	—			
	隠岐の島町	R3=90	—	—			
※①～③のいずれかの基準を満たした場合に警報を発表。 ※R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を示す。 ※流域雨量指数とは流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。							
地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。					
浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。					

種 別		発 表 基 準				
注 意 報	気象注意報	風雪注意報	風雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s、海上で15m/s以上になると予想される場合。			
		強風注意報	強風によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s、海上で15m/s以上になると予想される場合。			
		大雨注意報	大雨によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。			
			地区	市町村	雨量基準 (mm)	土壌雨量指数基準
		松江	松江市		R3=40	99
			安来市		R1=30	97
		出雲	出雲市		R3=40	85
		雲南	雲南市		R1=30	96
			奥出雲町		R1=40あるいはR3=50	85
			飯南町		R1=40	102
	大田 邑智	大田市		平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	88	
			川本町		R1=30	91
			美郷町		R1=30	92
			邑南町		R1=40	89
	浜田	浜田市		平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	92	
			江津市		R1=30	94
	益田	益田市		平坦地：R1=25 平坦地以外：R3=60	92	
			津和野町		R1=30	100
			吉賀町		R1=50	101

種 類		発 表 基 準																					
注 意 報	気象注意報	大雨注意報	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>市町村</th> <th>雨量基準 (mm)</th> <th>土壌雨量指数基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">隠岐</td> <td>海士町</td> <td>R3=60</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>西ノ島町</td> <td>R3=50</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>知夫村</td> <td>R1=30</td> <td>96</td> </tr> <tr> <td>隠岐の島町</td> <td>R3=40</td> <td>97</td> </tr> </tbody> </table> <p>※雨量基準若しくは土壌雨量指数基準を満たした場合に注意報を発表。 ※R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を示す。 ※土壌雨量指数とは降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。 ※平坦地とは概ね傾斜が30パーセント以下で都市化率が25%以上の地域。 平坦地以外とは平坦地以外の地域。</p>	地区	市町村	雨量基準 (mm)	土壌雨量指数基準	隠岐	海士町	R3=60	101	西ノ島町	R3=50	97	知夫村	R1=30	96	隠岐の島町	R3=40	97			
		地区	市町村	雨量基準 (mm)	土壌雨量指数基準																		
		隠岐	海士町	R3=60	101																		
			西ノ島町	R3=50	97																		
			知夫村	R1=30	96																		
			隠岐の島町	R3=40	97																		
		大雪注意報	大雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件が該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で15cm、山地で30cm（隠岐は20cm）以上になると予想される場合。																				
		濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上100m以下、海上500m以下が予想される場合。																				
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。																						
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度東部と隠岐で65%以下、西部では60%以下、最小湿度40%以下になると予想される場合。（湿度の値は、気象官署の値とする。）																						
着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で15cm、山地で30cm、（隠岐は20cm）以上になり、気温が－1℃～2℃になると予想される場合。																						
霜注意報	晩霜によって農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 4月上旬から5月中旬までの最低気温が3℃以下が予想される場合。																						
低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が平地で－4℃以下、山地で－8℃以下（隠岐地方は該当地域なし）が予想される場合。																						

種 類		発 表 基 準																																																															
注 意 報	洪水注意報	洪水注意報	<p>具体的には次のいずれかの条件に該当し、洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>市町村</th> <th>雨量基準(mm)</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">松江</td> <td>松江市</td> <td>R3=40</td> <td>意宇川流域=17</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>安来市</td> <td>平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50</td> <td>飯梨川流域=18 伯太川流域=8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>出雲</td> <td>出雲市</td> <td>R3=40</td> <td></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">雲南</td> <td>雲南市</td> <td>R1=30</td> <td>三刀屋川流域=18 赤川流域=8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>奥出雲町</td> <td>R1=40あるいはR3=50</td> <td>斐伊川流域=15</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>飯南町</td> <td>R1=40</td> <td>神戸川流域=15</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">大田 邑智</td> <td>大田市</td> <td>平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30</td> <td>三瓶川流域=10 静間川流域=11</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>川本町</td> <td>R1=30</td> <td>祖式川流域=5</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>美郷町</td> <td>R1=30</td> <td>角谷川流域=6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>邑南町</td> <td>R1=40</td> <td>出羽川流域=9</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浜田</td> <td>浜田市</td> <td>平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30</td> <td>浜田川流域=6 周布川流域=13 三隅川流域=23</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>江津市</td> <td>R1=30</td> <td>八戸川流域=11</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					地区	市町村	雨量基準(mm)	流域雨量指数基準	複合基準	松江	松江市	R3=40	意宇川流域=17	—	安来市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	飯梨川流域=18 伯太川流域=8	—	出雲	出雲市	R3=40		—	雲南	雲南市	R1=30	三刀屋川流域=18 赤川流域=8	—	奥出雲町	R1=40あるいはR3=50	斐伊川流域=15	—	飯南町	R1=40	神戸川流域=15	—	大田 邑智	大田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	三瓶川流域=10 静間川流域=11	—	川本町	R1=30	祖式川流域=5	—	美郷町	R1=30	角谷川流域=6	—	邑南町	R1=40	出羽川流域=9	—	浜田	浜田市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	浜田川流域=6 周布川流域=13 三隅川流域=23	—	江津市	R1=30	八戸川流域=11	—
			地区	市町村	雨量基準(mm)	流域雨量指数基準	複合基準																																																										
松江	松江市	R3=40	意宇川流域=17	—																																																													
	安来市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R3=50	飯梨川流域=18 伯太川流域=8	—																																																													
出雲	出雲市	R3=40		—																																																													
雲南	雲南市	R1=30	三刀屋川流域=18 赤川流域=8	—																																																													
	奥出雲町	R1=40あるいはR3=50	斐伊川流域=15	—																																																													
	飯南町	R1=40	神戸川流域=15	—																																																													
大田 邑智	大田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R1=30	三瓶川流域=10 静間川流域=11	—																																																													
	川本町	R1=30	祖式川流域=5	—																																																													
	美郷町	R1=30	角谷川流域=6	—																																																													
	邑南町	R1=40	出羽川流域=9	—																																																													
浜田	浜田市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	浜田川流域=6 周布川流域=13 三隅川流域=23	—																																																													
	江津市	R1=30	八戸川流域=11	—																																																													
種 類	発 表 基 準																																																																
注 意 報	洪水注意報	洪水注意報	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>市町村</th> <th>雨量基準(mm)</th> <th>流域雨量指数基準</th> <th>複合基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">益田</td> <td>益田市</td> <td>平坦地：R1=25 平坦地以外：R3=60</td> <td>—</td> <td>平坦地：R3=20 かつ 益田川流域=8</td> </tr> <tr> <td>津和野町</td> <td>R1=30</td> <td>高津川流域=19 津和野川流域=14</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>吉賀町</td> <td>R1=50</td> <td>高津川流域=15</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">隠岐</td> <td>海士町</td> <td>R3=60</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>西ノ島町</td> <td>R3=50</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>知夫村</td> <td>R1=30</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>隠岐の島町</td> <td>R3=40</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※雨量基準若しくは流域雨量指数基準を満たした場合に注意報を発表。 ※R1は1時間雨量、R3は3時間雨量を示す。 ※流域雨量指数とは流域の雨量による洪水災害発生の危険性を示す指数である。</p>					地区	市町村	雨量基準(mm)	流域雨量指数基準	複合基準	益田	益田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R3=60	—	平坦地：R3=20 かつ 益田川流域=8	津和野町	R1=30	高津川流域=19 津和野川流域=14	—	吉賀町	R1=50	高津川流域=15	—	隠岐	海士町	R3=60	—	—	西ノ島町	R3=50	—	—	知夫村	R1=30	—	—	隠岐の島町	R3=40	—	—																							
			地区	市町村	雨量基準(mm)	流域雨量指数基準	複合基準																																																										
益田	益田市	平坦地：R1=25 平坦地以外：R3=60	—	平坦地：R3=20 かつ 益田川流域=8																																																													
	津和野町	R1=30	高津川流域=19 津和野川流域=14	—																																																													
	吉賀町	R1=50	高津川流域=15	—																																																													
隠岐	海士町	R3=60	—	—																																																													
	西ノ島町	R3=50	—	—																																																													
	知夫村	R1=30	—	—																																																													
	隠岐の島町	R3=40	—	—																																																													
なだれ注意報	なだれ注意報	<p>具体的には次のいずれかの条件に該当し、なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合。</p> <p>(1) 積雪100cm以上。 (2) 積雪が50cm以上あり、30cm以上の降雪が予想される時。 (3) 積雪が50cm以上あり、最高気温が8℃以上と予想される場合。(最高気温の値は気象官署の値とする) (4) 積雪が50cm以上あり、かなりの降雨が予想される場合。</p>																																																															
地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。																																																															

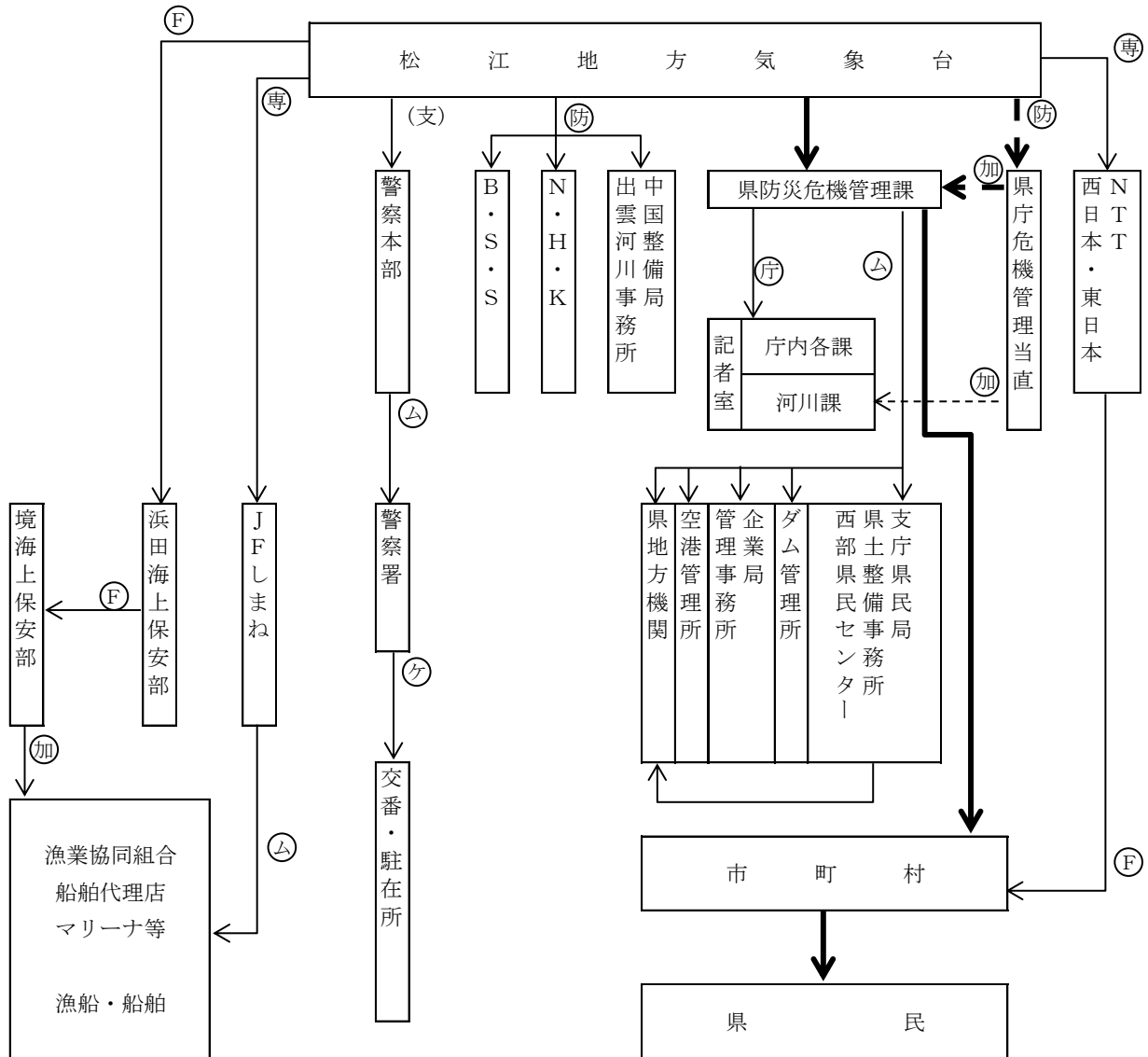
	浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が予想される場合。
--	-------	-------	-------------------

- (注) 1. 発表基準欄に記載した数値は島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
2. 特別警報、警報及び注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、特別警報、警報及び注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報、警報及び注意報は自動的に新たな特別警報、警報及び注意報に切り替えられる。
3. 地面現象特別警報、警報及び注意報、浸水警報及び注意報は標題を出さないで関連する大雨特別警報、警報及び注意報、洪水警報及び注意報に含めて行う。
4. 山地とは、標高100m以上の場所のことをいう。

気象特別警報の指標

種	類	指 標						
		地区	市町村	50年に一度の値				
特 別 警 報	気象 特別警報	大雨 特別警報		雨量 R48 (mm)	雨量 R3 (mm)	土壌雨量指数		
			松江	松江市	358	138	223	
				安来市	341	126	203	
			出雲	出雲市	350	150	220	
			雲南	雲南市	359	142	214	
				奥出雲町	346	130	213	
				飯南町	406	149	240	
			大田 邑智	大田市	352	147	216	
				川本町	335	129	209	
				美郷町	354	138	221	
				邑南町	305	124	204	
			浜田	浜田市	329	125	209	
				江津市	307	117	201	
			益田	益田市	411	138	240	
				津和野町	410	129	239	
				吉賀町	412	164	253	
			隠岐	海士町	375	141	229	
				西ノ島町	325	118	207	
				知夫村	314	110	200	
				隠岐の島町	365	134	224	
<p>※R48は48時間降水量、R3は3時間降水量を示す。</p> <p>※土壌雨量指数とは降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数である。</p> <p>※「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。</p> <p>※「50年に一度の値」は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。</p> <p>※特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p>								
特 別 警 報	気象 特別警報	大雪 特別警報	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)			
			松江	64	100			
			横田	135	139			
			赤名	162	152			
			瑞穂	98	91			
			浜田	—	53			
			弥栄	91	91			
			西郷	81	107			
			<p>※値が「—」の地点は、データ不足のため、50年に一度の値が算出できないもの。</p> <p>※50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。</p> <p>※特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。</p>					

気象等特別警報及び警報伝達経路図 (図2.2.2.4)



(注1) ○印は、通報の方法を示す。

- | | |
|----------|----------------|
| ④ 専用回線 | ⑦ 警察電話 |
| ⑤ 庁内電話 | ⑧ 無線通話 |
| ⑥ 加入電話 | ⑨ 防災情報提供システム |
| ⑩ ファクシミリ | (支) 気象業務支援センター |
- 無印は、適宜の方法による。

(注2) 線は、通報の時間を示す。

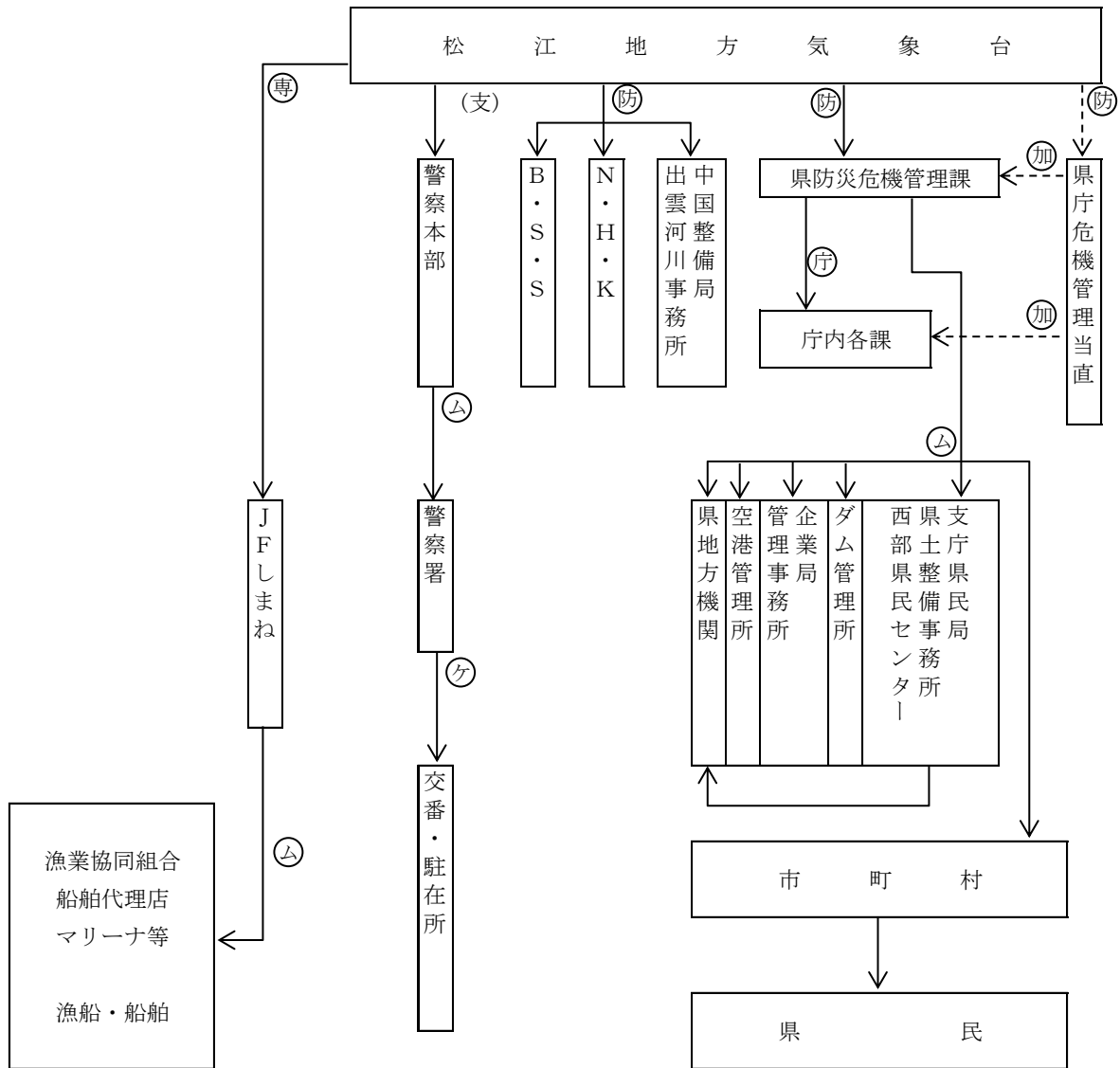
- | | |
|------|--|
| —— | 昼夜とも |
| ---- | 勤務時間外(※1)のみ |
| — | 特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 |

※1 [勤務時間外の定義]

勤務時間外とは次の時間帯をいうものとする。

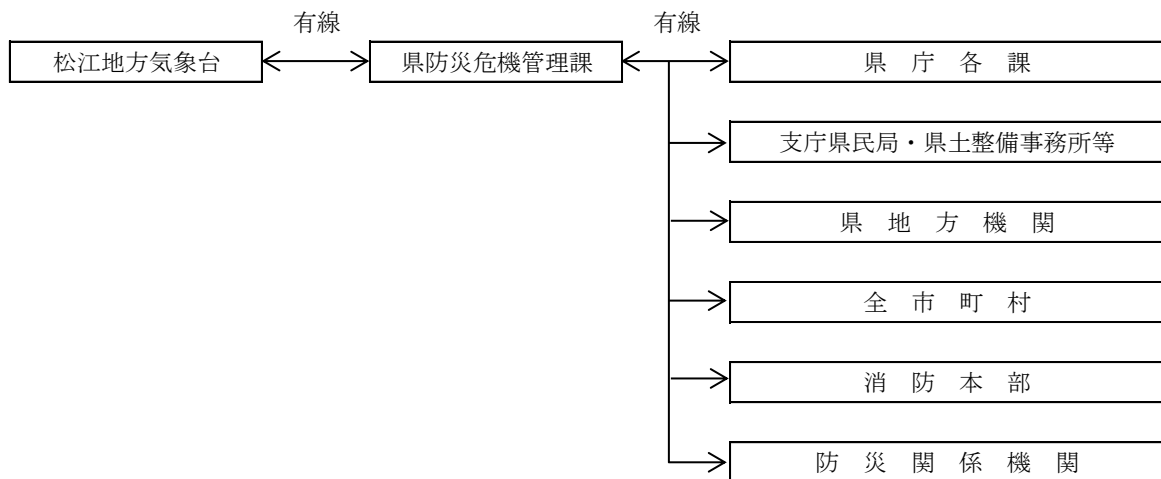
- ア. 平日0時00分から8時30分までおよび17時00分から24時00分までの間
- イ. 土曜日、日曜日および国民の祝日並びに振替休日 全日
- ウ. 年末、年始(12月29日～1月3日) 全日

気象等注意報伝達経路図 (図2.2.2.5)

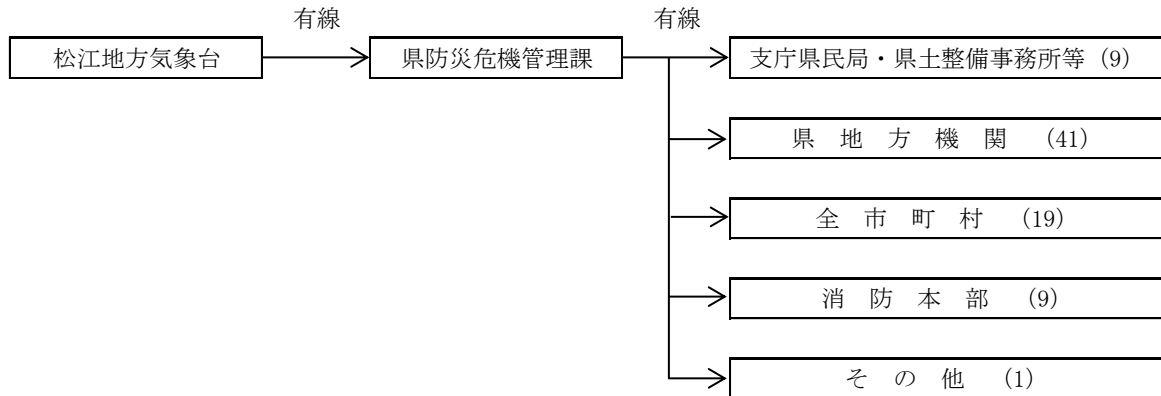


(参考)

1. 総合防災情報システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図 (図2.2.2.6)



2. ファクシミリによる気象予報及び警報等の伝達経路図 (図2.2.2.7)



ア 気象官署

松江地方気象台は、担当予報区に対し気象業務法に基づく気象予報及び警報等を発表、切り替え若しくは解除したとき、又は気象等情報を発表したときは、予報及び警報等事項又は情報の周知のため、次の各関係機関に速やかに防災情報提供システム等の専用通信施設又は公衆通信施設により伝達（気象業務法第15条、第15条の2）する。

通信途絶時には、島根県、NHK松江放送局へ防災行政無線等その他あらゆる手段により伝達する。

- 島根県（防災危機管理課、危機管理当直）
- 島根県警察本部（警備第二課）
- 海上保安官署（浜田海上保安部警備救難課）
- 国土交通省（中国地方整備局出雲河川事務所防災情報課）
- NHK松江放送局（放送部）
- 西日本又は東日本電信電話株式会社（特別警報及び警報のみ）（情報案内サービス担当）
- 浜田漁業無線局
- 各報道機関

また、松江地方気象台に対して、知事から防災気象情報の解説について要請があった場合は、職員の派遣をする。

イ 受報機関の措置

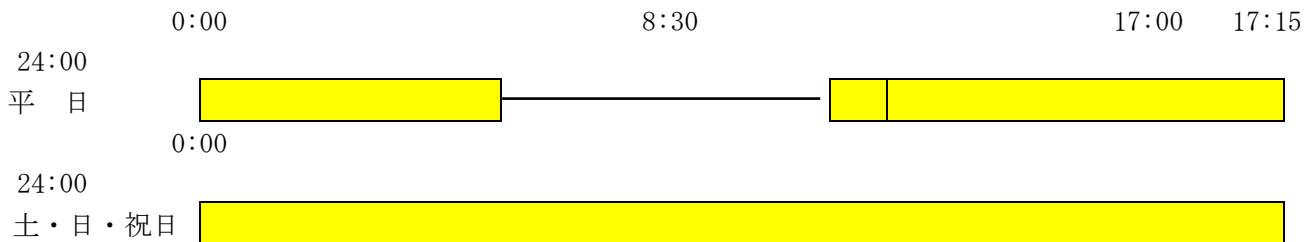
気象官署から気象予報及び警報等の伝達を受けた各機関及びさらに伝達を受けた各機関は、それぞれ次のとおり措置する。


(ア) 島根県（災害対策基本法第55条）

- 本庁は、庁内放送等を通じて各課に周知を図る。
- 気象予報及び警報等若しくは情報のうち、県から発信する種類並びに伝達先（機関）は次のとおりである。
 - ・ 特別警報
暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮、波浪。
 - ・ 警報
暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪、噴火警報（居住地域）、噴火警報（火口周辺）。
 - ・ 注意報
風雪、強風、大雨、大雪、洪水、高潮、波浪、着雪、なだれ、乾燥、雷、低温、濃霧、霜。

- ・情報
台風・大雨・大雪等気象情報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報等。
- ・伝達先
支庁県民局、県土整備事務所、西部県民センター、ダム管理所（布部、山佐、三瓶、八戸、浜田、御部、大長見、銚子）、企業局管理事務所（東部、西部）、企業局ダム（三成操作所、木都賀管理所）、出雲空港管理事務所、空港管理所（石見、隠岐）、浜田港湾管理事務所、市町村及び消防本部等。

(注) 1 通知方法：県防災行政無線による一斉指令システム



 は、自動一斉放送の時間帯

- (イ) 海上保安官署（浜田）
必要箇所に速やかに伝達する。
- (ウ) 漁業無線局
航行中及び入港中の漁船に速やかに伝達する。
- (エ) NHK松江放送局
ラジオ、テレビを利用し、なるべく早急に公衆に周知するよう努める。
- (オ) 西日本又は東日本電信電話株式会社
受信した特別警報及び警報は、電話回線等を利用して一般電信電話に優先し市町村に伝達する。
- (カ) 島根県警察本部及び国土交通省中国地方整備局
それぞれ系統機関に対して伝達する。
- (キ) 支庁県民局、各県土整備事務所、県央県土整備事務所大田事業所、西部県民センター
管内の指定地方公共機関及びあらかじめ指定された県の関係地方機関へ防災行政無線等により伝達する。特別警報及び警報の場合は、上記のほか、管内の他の地方機関に対しても伝達する。
- (ク) 市〔災害対策基本法第56条（関連一気象業務法第15条、第15条の2、消防法第22条、水防法第10条、第11条）〕
域防災計画に定めるところにより住民に対して速やかに伝達する。なお、特別警報の場合は直ちに住民及び所在の官公署に対し、地域防災計画の定める伝達体制によって周知の措置をとらなければならない。また、警報の場合は直ちに所在の官公署に対しても地域防災計画に定める伝達体制によって通報する。
- (ケ) 各報道機関
ラジオ、テレビその他の手段を利用し、なるべく早急に公衆に周知するよう努める。

3 土砂災害警戒情報の発表及び伝達

(1) 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、松江地方気象台と県が共同で作成発表する。

松江地方気象台と県は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて(5)に示す監視基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、松江地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路はファクシミリ、総合防災情報システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図による。

(3) 地震等発生後の暫定基準について

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。このため、島根県と松江地方気象台では、次の事象が発生した場合に、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。設定については、「島根県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」に基づく実施要領に従い行う。

(暫定基準を設定する事象)

- ・震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象

(4) 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する。

また、市長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、県が提供する補足情報や、個別の溪流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断すること。

(5) 島根県における監視基準

ア 県内を5km格子ごとに区切った全ての格子(285)に、5km格子及び1km格子の雨量を用いて基準を設定する。

イ RBFN出力値は、奥出雲町は0.4、その他の市町村は0.2とする。

ウ 監視基準は適宜見直しを行う。

エ 各ブロックの監視基準(60分間積算雨量、土壌雨量指数)は、資料編による。

4 水防警報の伝達

水防法第16条の規定に基づき、指定された河川、湖沼又は海岸については、国土交通大臣又は知事が水防警報を発表するが、この伝達取扱いについては、雲南市水防計画の定めるところによる。

5 洪水予報の伝達

水防法第10条第2項及び第11条第1項、気象業務法第14条の2の第2項及び第3項に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、国土交通省又は知事は気象台と共同して洪水予報を発表するが、この伝達取扱いは、島根県水防計画の定めるところによる。

6 水位周知河川における水位情報の伝達

水防法第13条に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、特別警戒水位（避難判断水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちにこれを一般に周知させなければならないが、この伝達取扱いは、雲南市水防計画の定めるところによる。

7 火災警報等の伝達（消防法第22条、災害対策基本法第55条、第56条）

(1) 県は、気象官署から消防法に規定する火災気象通報及び災害対策基本法に規定する火災予防上危険な気象予報及び警報等の発表を受けたときは県総合防災情報システム、電話、電報等により、速やかに市及び関係機関に通報する。

(2) 市長は、県から通知を受けたとき、又は自ら地域的气象状況の判断によって、火災警報を発表し、又は解除したときは、打鐘、サイレン吹鳴、その他地域防災計画の定めるところにより周知を図る。

8 特殊事業者等が利用する気象警報等（気象業務法第14条）の伝達

気象業務法による鉄道、電気事業等特殊な事業に適合する気象予報及び警報等、津波警報等の伝達体制は、それぞれの事業者において定める。

9 知事、市長が行う警告等の伝達

(1) 知事が、災害に対処するために市又は関係機関へ発する通知又は要請（災害対策基本法第55条、気象業務法第15条、第15条の2、消防法第22条、水防法第10条、第11条）等については県総合防災情報システム、公衆通信施設等の利用によるほか、必要と認めるときは、放送機関に放送を依頼する。

(2) 市長が発令する避難勧告（指示）、退去勧告等警告の伝達体制（災害対策基本法第56条、第60条）は、地域防災計画に定めるところによるが、伝達に特に放送機関を利用することが適切と考えられるときは、県を通して行う。

第4 被害情報等の収集・伝達

1 基本的事項

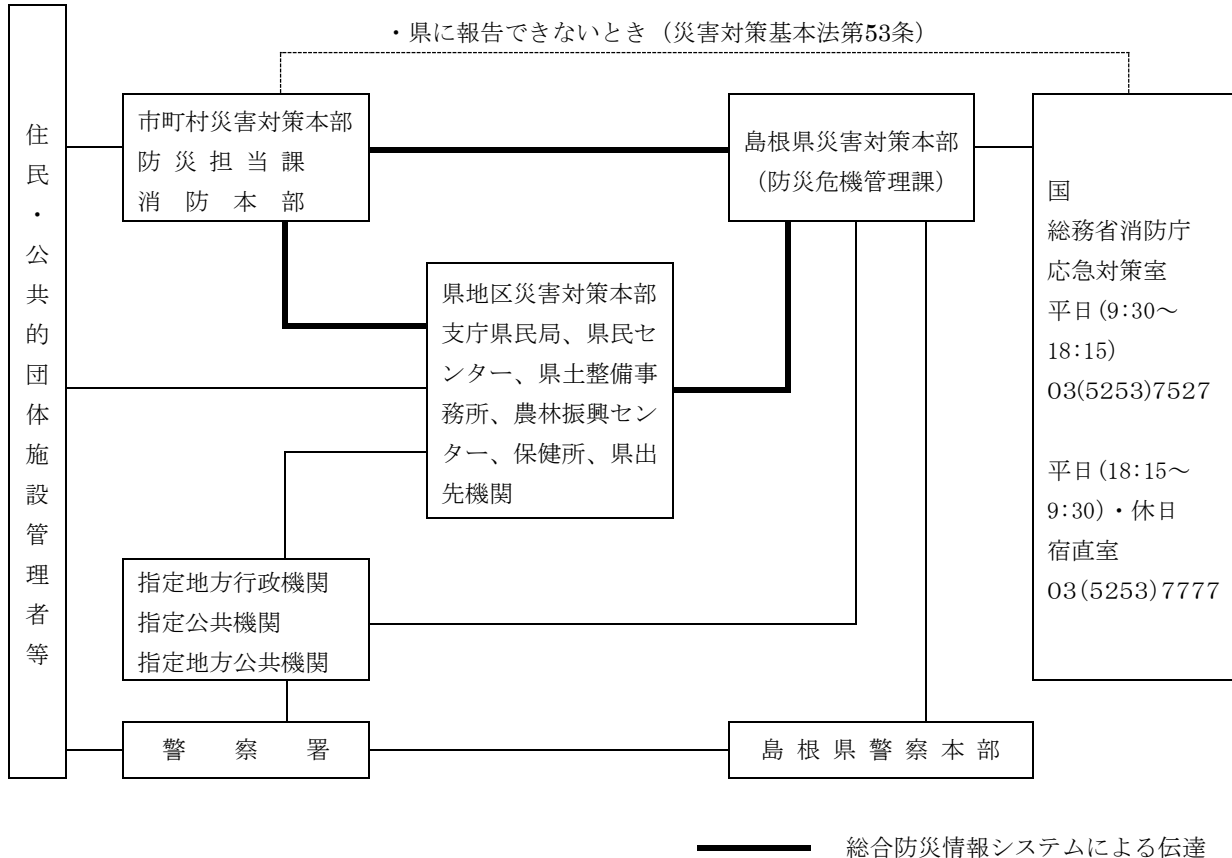
被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

そのため、市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する必要がある。

2 被害情報等の収集・伝達系統

県は、おおむね次項に示す災害情報及び被害情報の収集、伝達の系統図に基づき（災害対策基本法第51条、消防組織法第40条）、被害情報等を収集・伝達する。

災害情報及び被害情報の収集、伝達系等図（図2.2.2.8）



3 被害情報の収集・把握

概括的な情報も含め、多くの災害情報を収集し、災害の規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。このため、県は、県総合防災情報システムの活用を基本として、以下に示す可能な限り多様な方法による情報収集に努める。

(1) 市、消防本部からの情報収集

県は、市（消防本部等含む）又は被災周辺市町村から総合防災情報システム等による報告を受信するほか、電話（119番通報含む）、FAX等により情報収集する。必要に応じて、市に地区災害対策本部等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、本庁から職員の派遣を行う。

(2) 防災関係機関からの情報収集

県は、ライフライン、公共交通関係機関等が把握する情報を電話、FAX等により収集する。

(3) ヘリコプター等による情報収集

県は、必要に応じ防災ヘリコプターによる上空からの偵察等を行い、被災地のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に一齐放送する。また、警察用航空機のヘリコプターテレビシステム、高所カメラ、商用テレビ放送及びビデオカメラ、職員等のデジタルカメラ等による画像情報、自衛隊や海上保安庁の航空機等の上空からの目視情報等と併せて情報収集する。また、衛星車載局により地上からの情報も収集する。

(4) 現地災害対策本部からの情報収集

県は、現地災害対策本部を設置したとき、被災市町村又は関係機関から得られた情報を、派遣職員等が携帯電話、県防災行政無線等を活用して報告することにより情報収集する。

4 異常現象又は突発的災害の発生に対する措置

災害が発生するおそれのある異常な現象又は突発的災害が発生した場合における情報の伝達は次のとおり行われる（災害対策基本法第54条〔関連〕消防法第24条、水難救護法第2条）。

(1) 発見者

災害が発生するおそれのある異常な現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに市長又は警察官に通報しなければならない。

(2) 警察官

発見者から通報を受けた警察官は、速やかに市長に通報する。

(3) 市長

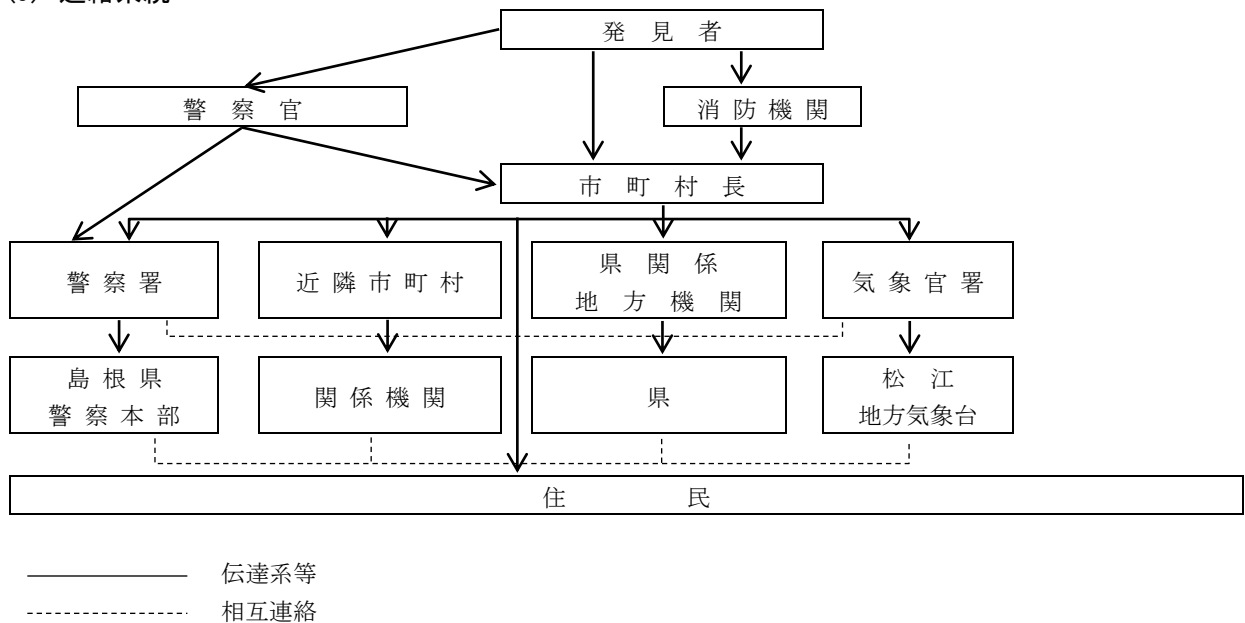
発見者又は警察官から通報を受けた市長は、遅滞なく次の機関へ通報するとともに、住民に周知（災害対策基本法第52条〔関連〕気象業務法第24条、消防法第18条、水防法第13条）を図る。

- ア 気象官署（気象に関する異常現象の場合）
- イ 警察署
- ウ 県の関係地方機関
- エ 災害に関係のある近隣市町村長

(4) 受報機関

市長から通報を受けた各機関は、それぞれの系統機関に伝達するとともに、関係機関相互に連絡を図り、災害に対する措置に万全を期する。

(5) 連絡系統



5 被害状況の調査

被害状況の調査は、的確な状況判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

(1) 関係機関における調査

災害応急対策実施機関は、それぞれの機関の業務にかかわる事項について、それぞれの機関において被害状況の把握に努めるが、関係機関における調査の方法等については、あらかじめ災害応急対策責任者において体制を整備しておく。

(2) 県及び市における調査

ア 調査の実施者

(ア) 県が管理する施設の災害については、県の関係地方機関又は所管部課において調査を実施する。(ただし、私立学校も含む。)

(イ) 県管理以外の被害については、市において行う。市は、地域防災計画の定めるところによって調査を実施する。調査の実施が困難な市は、県に協力を要請することができる。

(ウ) 市は、県管理の施設において災害が発生したことを承知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

イ 調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

(発生調査)

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

(中間調査)

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。

(確定調査)

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

ウ 調査事項

島根県地域防災計画(資料編)において定める被害報告様式の内容について調査する。

エ 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害(行方不明者の数を含む。)、建築物被害、農地被害、漁船被害等については、判定基準(1)による。ただし、発生即報にかかる被害については、判定基準(2)による。

判定基準 (1)

被害等区分		判定基準
人的被害	(1) 死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2) 行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	(3) 重傷者、軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
	(4) 罹災者	罹災世帯の構成員
	(5) 罹災世帯	住家に(8)(9)(11)の被害を受けた世帯
	(6) 世帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯とし取扱う。)
建物被害	(7) 住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8) 住家全壊、全焼又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。(半壊、半焼も同様)
	(9) 住家半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	(10) 破損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。 家屋の一部が破損した状態をいう。(窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。)
	(11) 床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊又は全壊として取扱う。
	(12) 床下浸水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの。
	(13) 非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

被害等区分			判定基準
農地被害	(14)	流失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの。
	(15)	埋没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの。
	(16)	流入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、又は平均粒径0.25mm以下の土砂が、筆別に5cm以上流入したもの。
	(17)	冠水	作物全部が水中に没した状態のもの。
	(18)	浸水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ冠水に至らない状態のもの。

判定基準 (2) (即報にかかる被害のみ適用)

被害等区分			判定基準
人的被害	住家の被害	農地の被害	判定基準(1)と同じ
非住家			住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの。
道路	損壊		国道、県道、市町村道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度
橋梁	流失		市町村道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度
山、崖	崩れ		崖崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の損害を与えたもの。
船舶被害	(沈没・流失、破損)		櫓櫓のみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し航行不能となったもの及び流失し所在が不明となったもの。 修理しなければ航行できない程度のもの。
櫓櫓等	による舟		破損以上の被害を受けたもの。
鉄道	不通箇所		汽車、電車などの通行が不能となった箇所
通信施設	の破損		電信、電話が故障し、通信不能となった回線
有線放送			市町村、農協等が設置した有線放送が破損し、通信不能となった世帯数
水道	障害		水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの。
溜池水路	決壊		溜池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの。
堤防	の決壊		河川(湖)等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
廃棄物処理施設			ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害
その他の被害			農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾及び漁港施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの。

(1) 関係機関の行う通報及び報告

ア 関係機関がその所掌事務又は業務に関し収集した災害情報等の報告は、各機関において定められた基準に従って系統機関に行う。県の防災会議を構成する機関は、総合防災情報システム等により掌握した県内の災害状況等により速やかに県（防災危機管理課 電話0852-22-5885）に通報する。

◎ 通報事項

- a 災害の原因
- b 災害発生の日時
- c 災害発生場所又は地域
- d 災害の程度（事項別内訳被害程度）
- e 応急措置（事前措置を含む）の概要
- f 復旧状況
- g 今後の措置方針
- h 災害対策本部設置の有無
- i その他必要と認める事項

イ 防災危機管理課は、収集した情報のうち関係機関の業務等に関連するものは関係機関の災害応急対策責任者へ通報する。防災端末の設置してある関係機関は、必要に応じ情報を検索するよう指示し、設置していない機関については適宜FAXで伝達する。

(2) 県及び市における通報及び報告

ア 通報責任者

県本庁、地方機関、警察本部、各警察署、県教育委員会及び市は、あらかじめそれぞれ通報責任者を定め、総合防災情報システム等による相互の情報伝達を円滑に行う。

イ 被害状況等の取りまとめ及び報告

○ 市から県への報告

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システムにより直ちに県へ報告する。ただし、総合防災情報システムによる報告ができない場合は、FAX又は電話による。

特に、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(ア) 各所掌事務に係る報告は、所轄各部課に対し所轄の地方機関を通じ総合防災情報システムによる所定の様式により行う。

(イ) 災害発生即報については、総合防災情報システムによる所定の様式により防災危機管理課（本部設置後は、事務局）及び雲南県土整備事務所に報告する。

(ウ) 被害状況の報告に当たっては、可能な範囲内で現場写真などの画像資料を添付する。

(エ) 被害規模を早期に把握するため、市（消防本部）は情報（119番通報が殺到する状況等）を積極的に収集し、県及び国に報告する。

○ 市から国への報告

市が県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、市は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになっ

た後の報告については県に対して行う。

○ 県における情報収集要領

県は、市等から情報を収集するとともに、自らも地方機関や現地派遣職員からの報告に基づき、被害規模に関する概括的な情報を把握する。

また、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合は、調査のため職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報の把握に努める。

なお、情報の収集及び報告は原則として総合防災情報システムを活用する。

(ア) 災害が発生したときは、各課長等は、所掌事務に関する被害の状況及び応急措置を調査し、直ちに当該部等の災害情報収集担当課長に報告するとともに、その後の状況についても逐次報告する。

(イ) 各部等の収集担当課長は、(ア)により報告を受けた被害の状況等を部長に報告するとともに、県の公有財産に係る被害については、総務部管財課長にその状況を通知する。

(ウ) 各部等の災害情報収集担当課長は、(イ)の報告を取りまとめ14時までに防災危機管理課長（本部設置後は、事務局長）に報告する。

ただし、災害の状況によっては必要の都度、報告する。

警察本部にあっては、これに積極的に協力する。

(エ) 防災危機管理課長（事務局長）は、各部等の災害情報収集担当課長に対し、各部等の所管に係る災害状況等について必要な報告を求めることができる。

(オ) 防災危機管理課長（事務局長）は、各部等の災害情報収集担当課長からの報告を取りまとめ、知事（本部長）に報告するとともに報道関係機関に発表する。ただし、防災危機管理課長が指示した場合には、各部等の災害情報収集担当課長が報告又は発表できる。

なお、関係機関及び東京事務所等へは、法律その他政令等に定めるもののほか必要に応じ通報連絡する。

(カ) 被害状況の報告に当たっては、可能な範囲内で現場写真などの画像資料を添付する。

○ 県から国への報告

県は収集した情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。

県は、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。

(ア) 県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は、以下のとおりである。

① 災害救助法の適用基準に合致するもの。

② 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。

③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

④ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

⑤ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

⑥ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告する必要があると認められるもの。

(イ) 消防庁への報告については、消防組織法第40条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防災第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

ただし、県が行う災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の確定報告は、応急措

置の完了後20日以内に、災害対策基本法第53条第2項に基づく内閣総理大臣あての文書及び消防組織法第40条に基づく消防庁長官あての文書を各1部ずつ消防庁に提出する必要がある。

ウ 報告の種類及び時間等

報告の種類及び時間等は原則として次表による。

区 別	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災 害 発 生 即 報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要求 ④被害の概要（判定基準（即報用）以上のもの） ※様式第0号による	市→県土整備事務所等・防災危機管理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるため昼夜間を問わず電話電報、無線等を利用して報告すること。
速 報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	市→県土整備事務所等→防災危機管理課 概況が判明次第、随時ただし、県土整備事務所等が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示するものとする。	
詳 報	各種被害等の状況 ※様式第2号～様式第23号による	市、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 被害等の状況が判明次第逐次報告ただし、県の出先機関が行う集約報告は13時まで、関係課が行う県計報告は、14時までに行う。	被害等の状況は諸応急対策の決定等のもとなるものであるため関係課等は迅速に被害等の収集ができるよう平素から体制を整えておくものとする。
確 定 報 告	同 上	市、県の出先機関→関係課→防災危機管理課 災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告	災害復旧計画などのもとなるので正確を期すること。
災 害 対 策 本 部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散	市、県土整備事務所等、関係課→防災危機管理課	
被 害 地 点 報 告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像	全ての防災端末設置機関→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	

区 別	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
ラ イ フ ラ イ ン	電気、LPガス、電信 電話、上水道、簡易水 道、下水道被害の状況	市、関係課→防災危機管理課 販売事業者→県LPガス協会 →消防総務課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
交 通 情 報	道路（高速道路、国道、 一般県道の全面通行止 め）、の被害状況及び運 行状況	西日本高速道路株式会社、中国地方 整備局、隣接県、県土整備事務所→ 道路維持課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
	鉄道、バスの被害及び 運行状況	各交通会社・事務所→交通対策課→ 防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
林 野 火 災	林野焼損面積20ヘクタ ール以上の火災	各消防本部→防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日までに報告	

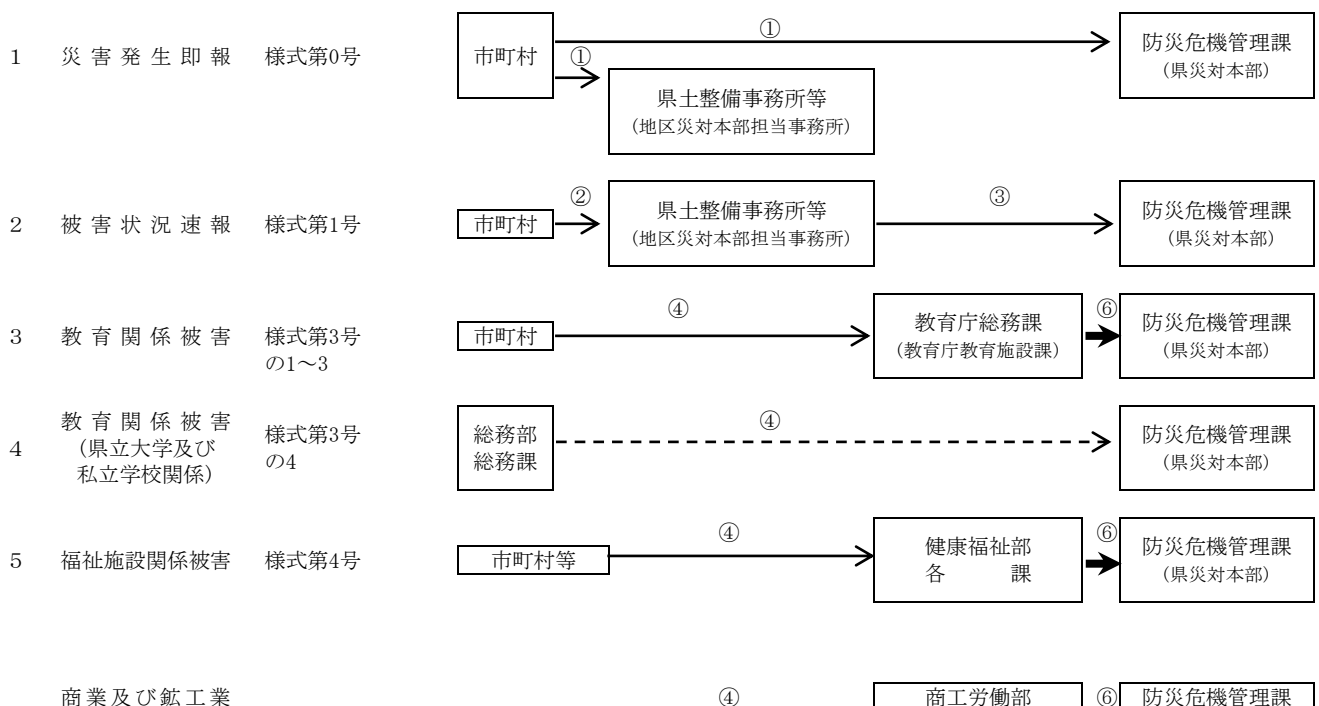
(注) 上記による報告は、原則として災害体制及び災害対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後にあつては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

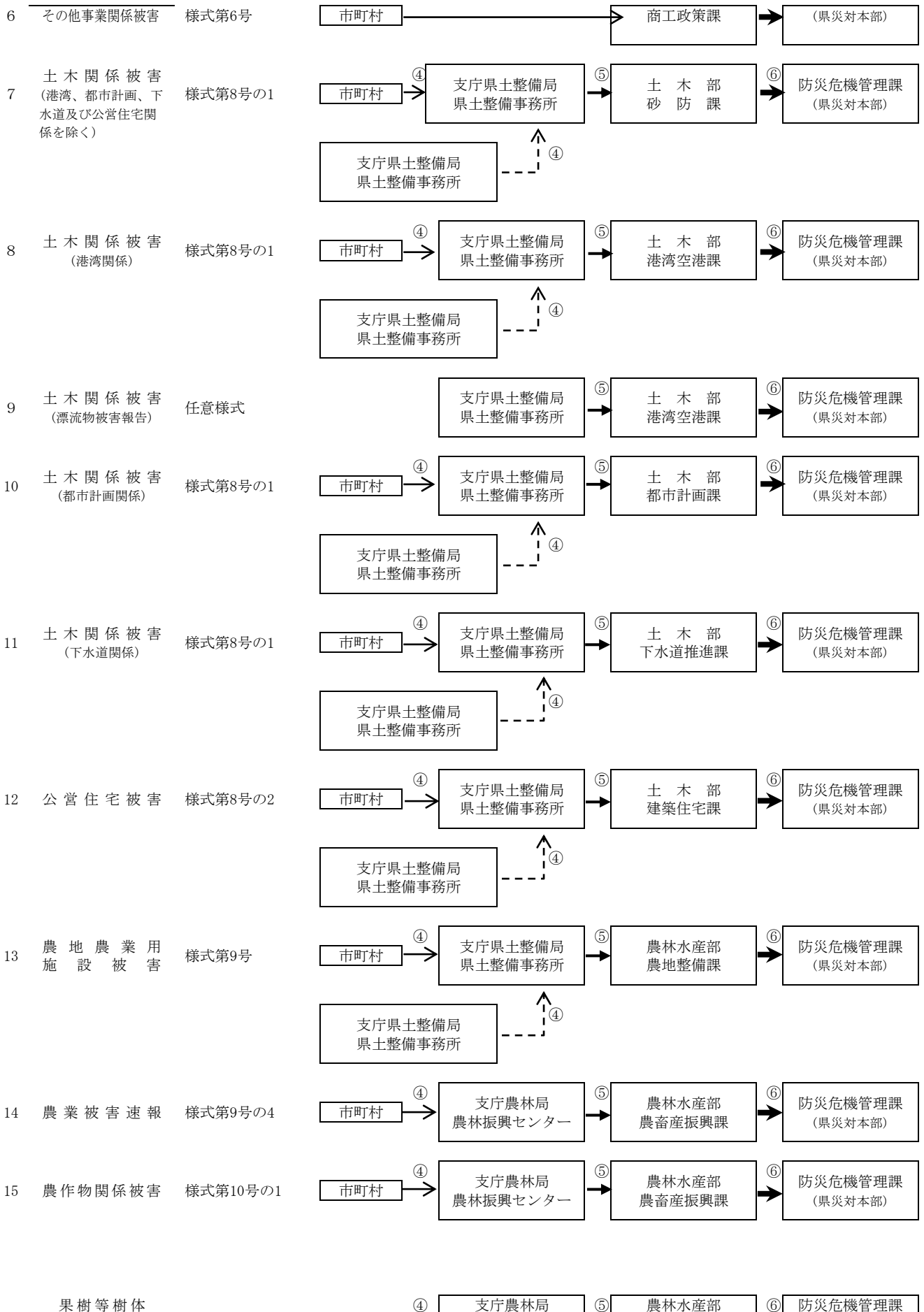
(注) 県土整備事務所等とは、隠岐地区では隠岐支庁県民局、松江・雲南・出雲・浜田・川本・益田地区では各県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所を指す。

エ 報告様式及び様式別報告系統

速報、詳報及び確定報告の様式は、資料編に定めるとおりである。

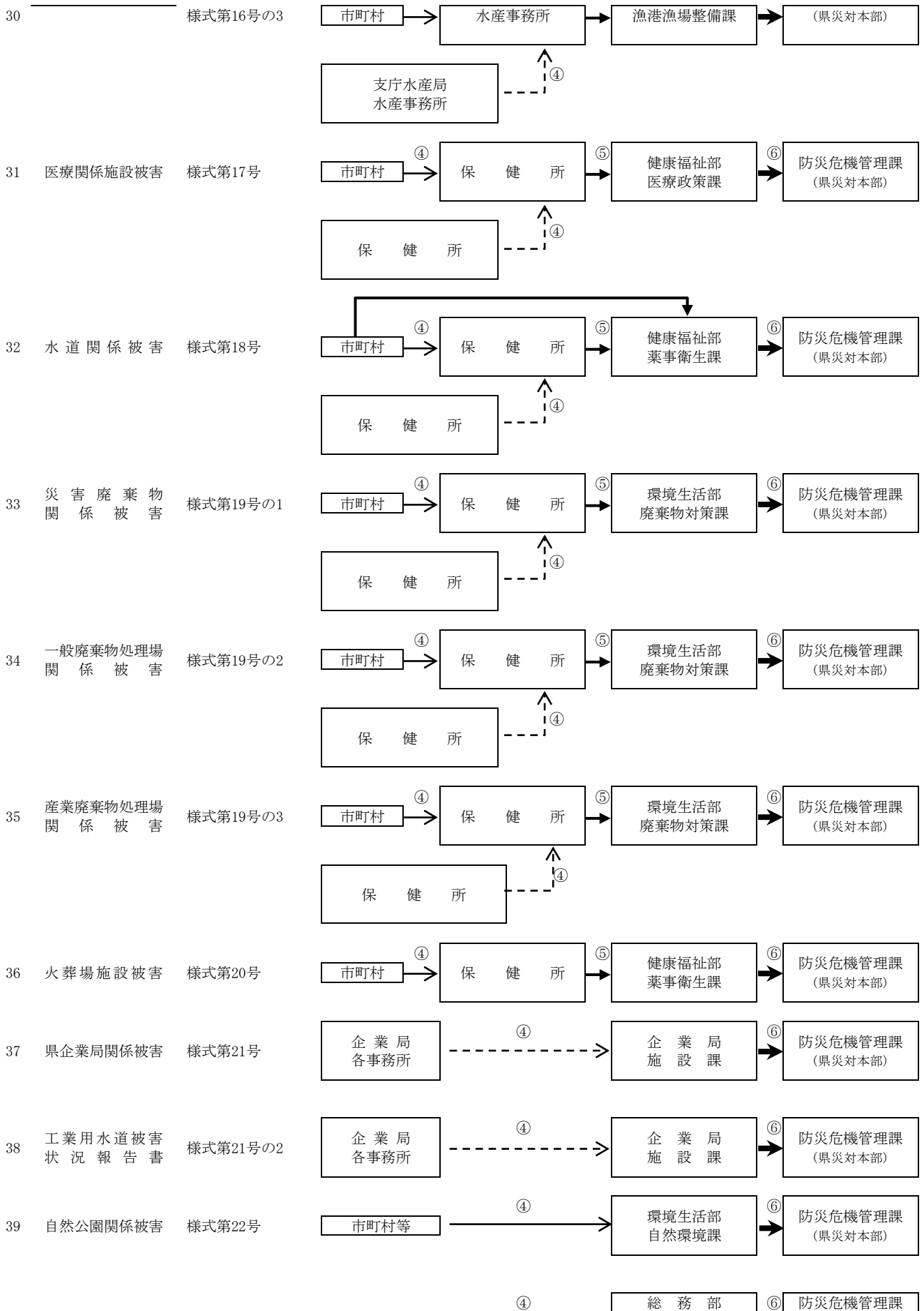
報告様式別報告系統は次のとおりである。なお、県土整備事務所等とは、地区災害対策本部担当事務所（隠岐地区では支庁県民局、松江・雲南・出雲・浜田・川本・益田地区では各県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所）を指す。

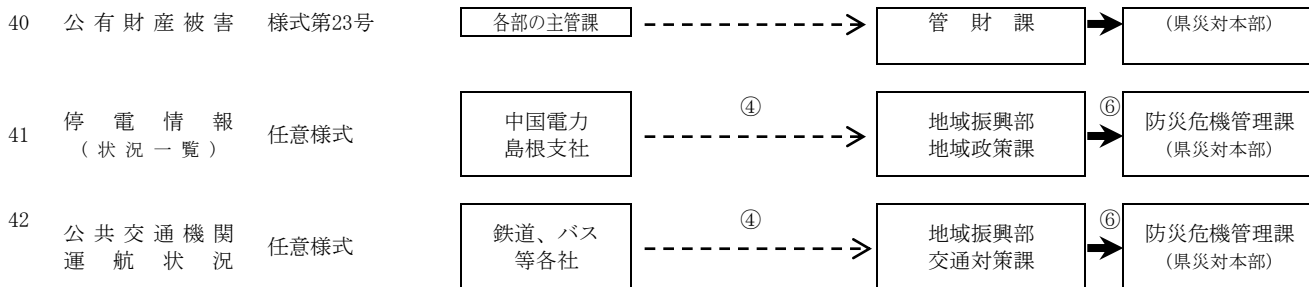




第2編 風水害対策計画
第2章 風水害応急対策計画

16	被害	様式第10号の2	市町村	農林振興センター	農畜産振興課	(県災対本部)
17	農業非共同利用施設被害	様式第10号の3	市町村	支庁農林局 農林振興センター	農林水産部 農畜産振興課	防災危機管理課 (県災対本部)
18	畜産関係被害	様式第12号	市町村	支庁農林局 農林振興センター	農林水産部 農畜産振興課	防災危機管理課 (県災対本部)
19	農業共同利用施設被害	様式第13号	市町村	支庁農林局 農林振興センター	農林水産部 農業経営課	防災危機管理課 (県災対本部)
20	山林関係被害 (治山)	様式第14号の1	市町村	支庁県土整備局 県土整備事務所	農林水産部 森林整備課	防災危機管理課 (県災対本部)
				支庁県土整備局 県土整備事務所		
21	山林関係被害 (林道)	様式第15号の1	市町村	支庁県土整備局 県土整備事務所	農林水産部 森林整備課	防災危機管理課 (県災対本部)
				支庁県土整備局 県土整備事務所		
22	山林関係被害 (造林地等)	様式第15号の2	市町村	支庁農林局 農林振興センター	農林水産部 森林整備課	防災危機管理課 (県災対本部)
23	山林関係被害 (苗木等)	様式第15号の3	市町村	支庁農林局 農林振興センター	農林水産部 森林整備課	防災危機管理課 (県災対本部)
24	山林関係被害 (苗畑施設等)	様式第15号の4	市町村	支庁農林局 農林振興センター	農林水産部 森林整備課	防災危機管理課 (県災対本部)
25	山林関係被害 (林産物)	様式第15号の5	市町村	支庁農林局 農林振興センター	農林水産部 林業課	防災危機管理課 (県災対本部)
26	山林関係被害 (林産施設)	様式第15号の6	市町村	支庁農林局 農林振興センター	農林水産部 林業課	防災危機管理課 (県災対本部)
27	山林関係被害 (林産加工施設)	様式第15号の7	市町村	支庁農林局 農林振興センター	農林水産部 林業課	防災危機管理課 (県災対本部)
28	水産施設被害	様式第16号の1	市町村	支庁水産局 水産事務所	農林水産部 水産課	防災危機管理課 (県災対本部)
29	水産物被害	様式第16号の2	市町村	支庁水産局 水産事務所	農林水産部 水産課	防災危機管理課 (県災対本部)
	漁港被害			支庁水産局	農林水産部	防災危機管理課





凡例

①：「即報報告」による報告
 ②：「被害報告」による報告
 ③：「被害速報集計確認」による報告
 ④：「被害詳報」による報告
 ⑤：「被害詳報集約報告」による報告
 ⑥：「被害詳報集計報告」による報告

→：市町村管理分被害
 ->：県管理分被害

→：出先機関管轄範囲内
 →：市町村範囲内
 →：県内全て

オ 災害名称の決定

県災害対策本部は、速報並びに詳報により被害状況報告を受けた場合には、災害名称の統一を図るため、速やかに松江地方気象台と協議の上災害名称を決定し、関係機関へ通報する。

(3) 関係機関は、被害状況等の報告に係る被害が非常災害であると認められるときは、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いる。

第3節 災害広報

第1 基本的な考え方

風水害時に浸水、斜面崩壊等様々な災害が発生したとき、被災地や市民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動がとれるよう、市・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、県、市、防災関係機関は、各々が保有する広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関に放送要請するなど関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

第2 市による災害広報の実施

1 基本事項

市は、市が保有する媒体を活用して広報を実施する。被害状況を勘案し必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請はやむを得ない場合を除き、知事から行う。

2 広報の方法

地域に密着した範囲の災害に関する広報は、市が独自に、あるいは警察をはじめとする関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

(1) 一般広報

ア 広報内容

(ア) 警戒・避難期の気象予報及び警報等若しくは気象情報等の広報

- a 雨量、河川水位、潮位等の状況
- b 浸水・高潮・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
- c 市民の取るべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
- d 避難の必要の有無、避難先の開設状況等

(イ) 災害発生直後の広報

- a 災害発生状況（人的被害、住家被害等の災害発生状況）
- b 災害応急対策の状況（地域・コミュニティごとの取組状況等）
- c 道路交通状況（道路交通規制等の状況、鉄道・バスの被害、復旧状況等）
- d 電気・ガス・水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
- e 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況

(ウ) 応急復旧活動段階の広報

- a 市民の安否（被災者台帳の作成、被災者支援への活用等）
- b 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

(エ) 支援受け入れに関する広報

- a 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受け入れ・派遣情報等）
- b 義援金・救援物資の受け入れ方法・窓口等に関する情報

(オ) 被災者に対する広報

市による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

(カ) その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの登録・利用呼びかけなど

(キ) 帰宅困難者への広報

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図る。

イ 広報の方法

市が保有する以下の広報手段を最大限活用した災害広報を実施する。その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県又は報道機関に協力を要請して災害広報を実施する。

また、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも配慮した伝達を行う。

(ア) 市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）、有線放送、CATV等による広報

(イ) 広報車による広報

(ウ) ハンドマイクによる広報

(エ) 広報誌紙、掲示板による広報

(オ) インターネットによる広報

a ホームページ等を活用した広報

b 携帯電話を活用した情報提供

c ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報

(2) 報道機関への広報

県と同様、市広報担当課が定期的に記者発表し、広報を実施する。ただし、複数の市町村にまたがる広域かつ大規模な災害のときは、県による報道機関調整を要請する。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

(1) 体制の整備

市等は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

(2) 安否情報の提供

県及び市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県及び市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4節 広域応援体制

第1 基本的な考え方

大規模災害が発生し、被害が広範囲に拡大して県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な場合、国の機関、被災していない他の都道府県、市町村、民間等の協力を得て災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、広域的な応援体制を迅速に構築するとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。

また、県は災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

第2 市・消防における相互応援協力

1 市町村相互の応援

(1) 市町村相互の応援協力及び県外への応援要請

ア 災害が発生した場合、隣接する市町村は、応急措置の実施について相互に応援協力を行う。

イ 被害が更に拡大した場合、同一ブロック（県の地区災害対策本部の管轄区域）内の市町村は、被災市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について必要な応援協力を行う。

また、必要な場合、被災市町村は、県に対し応援を要請する。この場合、基本的に地区本部を窓口にして応援を要請する。

ウ 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、被災市町村は県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。

また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

(2) 市町村内所在機関相互の応援協力

市町村の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び市町村の区域を活動領域とする公共的団体等は、災害が発生し又は発生しようとする場合は、市町村が実施する応急措置について、応援協力を行う。

2 県内消防本部の応援

(1) 島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定による応援

大規模災害及び特殊災害等の発生により所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合には、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

第3 市町村における広域応援体制

(1) 被災市町村は、災害対策基本法第67条に基づき災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。

(2) (1)による応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

第4 緊急消防援助隊による応援

1 概要

大規模災害及び特殊災害の発生により、県内の消防力を結集しても十分な災害対応が困難な場合は、島根県緊急消防援助隊受援計画に基づき、消防庁長官に、全国の消防機関の相互応援による緊急消防援助隊の応援を要請するとともに、受援体制を整備する。

2 応援要請

- (1) 災害発生市町村長は、必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援を要請する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対して要請を行う。
- (2) 知事は、要請を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に応援要請を行う。
- (3) 知事は、要請に当たって事前に代表消防機関（松江市消防本部。被災等により松江市消防本部による連絡調整が困難なときは浜田市消防本部。）及び消防庁との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を代表消防機関及び災害発生市町村長に連絡する。
- (4) 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、速やかに代表消防機関及び災害発生市町村長に連絡する。代表消防機関は必要な事項を県内すべての消防本部に伝達する。

3 調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動した場合で、災害発生市町村が2以上ある場合は、直ちに島根県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部を設置することができる。

調整本部の名称	消防応援活動調整本部
設置場所	島根県庁 本庁舎6階講堂
調整本部長	島根県知事
調整本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島根県防災部消防総務課長、同課職員、島根県防災航空隊職員 ・ 代表消防機関の職員 ・ 現地消防本部の職員 ・ 出動した指揮支援部隊長
調整本部の業務	<ol style="list-style-type: none"> ① 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ② 現地消防本部の消防隊、島根県内の消防応援部隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急、後方支援等の活動の調整に関すること ③ 各種情報の集約・整理に関すること ④ 消防庁災害対策本部との調整に関すること ⑤ 県災害対策本部との連絡調整に関すること ⑥ 自衛隊、島根県警察本部、医療機関等関係機関との連絡調整に関すること ⑦ その他必要な事項に関すること

4 緊急消防援助隊の指揮体制

指揮本部は災害発生地消防本部ごとに設置し、災害発生市町村の市町村長が指揮者として県内応

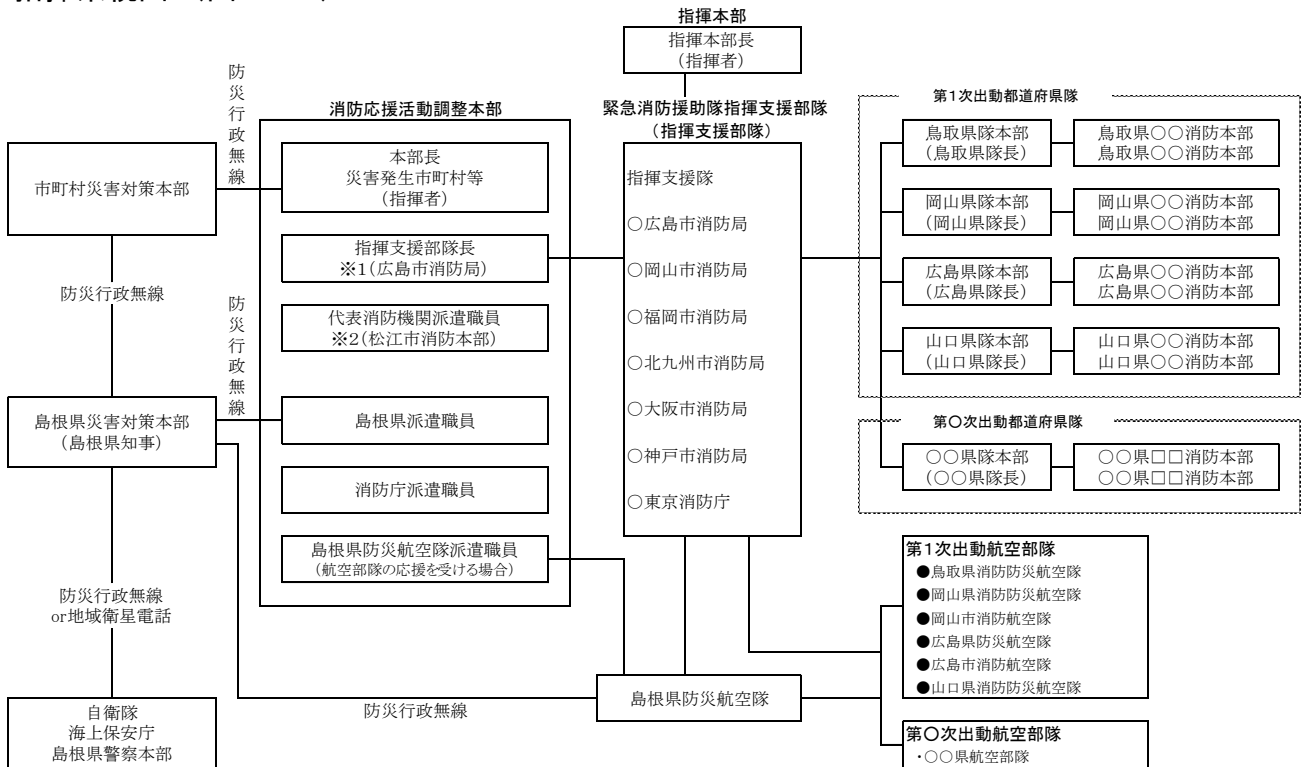
援部隊と緊急消防援助隊の活動を統括管理する。

指揮支援部隊長（広島市消防局の職員があたる）は、指揮者の補佐と緊急消防援助隊の活動の管理を行うとともに、緊急消防援助隊の部隊の配備が決定した場合は、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部を設置し、指揮支援部隊長は指揮支援本部長として、配属された都道府県隊及び航空部隊の活動管理にあたる（指揮系統図（図2.2.4.2）を参照）。

5 緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

指揮系統図（図2.2.4.2）



※1 広島市消防局が被災等により指揮支援を行うことができない場合は、福岡市消防局がその任に当たる。
 ※2 松江市消防本部が被災等により連絡調整ができない場合は、代表消防機関代行(浜田市消防本部)がその任に当たる。

第5節 自衛隊の災害派遣体制

第1 基本的な考え方

大規模災害が発生した場合、被害が拡大し、県をはじめ市や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。そのような場合において、知事は、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする必要がある。

このため自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣要請及びその受け入れ体制を整える。

第2 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

1 災害派遣の区分

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 自衛隊法第83条第2項の規定に基づく派遣

ア 要請を受けての派遣

(ア) 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

(イ) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

(ウ) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が県の対応能力を超えると判断し自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

イ 要請を待たないで行う派遣

(ア) 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長等からの災害の状況等の通知を受けて、直ちに救援の措置をとる必要があると認めて自主的に派遣する場合

(イ) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合

(ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合

(エ) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 自衛隊法第83条第3項の規定に基づく派遣

庁舎・営舎・その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続き

(1) 災害派遣の要請者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき自己の判断又は市長の派遣要請の要求により行う。

(2) 要請手続

知事が、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書により要請する（別紙3「自衛隊災害派遣要請書」参照）。ただし、特に緊急を要する場合は、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(3) 要請文書のあて先

要請文書のあて先は、次のとおりである。

機 関 名	所 在 地	電 話
陸上自衛隊出雲駐屯地第13偵察隊	出雲市松寄下町1142-1	0853(21)1045 (代)
航空自衛隊第3輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町2258	0859(45)0211 (代)

3 知事に対する災害派遣要請の要求

(1) 災害派遣要請の要求者

市長又は防災関係機関の長は、知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う。

(2) 要求手続

市長又は防災関係機関の長が知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う場合は、次の事項を明記した文書を県防災部長あてに送達する。この場合において、市長は必要に応じて、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(3) 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

市長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは、その旨及び市の地域に係る災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

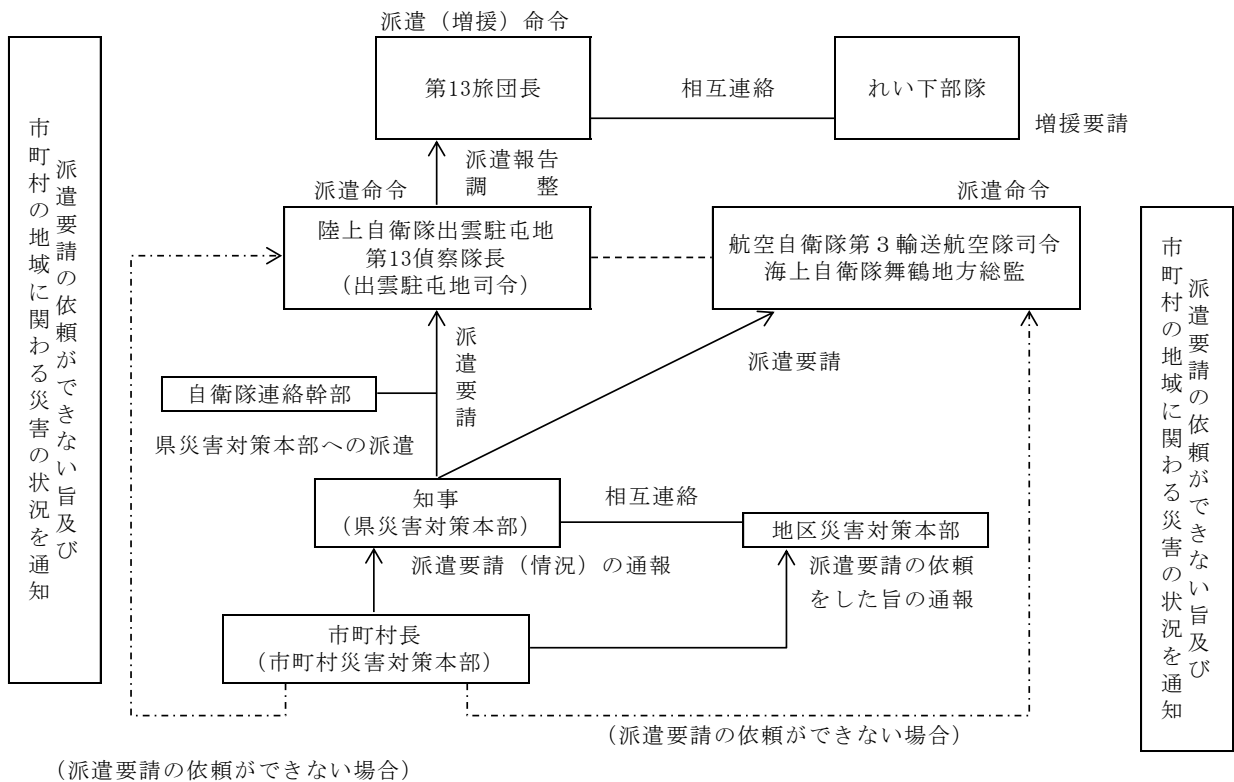
4 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の災害派遣要請又は自衛隊の自主的決定により部隊を派遣した場合は、自衛隊は、速やかに知事に対し派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

5 災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町村及び派遣部隊の長と協議して行う

図2.2.5.1 自衛隊災害派遣要請系統



第3 自衛隊の災害派遣活動

1 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容はおおむね次のとおりである。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要あるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、防疫等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるもの

	について行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。

区 分	活 動 内 容
危険物の保安及び除去	特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づく警戒区域の設定等の措置。

2 災害派遣部隊の自衛官の権限等

(1) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通報する。

なお、当該措置を伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第63条第3項）

イ 他人の土地等の一時使用等（災害対策基本法第64条第8項）

ウ 現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第64条第8項）

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第65条第3項）

(2) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が自衛隊用緊急通行車両の通行の妨害となる場合において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとることができる（災害対策基本法第76条の3第3項）。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第4 自衛隊の災害派遣に伴う受入れ体制等

1 派遣部隊の受け入れ体制

(1) 県及び市は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する（地積、出入りの便を考慮する。）。

(2) 県及び市は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3) 災害地における作業等に関しては、県及び市当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。

(4) その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

2 使用資器材の準備

(1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する資器材類は、以下の物を除き市、県又は関係公共機関において準備する。

- ア 部隊等装備資材
- イ 食料
- ウ 燃料
- エ 衛生資材等

(2) 市、県又は関係公共機関において必要な資器材が調達不能な場合において、派遣部隊が訓練用物品等携行している材料、消耗品等を使用したときは、市等は、原則として部隊撤収後において部隊に返還又は代品弁償する。

(3) 使用資器材の準備については、以上のほかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため、できる限り事前に受け入れ側の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協議を行い、計画等を作成し、必要な整備を行う。

3 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した以下のような経費は、原則として派遣を受けた市が負担し、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損失の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と県が協議する。

4 自衛隊受け入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員の輸送が考えられるので、市において次の条件を考慮し、地域ごとに適地を選定し、地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊出雲駐屯地司令に通報しておく。

(別紙1) 自衛隊災害派遣要請依頼書様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

島 根 県 知 事 あて

発 信 者 名

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

1. 災害の情况及び派遣要請を依頼する事由

- (1) 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
- (2) 派遣を要請する事由

2. 派遣を希望する期間

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣を希望する区域
- (2) 活動内容

4. その他参考となるべき事項

- (1) 連絡場所及び連絡責任者

5. 要請日時

平成 年 月 日 時 分

(別紙2) 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書様式

文 書 番 号
平成 年 月 日
発 信 者 名

島 根 県 知 事 あて

自衛隊の災害派遣撤収要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請を依頼する事由

2. 任務完了（予定）日時

平成 年 月 日 時 分

3. 撤収要請日時

平成 年 月 日 時 分

4. その他必要な事項

(別紙3) 自衛隊災害派遣要請書 (記入例)

○○第○○号 平成○年○月○日
第13偵察隊長 殿
島根県知事 溝口善兵衛 (防災部防災危機管理課)
自衛隊災害派遣について (要請)
土砂崩れにより家屋が土砂に埋まり、行方不明となった地域住民の捜索救助のため、自衛隊法第83条の規定によって、次のとおり貴隊の派遣を要請します。
1 災害の状況 ○○月○○日午前○時頃、○○郡○○町付近で発生した土砂崩れにより、○○町内では家屋約20戸が土砂に埋まり、多くの住民が行方不明になった模様と、○○町災害対策本部からの報告があった。
2 派遣を要請する事由 ○○町は消防団員、近隣住民を総動員し、警機動隊の応援を得て捜索救助活動を展開しているが、捜索救助に要する人員が不足する状況にあるため、同町から要請があったもの。
3 派遣を要請する期間 ○○月○○日 ○○時○○分から捜索救助完了まで
4 派遣を要請する区域及び活動内容 (1) 区域 ○○町 (2) 活動の内容 ○○町内で行方不明となった地域住民の捜索救助

(別紙4) 自衛隊災害派遣撤収要請書 (記入例)

○○第○○号 平成○年○月○日
第13偵察隊長 殿
島根県知事 溝口善兵衛 (防災部防災危機管理課)
自衛隊災害派遣部隊の撤収について (要請)
平成○○年○○月○○日付け消防第○○号で要請した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり撤収を要請します。
1 撤収要請事由 ○○郡○○町で発生した土砂崩れのため行方不明となった住民の捜索救助活動完了の見込みが立ったため。
2 撤収要請日時 平成○○年○月○日 ○○時○○分

第6節 災害救助法の適用

第1 基本的な考え方

大規模災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて県、市は災害救助法を運用する。

第2 災害救助法の実施機関

知事は、災害救助法による救助を法定受託事務として実施し、市長は知事を補助するが、知事は救助を迅速に行うために救助の実施に関する権限の一部を市長に委任している（災害救助法第13条、知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条及び島根県災害救助法施行細則第29条）。

- (1) 「市町村への委任事項」 避難所の供与
- (2) 「市町村への委任事項」 応急仮設住宅入居者の決定
- (3) 「市町村への委任事項」 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 「市町村への委任事項」 飲料水の供給
- (5) 「市町村への委任事項」 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 「市町村への委任事項」 被災者の救出
- (7) 「市町村への委任事項」 被災した住宅の応急修理
- (8) 「市町村への委任事項」 学用品の給与
- (9) 「市町村への委任事項」 埋葬
- (10) 「市町村への委任事項」 死体の搜索
- (11) 「市町村への委任事項」 死体の処理
- (12) 「市町村への委任事項」 障害物の除去

第3 災害救助法の適用基準

1 災害救助法適用基準（災害救助法施行令第1条）

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市の区域内において被災し、現に救助を必要とする者に対して行う。

県及び市は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するかどうかの判定を行い、該当する又は該当する見込みがあると認めた場合は第5に示す災害救助法の適用手続きを行う。

- (1) 市の区域内の人口に応じ住家が滅失した世帯が、それぞれ下表に掲げる世帯数以上に達したとき（1号基準）。

市 町 村 の 人 口	住家が滅失した世帯数
5,000 人未満	30世帯
5,000 人以上 15,000 "	40 "
15,000 " 30,000 "	50 "
30,000 " 50,000 "	60 "

50,000	〃	100,000	〃	80	〃
100,000	〃	300,000	〃	100	〃
300,000	〃			150	〃

(2) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯が 1,000世帯以上の場合で、当該市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯がそれぞれ下表に掲げる世帯数以上に達したとき(2号基準)。

市 町 村 の 人 口				住家が滅失した世帯数	
5,000 人未満				15世帯	
5,000	人以上	15,000	〃	20	〃
15,000	〃	30,000	〃	25	〃
30,000	〃	50,000	〃	30	〃
50,000	〃	100,000	〃	40	〃
100,000	〃	300,000	〃	50	〃
300,000	〃			75	〃

(3) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯が 5,000世帯以上に達した場合、(3号前段基準)。

(4) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと(3号前段基準)。

[府令]被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。

[厚生省社会局通知(S40.5.11社施第99号)]

令第1条第1項第3号に定める災害

災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令(平成25年10月1日内閣府令第68号。以下「府令」という。)第1条の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊に技術を必要とすること。」とは次のような場合であること

ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術の方法を必要とする場合

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当すること(4号基準)。

[府令]次のいずれかに該当すること

一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に住居する多数の者が、避難して継続的に救

助を必要とすること

二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

[厚生省社会通知局（S40.5.11 社施第99号）]

令第1条第1項第4号に定める災害

ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用できるものであり、この場合においては、府令の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと

イ 府令第2条第1号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受け避難生活を余儀なくされた場合

(イ) 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故による多数の死傷した場合

ウ 府令第2条第2号「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特種の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 火山噴火、有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合

表2.2.7.3 市町村別災害救助法適用基準一覧表

市町村名	人口 (人)	災害救助法 1号基準 (世帯)	災害救助法 2号基準 (世帯)	市町村名	人口 (人)	災害救助法 1号基準 (世帯)	災害救助法 2号基準 (世帯)
松江市	208,613	100	50	川本町	3,900	30	15
浜田市	61,713	80	40	美郷町	5,351	40	20
出雲市	171,485	100	50	邑南町	11,959	40	20
益田市	50,015	80	40	津和野町	8,427	40	20
大田市	37,996	60	30	吉賀町	6,810	40	20
安来市	41,836	60	30	海士町	2,374	30	15
江津市	25,697	50	25	西ノ島町	3,136	30	15
雲南市	41,917	60	30	知夫村	657	30	15
奥出雲町	14,456	50	25	隠岐の島町	15,521	50	25
飯南町	5,534	40	20	計	717,397		

(注) 1. 人口は、H22国調

2. 2号基準は、県下の住家滅失世帯が1,000世帯を超えた場合に適用

3. この表の世帯数は、半壊、半焼した世帯は2世帯をもって、床上浸水世帯は3世帯をもって、1世帯とする

第4 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない

状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定（内閣府策統括官通知「災害の被害認定基準」）

(1) 住家が全壊・全焼、流失したもの

住家はその居住のため基本機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

(2) 住家が半壊・半焼する等、著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損失が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分はその住家の床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

3 住家及び世帯の単位

(1) 住家

現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

第5 災害救助法の適用手続き

1 市

市における災害が、第3に示した災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：島根県防災部防災危機管理課 電話：0852-22-5885

2 県

(1) 知事は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは(内閣総理大臣協議が必要な場合を除く)、直ちに法に基づく救助の実施について、当該市及び県各一部局に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告する。

(2) 災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

(3) 知事は、第3に示した災害救助法の適用基準の内(4)及び(5)に該当する場合に、災害救助法を適用しようとするときは、必要に応じ内閣府政策統括官(防災担当)に技術的助言を求める。

(4) 災害対策本部が設置されている場合は、本部会議の審議を経て災害救助法を適用する。

第6 災害救助の実施方法等

1 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になる他、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

2 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

3 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は次の表2.2.7.4のとおりとする。基準額については、内閣府告示を受けて、県規則により原則として毎年改定する。

なお、迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、災害救助法に基づき、知事には、従事命令（一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限）等の権限が付与されている。

表2.2.7.4 災害救助法による救助の種類、対象、期間

救助の種類	対 象	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供給	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	1. 平均1戸当たり29.7㎡であればよい。 2. 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 最高2年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上。
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 2. 現物給付に限ること。
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上。
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上。
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上。
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊(焼)した者	災害発生の日から1か月以内	

救助の種類	対 象	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から、教科書及び教材は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内	1. 備蓄物資は評価額。 2. 入学時の場合には個々の実情に応じて給与する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上。 2. 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く)をする。	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班。 2. 輸送費、人件費は別途計上。 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

(注) 期間については、内閣総理大臣の承認により期間延長することができる。

4 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

救助の種類	本計画第2編風水害対策計画第2章の該当節
救助の総括 被害状況等の調査・報告 応急仮設住宅の供給 避難所の設置運営 炊き出し等食品の給与 飲料水の供給 生活必需品の給与 応急医療の実施、助産 救出 被災住宅の応急修理 教科書・学用品等の給与 死体の埋火葬 死体等の搜索 検案等死体の処理 障害物の除去	本節 災害救助法の適用 第2節 災害情報の収集・伝達 第26節 住宅確保及び応急対策 第8節 避難活動 第20節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第20節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第20節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第11節 医療救護 第10節 救急・救助活動 第26節 住宅確保及び応急対策 第22節 文教対策 第25節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬 〃 〃 第23節 廃棄物の処理
輸送（輸送費） 労務供給（賃金職員等雇上費） ・被災者の避難 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・死体の搜索 ・死体の処理 ・救済用物資の整理配分	第14節 緊急輸送 第1節 応急活動体制 第8節 避難活動 第11節 医療救護 第10節 救急・救助活動 第20節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給 第25節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬 〃 第3章 風水害復旧・復興計画 第2節 生活再建等支援対策の実施

第7節 避難活動

第1 基本的な考え方

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して危険があると認められる場合、関係法令に基づき避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時機を失しないよう避難のための立退きを勧告し又は指示する等の措置を取る必要が生じる。

特に、市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講じる。

第2 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

市長は、人的被害の発生する可能性が高まり、要配慮者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階には、避難準備情報を発令する。

また、災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難勧告又は指示等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を失しないよう必要な措置を取らなければならない。

特に市長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、市、その他の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

また、災害対策本部の置かれている本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

(1) 河川災害からの避難

気象・降雨状況によって、河川等の出水による浸水等の被害が生じる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、市・消防本部その他は、気象等の警報発表以降は警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握の上、避難の勧告等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 土砂災害からの避難

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流などの土砂災害の危険性の高い地域等において避難が想定されるが、市・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

第3 避難勧告等の実施

1 避難の勧告等の実施責任者及び時期

避難の勧告等の実施責任者及びその時期は、次項に示すとおりである。

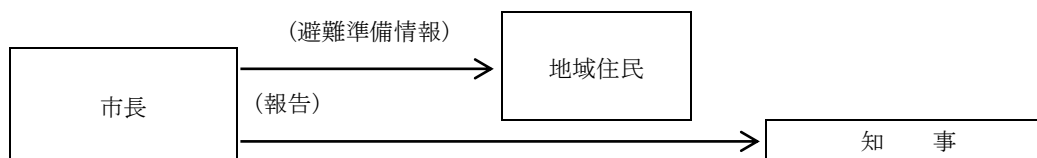
なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

また、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

避難準備情報の発令者及び時期

発令者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対 象	内 容	取るべき 措 置
市長	災害対策基本法 防災基本計画 県地域防災計画 市地域防災計画	要配慮者、避難行動要 支援者等、特に避難行 動に時間を要する者が 避難行動を開始しなけ ればならない段階であ り、人的被害の発生す る可能性が高まったと き	必要と認め る地域の居 住者、滞在 者、その他 の者	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者、避難行動 要支援者等、特に避難 行動に時間を要する 者は、計画された避難 先への避難行動を開 始(避難支援等関係者 は支援行動を開始) 上記以外の者は、家 族等との連絡、非常用 持出品の用意等、避難 準備を開始 	県知事に報告 (窓口：防災危機 管理課)

避難準備（要援護者支援）情報の指示系統図



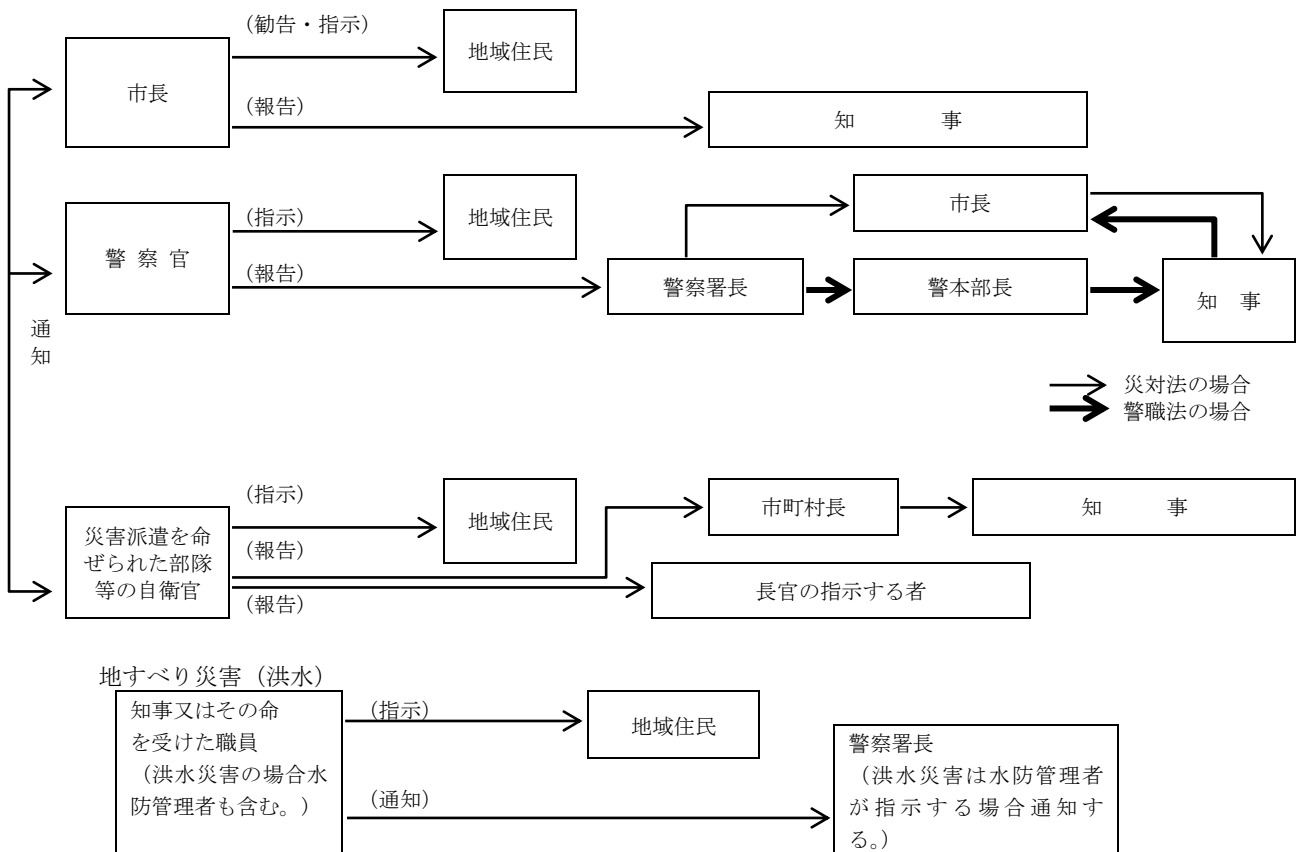
避難の勧告・指示権者及び時期

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告又は 指示の対象	勧告又は 指示の内容	取るべき 措 置
市長 (委任を受けた吏員 又は消防職員)	市長 (委任を受けた吏員 又は消防職員)	災対法第60条 第1項、第2 項、第3項	全災害 ・災害の発生又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの勧告・指示 屋内での待避等安全確保措置の指示 立退き先の指示	県知事に報告 (窓口：防災危機管理課)
知事 (委任を受けた吏員)		災対法第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同 上	同 上	事務代行の公示
警 察 官		災対法第61条 第1項、第2項 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・市町村長が避難のため立退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 危害を受けるおそれのある者	立退きの指示 屋内での待避等安全確保措置の指示 立退き先の指示 警告、避難の措置 (特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市町村長に通知 (市町村長は知事に報告)
自 衛 官		自衛隊法第94 条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	警告、避難について必要な措置(警察官がその場にいらない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知 事 (その命を受けた県職員)		地すべり等防止法第25条	地すべりによる災害・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知 事 (その命を受けた県職員) 水防管理者		水防法第29条	洪水、津波又は高潮による災害・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同 上	同 上	同 上

(注) 1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

(注) 2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。

避難勧告・避難指示の指示系統図



2 避難の勧告等の基準と区分

避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施する。

(1) 避難準備情報

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）、それ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

(2) 避難勧告（事前避難）

河川出水等による浸水、山・がけ崩れ、地すべり、出火・延焼等が予想される地域からの避難など、危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、事前に避難のための立退きを勧め又は促し、避難させる。

(3) 避難指示（緊急避難）

山・がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害の兆候を直前に把握した場合や、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを「指示」し、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。なお、「指示」は、「勧告」よりも拘束力が強い。

(4) 屋内での待避等安全確保措置

避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

(5) 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想される時、あるいは、避難のための立退きの勧告、指示等の措置を取った場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

3 市の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

市の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示又は勧告を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難後における財産保護の措置

(2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官等のほか、避難先の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 避難のための立退きの準備、勧告又は指示、屋内での待避等安全確保措置など、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部））に報告しなければならない。
- ウ 避難の必要が無くなったときは、その旨を公示しなければならない。
- エ 市は、避難措置の実施に関し「地域防災計画」に、次の事項を定めておく。

- (ア) 避難措置に関する関係機関の連絡方法
- (イ) 避難措置を実施する区域別責任者（市職員等の氏名）
- (ウ) 避難の伝達方法
- (エ) 各地域の避難先及び避難方法
- (オ) その他の避難措置上必要な事項

4 警察官及び自衛官の行う避難措置

(1) 警察官による避難のための立退きの指示

警察官→警察署長→市長→県知事（防災部防災危機管理課）

(2) 警察官による避難の措置（警察官職務執行法第4条）

警察官→警察署長→警察本部長→県知事（防災部防災危機管理課）→市長

(3) 自衛官の行う避難措置（自衛隊法第94条）

自衛官→市長→県知事（防災部防災危機管理課）

5 県の実施する避難措置

(1) 知事による避難の指示等の代行

前々項のとおり。

(2) 重要水防区域及び地すべり区域における立退きの指示等

市内で河川出水、地すべり等の災害が発生した場合、県（土木部）は、二次災害を防止するため、特に重要な水防区域及び地すべり防止区域等に、必要な職員を派遣し危険箇所のパトロールを行うとともに、市長若しくはその委任を受けた市職員の実施する避難のための立退きについて指導し、又は自らが実施する避難措置について協力を求める。なお、避難の指示を行った場合は

直ちに管轄する警察署長にその旨を通知する。

(3) 市が行う避難指示等に係る助言

指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。

(4) 市が行う避難誘導の指導・応援協力

災害が発生した場合、現地に派遣された県職員は、市の行う避難誘導が円滑に行われるよう次の措置を取る。

ア 市の避難勧告・指示等の状況を把握し、県災害対策本部事務局（防災危機管理課）に報告する。

イ 市から資機材、人員の提供等の協力要請があった場合、必要な応援を行う。

6 病院・社会福祉施設等における避難措置

病院・社会福祉施設等の施設管理者は、入院患者、来診者、施設入所者等の避難に際して、秩序が乱れて混乱することのないよう、以下の要領で避難対策を実施する。

(1) 避難体制の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立する。

また、病院・社会福祉施設等の管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、入所者等の早期避難のための協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

病院・社会福祉施設等の管理者は、災害に備え整備されている装置（消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等）や緊急時の情報伝達手段を活用するとともに、災害時の施設相互間等の緊急連絡体制を強化する。

7 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

(1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合を想定し、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防本部等への通報連絡の確保や人間の行動、心理の特性を考慮した利用者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難体制を確立する。

また、施設管理者は、市や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制を確立する。

(2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、災害発生時は消防機関等への緊急通報体制、本社や必要な防災関係機関等に対する緊急連絡体制を早急に確立する。

8 車両等の乗客の避難措置

(1) 災害時の公共交通機関車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速

かつ的確に実施する。

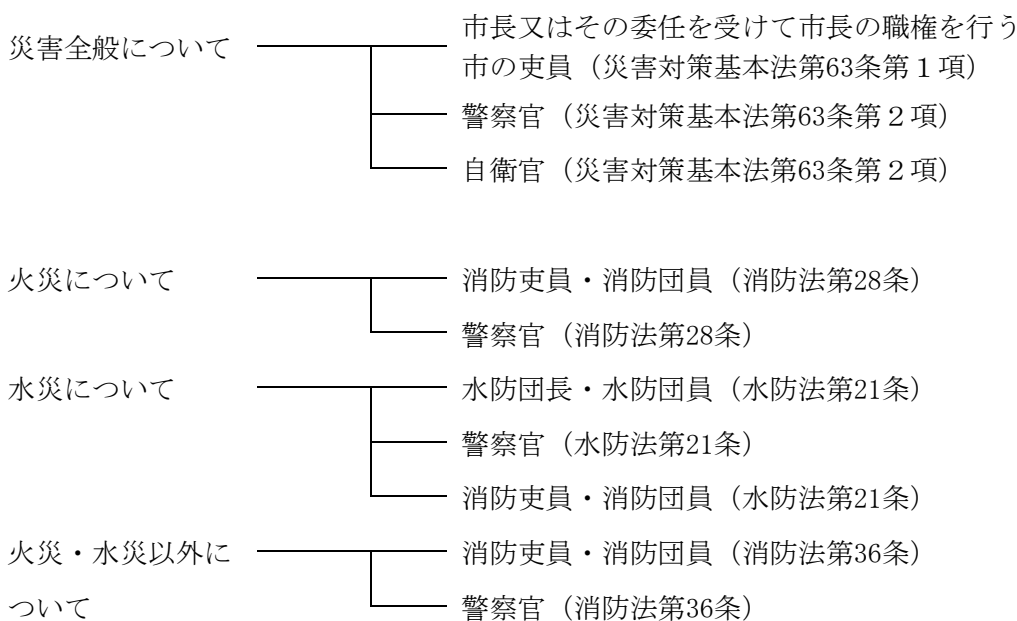
- (2) 天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両等の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた地域の市長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第4 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。

なお、知事は、市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第73条第1項）。



2 警戒区域（災害対策基本法第63条関係）の設定

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

市等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定は、避難の指示と異なり、対象を地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするもので、罰則規定があり、災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

- (1) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- (2) 警察官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者、警察官がその場にはいない場合に限り、警戒区域を設定する。

この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市長へ通知する。

- (4) 県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

第5 避難の勧告・指示の伝達

1 避難計画に基づく伝達

市長は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」及び地域防災計画の避難計画においてあらかじめ定められた避難の勧告・指示の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

また、島根県避難勧告等情報伝達連絡会で定めた「避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ」に基づき、放送事業者へ情報提供するとともに、県、警察本部、消防本部等は、必要な協力を行う。

なお、既に避難した者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

2 災害状況に応じた伝達

避難の勧告・指示は、避難を要する防災気象情報等を十分に把握した上で、住民への周知を最も迅速で確実、効果的に周知・徹底できるよう、市が保有する情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

その際、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

- (1) 同報無線等無線施設を利用した伝達
- (2) あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達
- (3) サイレン及び鐘による伝達
- (4) 広報車からの呼びかけによる伝達
- (5) 「避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ」による、放送事業者による伝達
- (6) テレビ・ラジオ（県は、市から広報に関する応援要請を受けた場合、又は状況により必要と認める場合は放送機関に対する放送要請等必要な措置を講じる。）、有線放送、電話、その他の施設の利用による伝達
- (7) コミュニティFMを利用した伝達
- (8) 登録制メールによる伝達
- (9) 携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる伝達
- (10) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による伝達

3 要配慮者への配慮

市長等は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難の勧告・指示の伝達には、特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に伝達できるように努める。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

4 各種施設等

学校・教育施設、駅・ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、館内放送設備、ハンドマイク等の各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講じる。

第6 避難の誘導等

1 地域における避難誘導等

(1) 避難誘導の実施

市は、災害時に河川出水、土砂災害等が予想され、地域に避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、警察や自主防災組織等の協力を得て、次のような方法で避難の誘導體制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

ア 避難誘導體制の確立

- (ア) 避難先が比較的遠距離であり、かつ避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者（自主防災組織や消防団員等の中から選ぶ）を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに自動車等を活用し、集団避難できるようにする。
- (イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、警察等の協力を得て、誘導責任者・誘導員が十分な連絡の下に強い意思をもって誘導に当たり、住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるように努める。

イ 避難経路

- (ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別にあらかじめ定めた指定緊急避難場所への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、要配慮者を優先して行う。
- (イ) 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。
- (イ) 避難が長期にわたるとき、避難中における生活の維持に役立つため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、指定避難所等の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 避難先の開設に当たって、市長は、避難先の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等の設置、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ) 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあつては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようにする。

カ 避難者の移送

- (ア) 市は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び隣接市町村等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。
- (イ) 県は、市から協力依頼があったときは、避難者の他地区への移送等について、関係機関に

応援要請を行う。

(ウ) 警察は、市から協力依頼があったときは、避難者を他地区へ移送する等の協力を行う。

(2) 自主避難の実施

住民は、豪雨等により災害の発生する危険性を感じた場合、土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等は、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(3) 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、市で処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

2 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間は、職員招集計画や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

3 駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

駅、ショッピングセンター等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

また、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、必要に応じて、滞在場所の確保等の支援を行う。滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

4 避難誘導時の安全確保

避難誘導や防災対応にあたる消防団員、水防団員、警察官、市職員等は、避難誘導時の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者の避難支援などの緊急支援を行う。

5 被災者の運送

(1) 県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

(2) 県は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

(3) 地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導は、事前に把握された避難行動要支援者の居住実態や傷病の程度に応じ、避難支援等関係者の協力を得るなど地域ぐるみで避難行動要支援者の安

全確保を図るほか、状況によっては、市が車両等を手配し、一般の避難施設とは別の介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置を取る。

第7 避難場所及び避難所の開設、運営

1 避難場所及び避難所の開設

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難場所及び避難所を開設する。

(1) 市による避難場所及び避難所の開設

避難場所及び避難所の開設の実施機関は市であり、災害救助法適用時は、市長が知事の委任を受けて行うことになる（「避難所の供与」に係る救助活動の職権は、県知事から市長に事前に委任されている。）。避難所等の開設に当たっては、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて以下のように行う。

(2) 開設の方法

指定緊急避難場所及び指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公会堂、交流センター等の公共施設、神社及び仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所又は避難所として開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難場所又は避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

この場合、市は以下の点に留意する。

ア 避難場所又は避難所の立地条件及び建築物の安全の確認

イ 地元警察署等との連携

ウ 開設避難場所又は避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底

エ 避難所責任者の配置

オ 避難者名簿の作成

カ 要配慮者に対する配慮

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

キ 次の事項の県への速やかな報告

(ア) 避難場所又は避難所開設の目的、日時及び場所

(イ) 箇所数、収容状況及び収容人員

(ウ) 開設期間の見込み

(エ) 避難対象地区名及び災害危険箇所名等

(オ) 避難所で生活せず食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

(3) 避難所の運営管理

市は、各避難所の適切な管理運営を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村及び県に対して協力を求める。

また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、食料、医療、医薬品その他の生活必需品の配布及び保健医療サービスの提供等避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

(4) 県の対応

市から災害救助法による避難所開設について応援の要請を受けたときは、市に隣接する市町村に必要な応援等の指示をするとともに、必要に応じ警察本部に通知する。

2 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合、市等は以下の点に留意する。

(1) 避難者が落ちつきを取り戻すまでの避難所運営

ア グループ分け

イ プライバシーの確保状況の把握

ウ 情報提供体制の整備

エ 避難所運営ルール of 徹底

円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

オ 避難所のパトロール等

カ 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等

キ 福祉避難所の開設等

福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保の検討と要配慮者の移送・誘導等

ク 年齢性別によるニーズの相違への配慮

ケ 食料の確保、食事給与の状況把握

コ トイレの設置状況の把握

サ 簡易ベッド等の活用状況の把握

(2) 避難者が落ちつきを取り戻した後の避難所運営

ア 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備

（ア）避難所運営における女性の参画の推進

（イ）女性専用の物干し場の設置

（ウ）女性専用の更衣室、授乳室の設置

（エ）女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布

（オ）巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保

（カ）女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営

イ 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策

利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる

ウ 避難所の早期閉鎖を考慮した運営

(3) 保健・衛生対策

県及び市は以下の点に留意する。

- ア 救護所の設置
- イ 巡回健康相談、栄養相談の実施
医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケアなど必要な措置を講じる
- ウ 仮設トイレの確保
要配慮者への配慮や、設置場所、夜間の安全対策、男女別の設置など女性等への配慮を行う
- エ 入浴、洗濯対策
利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる
- オ 食品衛生対策
食品衛生、食事給与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への必要な対策の実施
- カ し尿及びごみ処理の状況等避難所の衛生対策の実施
- キ 家庭動物のためのスペースの確保
- ク 感染症対策の実施

3 収容施設の確保

大規模災害時など、避難者が大量長期化した場合、県及び市は、公営住宅、公的宿泊施設の斡旋や体育館、交流センター等の施設の提供を実施するとともに、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

4 避難所の早期閉鎖

県及び市は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあつせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。

5 避難所に滞在することができない被災者への対策

県及び市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

第8 広域一時滞在

- (1) 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (2) 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。
- (3) 県は、市から求めがあった場合には、受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。
国は、県から求めがあった場合には、同様の助言を行う。
- (4) 市は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、

他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(5) 国は、市及び市を包括する都道府県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、市に代わって行うこととなる市を包括する都道府県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行う。

(6) 県は、国が要請を受けた場合に作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

第8節 消防活動

第1 基本的な考え方

火災が発生した場合、市・消防本部は、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力を得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

第2 市・消防本部等による消防活動

1 市・消防本部の消火活動

消防本部は、消防計画に基づき統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

(1) 災害状況の把握

消防活動に際しては119番通報、消防用高所監視カメラ、消防無線、参集職員からの情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、市及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れないよう働きかける。

(4) 同時多発火災への対応

ア 避難先及び避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難先及び避難路確保のための消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の勧告・指示等を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(5) 火災現場活動

ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した

延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

- イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(6) 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 消防団による消火活動

(1) 出火防止

事故等の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動若しくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の勧告・指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

3 市民の対策

市民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

4 惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3 他の消防本部に対する応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

市長は、自地域の消防力だけで十分な活動ができない場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

2 知事による応援出動の指示

被害状況を把握した結果、被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行う。

市長は、自地域の消防力だけで十分な活動ができない場合には、知事に対して県内消防本部の応

援出動の指示を要請する。

3 緊急かつ広域的な応援要請

(1) 県内で被害が発生した場合

県内に被害が発生した場合、知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が不可能と認めるときは、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請する。

(2) 他都道府県で被害が発生した場合

消防庁長官は大規模災害時において被災都道府県知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで応援のための措置を他の都道府県知事に対して求めることができるが、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣等の措置を求められた場合、知事は、県内の市町村長に対し、応援出動等の措置を要求する。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合、消防庁長官は直接市町村長に応援出動の措置を求めることができるが、その場合、その旨は関係する都道府県知事に速やかに連絡され、措置を求められた市町村長は、直ちに応援活動を行う。

4 要請上の留意事項

(1) 要請の内容

市長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出するが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 市への進入経路及び集結場所（待機場所）
- オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援隊の受入れ体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受入れ体制を整えておく。ただし、甚大な被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣についても要請する必要がある。

- ア 応援消防隊の誘導方法
- イ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ウ 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第9節 救急・救助活動

第1 基本的な考え方

風水害時、大規模な事故発生時等には、多数の救急救助事象が発生すると予想され、各関係機関は、迅速かつ的確な救急救助活動を実施する必要がある、関係機関相互において密接な連携の下に必要な措置を講じる。

第2 救急・救助活動

1 市、関係機関等による救急救助活動

関係機関名	活 動 内 容
市 (消防機関を含む)	救急救助活動 (1) 活動の原則 救急救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 (2) 出動の原則 救急救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動し、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 ア 延焼火災が多発し、多数の救急救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 イ 延焼火災は少ないが、多数の救急救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 ウ 同時に小規模な救急救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送 (1) 傷病者の救急搬送は、重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要する者を優先する。 なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者などは必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。 (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとで行う。
	傷病者多数発生時の活動 (1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り効果的な救護活動を行う。 なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。 (2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
警 察	(1) 救出地域の範囲や規模に応じ、警察本部及び各警察署に救助部隊を編成し、被災者の救出救助に当たる。 (2) 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐ。 (3) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。
自 衛 隊	(1) 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。 (2) 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。
消 防 庁	(1) 必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとる
国土交通省、	(1) 高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、

高速道路会社、県及び市町村	宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。
---------------	---

2 住民及び自主防災組織による救急救助活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急救助活動を行うとともに、救急救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

3 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3 救急・救助用資機材等の確保

1 救急・救助用装備・資機材の調達

- (1) 初期における救急・救助用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救急・救助用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。
- (3) 損壊家屋等からの救出に必要な重機等について、あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で、所轄消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第10節 医療救護

第1 基本的な考え方

災害時には、広域あるいは局地的に医療救護を必要とする多数の傷病者が出ることが予想され、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される。

県、市、医療関係機関及び各防災関係機関は、密接な連携の下に一刻も速い救命処置、負傷者等の搬送を行い、迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

一人でも多くの生命と健康を守るため、関係者全員が一体となって医療救護を実施することが肝要である。

第2 医療救護活動

災害時における医療救護は、市が第一次的に実施する。市長は必要に応じて救護所を設置し、医療救護を行う。なお、災害の種類及び程度により市医師会の医療救護班の出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。また、災害の程度により、市では対応が困難な場合は、県及びその他関係機関に協力を要請する。

また、市長は、災害救助法適用後、医療救護の必要があると認めたときは、県（健康福祉部）に医療救護についての迅速、的確な要請を行う。

1 活動体制の確立

災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、関係機関等は、第一に各々の活動体制を早急に確立する。

県（健康福祉部医療政策課）は、必要に応じ、県災害対策本部に県DMAT調整本部を設置し統括DMATを配置するとともに、適時に県医療救護班調整本部を設置する。

また、災害発生地区を管轄する保健所長は、可能な限り早期に地域災害医療対策会議を設置し、被災地における医療ニーズを把握し圏域内の医療救護活動を調整するとともに、必要な医療支援を県に要請する。

2 情報収集・伝達

災害時において県、市及び関係機関等が相互に密接な連携のもとに医療救護活動を実施するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に伝達する。

また、通信手段の途絶等が発生した場合は、あらゆる手段により情報を伝達する。

3 DMATの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び消防本部から要請があったとき、災害派遣医療チーム設置要綱及びDMATの派遣に関する協定書に基づき、DMAT指定医療機関の長に対し、DMATの派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、DMATの派遣を要請する。

派遣されたDMATは、日本DMAT活動要領に基づき、本部活動、病院支援、傷病者搬送、現場活動、情報収集等の活動を行う。

4 災害拠点病院等における活動

災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、被災地からの重症患者受入やDMATの受入及び派遣などの活動を行う。特に、災害拠点病院のうち基幹災害拠点病院につ

いては、地域災害拠点病院では対応不能な重篤患者等の受入や医療資源の投入など、県における災害医療の中心的な役割を担う。

災害協力病院は、災害拠点病院を補完する医療機関として、災害拠点病院と連携して傷病者等を受け入れるとともに、被災地への医療救護班の派遣などの活動を行う。

5 医療救護所における活動

市は、必要に応じて、事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、単独の市による対応が困難な場合は、地域災害医療対策会議（保健所長）に支援を要請する。

地域災害医療対策会議（保健所長）は、医療救護所における医療救護活動状況の把握に努めるとともに、必要な医療救護班の派遣等を県医療救護班調整本部に要請する。

県医療救護班調整本部は、地域災害医療対策会議（保健所長）からの要請の内容に応じて、医療救護班の派遣調整や傷病者の搬送調整といった支援について迅速に対応する。

6 医療救護班の派遣・活動

地域災害医療対策会議（保健所長）は、医療救護所等での医療救護活動において、市から支援の要請があった場合、又は、管内の医療ニーズを把握した上で必要と認めた場合、県医療救護班調整本部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、地域災害医療対策会議（保健所長）の要請により、日本赤十字社県支部、国立病院機構、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等の県内医療関係団体、県内の被災地外の病院等に医療救護班の派遣を要請する。

また、県医療救護班調整本部は、災害の規模に応じて、他都道府県又は国に、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、別に定める「災害時における医療救護活動に関する協定書」等に基づき医療救護班を編成し、被災地へ派遣する。

7 医療関係団体による活動

日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会等の関係団体は、県との協定等に基づき、医療救護活動等を行う。

第3 助産救護活動

市は、必要に応じて助産救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。また、災害の程度により市では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

1 助産救護班の編成・派遣

知事は、市長からの助産救護に関する協力要請があったとき、又は被災状況により助産救護の必要性を認めたときは、助産救護班を編成し、救護所へ派遣するとともに、必要に応じその他関係機関に協力要請する。

2 助産救護班の業務内容

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前及び分娩後の処置
- (3) ガーゼ、その他衛生材料の支給
- (4) 新生児のケア

第4 医薬品・医療用資器材等の調達

1 医薬品・医療用資器材等の調達

県は、市から医療助産活動に必要な医薬品・医療用資器材等の要請があった場合は、健康福祉部薬事衛生班において、医薬品等取扱い業者等から必要な医薬品・医療用資器材等を調達する。

2 保存血液等の供給

県は、緊急時における血液対策として、血液センター等における保存血液等の備蓄状況を把握し、血液の供給の万全を図る。

また、被災後直ちに、県内血液センター施設等の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、日赤島根県支部を中心として、状況に応じた血液の確保を図る。

第5 傷病者等の搬送

災害発生時には、多くの傷病者が被災地内の医療機関に集まり、一つの医療機関の受け入れ能力には限りがあるため、傷病者を分散して搬送することが必要となる。さらに、重症患者については、十分な治療継続が可能な県内外の医療機関へ搬送することが必要となる。

このため、関係機関においてEMISを活用しながら医療機関の被災状況や空き病床数（回復期の病床も含む）等、傷病者の搬送先決定に必要な情報を共有し、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送する。

第6 特別に配慮を要する患者への対応

1 透析患者等への医療対応

県及び市は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

2 在宅難病患者への対応

県は、平常時から保健所を通じて難病患者の特性に配慮した「災害時個別支援計画」の策定に協力するとともに、必要に応じて、市、医療機関及び近県市町村等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

様式1

救 助 実 施 状 況 年 月 日 ○○医療班									
使用医療用品内訳					救助実施状況				
品名	数量	単価	金額	調整先その他	患者数	内 訳			備 考
						外 科	内 科	眼 科	
計									

様式2

取 扱 患 者 台 帳 ○○医療班								
年月日	住所	氏 名	職 業	年 令	性 別	病 名	死 体 検 査 数	措置概要適用

様式3

医 療 班 出 動 報 告 書 ○○医療班				
班 長		班 員		編 成 出 動 状 況
資 格	氏 名	資 格	氏 名	

上記のとおり 月 日に出勤したので報告します。
年 月 日

(本隊、支、分隊、関係機関の別)
責任者 印

本 隊
健康福祉部長 様

第11節 警備活動

第1 基本的な考え方

1 趣旨

市内に大規模な災害が発生した場合には、市民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持並びにその他被災地における治安の万全を期することが極めて重要である。このため、災害時には、島根県警察災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救護、交通対策等の災害警備活動に警察の総合力を発揮して対処する。

第2 災害警備体制の確立

1 警備体制の区分

警備体制は、以下の区分に従って実施する。

(1) 警備体制

気象情報等により、災害の発生が予想され、かつ事態発生までにかかなりの時間的余裕のあるとき。

(2) 警戒体制

台風圏が本県に接近する場合、その他気象情報等により災害発生の危険がかなりの確となり、十分な注意、警戒を必要とするとき。

(3) 非常体制

災害等の危険が切迫して相当な被害が予想される時、又は発生したとき。

2 警備本部の設置

大規模災害が発生したときは、警察本部に県災害警備本部を、また、警察署に署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

3 警察職員の参集、招集

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

4 警備部隊の編成及び運用

別に定める「島根県警察災害警備計画」による。

5 警備体制の解除

災害の危険状態が解消し、警備体制を必要としなくなったときは、警備体制を解除する。

第3 災害警備措置

1 災害情報の収集

被害の実態を早期に把握・評価し、災害警備諸対策を的確に推進するため、おおむね次の事項について情報収集を行う。

(1) 初期段階

- ア 気象、降雨量、河川水位、潮位の状況
- イ 被害予想
- ウ 危険区域等の状況
- エ 道路・橋梁の損壊状況
- オ 火災の発生状況
- カ 死傷者、行方不明者等の状況
- キ 住民の避難状況
- ク 電話、電気、水道、ガス等のライフライン及び鉄道の被害状況
- ケ 重要施設等の被害状況

(2) その後の段階

- ア 被災者の動向
- イ 被災地、避難所等の治安状況
- ウ 流言飛語の発生状況
- エ 交通規制の実施状況
- オ 防災関係機関による災害応急対策の進ちょく状況
- カ ライフライン等の復旧状況及び見通し

2 避難誘導

(1) 避難誘導措置

避難誘導は、緊急性及び重要性を踏まえて次により実施する。

- ア 浸水、火災等が広域にわたって予想される場合や、キャンプ地などで孤立が予想される場合などは、避難の指示を行う前であっても、市長と協議の上、避難するよう指導する。特に要配慮者に対し、早めの避難を指導する。
- イ 避難対象地域が広範囲にわたるときは、危険性の高い地域から避難誘導を行う。
- ウ 自治会、職場単位等の集団避難を原則とし、統制ある避難誘導を行う。
- エ 病院、学校、百貨店、劇場、駅その他多数人が利用する場所については、管理者等の誘導による避難を原則とする。ただし、火災の発生など危険が切迫しているときは、所要の部隊を派遣し、管理者等に協力して安全な場所へ誘導する。
- オ 避難先において、火災の発生や山（がけ）崩れ等による二次災害の発生が予想される場合には、速やかに避難先を変更する。

(2) 避難誘導時の広報

避難誘導に当たっては、避難の理由、避難対象地域、避難経路、避難先、避難上の留意事項等について現場広報を行い、混乱等による事故を防止する。

(3) 避難誘導時の安全確保

避難誘導に当たっては、避難誘導に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、避難行動要支援者等の避難支援などの緊急支援を行う。

3 救出・救護

救出・救護は、被害の状況に応じて次により部隊を重点的に投入して行う。

(1) 措置要領

- ア 浸水地域及び被災した病院、学校、駅並びに山（がけ）崩れによる家屋埋没箇所等、多数の

負傷者が認められる場所を重点に行う。

- イ 救出した負傷者は、応急処置を施した後、消防、日赤等の救護機関に引き継ぎ、病院等に収容する。
- ウ 救出活動に当たっては、見張り員の配置、装備資機材の活用に細心の注意を払うなど、二次災害の防止措置を講じて行う。

(2) 装備資機材の活用

現有装備資機材を有効に活用するほか、重機保有業者等の協力を得て、迅速かつ効果的な救出活動を行う。

4 交通秩序の維持

本章第13節「交通確保、規制」を参照。

5 遺体の検視、見分

(1) 検視場所等の確保

検視は、市との協議及び関係施設管理者の協力を得て、検視場所、遺体安置場所を確保して行う。

(2) 関係機関の協力確保

検視は、島根県医師会、島根県歯科医師会、市長その他関係機関の協力を得て行う。

(3) 身元不明遺体の措置

身元不明遺体は、見分後、事後の身元確認手続きに備えて所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影する等の措置をとった後、当該死亡地を管轄する市長に所持金品と共に引き渡す。

6 行方不明者等の調査及び迷子等の保護

(1) 相談所の開設

必要に応じ、警察署、交番その他適当な場所に「行方不明者等相談所」を開設し、届出受理、相談等に対応できる体制を整える。

(2) 行方不明者等の措置

- ア 搜索願を受理したときは、避難先、病院その他の関係先に必要な手配を行い、該当者の発見に努める。
- イ 多数の行方不明事案が発生したときは、必要な搜索班を編成し、大規模な被害が発生した地域を重点的に搜索し、その発見に努める。

7 地域安全対策

(1) 各種パトロール等の実施

避難先その他警戒を要する施設等に対するパトロールを行い、住居侵入、窃盗等をはじめ各種犯罪の予防・検挙に当たる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取り締まりや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 地域安全情報の提供

住民の要望、苦情等を収集・分析し、災害情報、生活関連情報等の必要な情報を、広報紙等各種広報媒体を通じて広く住民に提供するとともに、流言飛語を防止する。

(3) 総合相談所の開設

必要により警察本部に「総合相談所」、警察署、交番その他適当な場所に「災害相談所」を開設し、被災者の安否確認等の各種相談に対処する。

8 援助要請

(1) 他の都道府県警察に対する援助要請

災害の規模が大きく、県内の警備力では対処できないときは、警察法第60条の規定に基づき、警察庁及び他の都道府県警察に対し、広域緊急援助隊及び資機材等の派遣を要請する。

(2) 関係機関に対する支援要請

災害警備上必要があるときは、自衛隊、警備業協会その他の関係機関・団体等に県災害対策本部を通じ又は直接支援要請等を行う。

9 惨事ストレス対策

警備活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第12節 交通確保、規制

第1 基本的な考え方

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保するとともに、これらの道路啓開（道路上の土砂、流木等の障害物を除去し、交通確保を図ることとし、破損箇所を修復すること（応急復旧）は、救援活動を円滑に行うための必要条件である。

災害後の救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関との協議の上、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させ緊急啓開道路網（緊急輸送道路ネットワーク）として位置づけ、他の道路に先駆けて道路啓開・応急復旧を行う。

第2 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

交通規制の実施方法は、次表のとおりとする。

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋梁、アンダーパス等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。 また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。
	(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、円滑な緊急通行を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

	<p>(4) 警察官の措置命令等</p> <p>ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。</p>
<p>自衛官又は消防吏員</p>	<p>自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のA、イの措置をとることができる。</p>

2 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者は警察機関へ、警察機関は道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後にこれらの事項を通知する。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、県土整備事務所は県土木部道路維持課へ報告する。

3 う回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため交通規制を実施した場合、適当なう回路を指定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。この際、緊急輸送ルート、道路啓開活動等との調整を図るため、道路管理者と警察との緊密な連携をとること。

4 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。

- ・ 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）
- ・ 道路交通法第4条（公安委員会の交通規制）

ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる（災害対策基本法に基づく規制の標識は、様式1参照。）。

5 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに県（土木部道路維持課）、日本道路交通情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除を判断し、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、県（土木部道路維持課）又は日本道路交通情報センターに連絡する。

7 緊急道路情報の提供

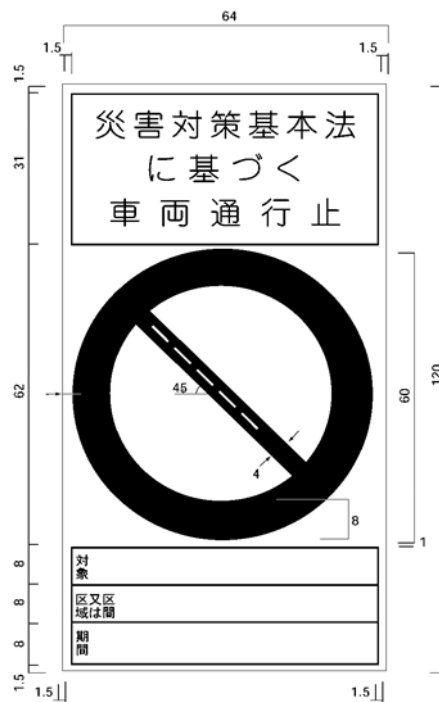
道路管理者は、災害により高速道路、国道、交通量の多い県道等を全面通行止めとする場合又は

解除する場合は、緊急道路情報として、あらかじめ定める方法により、直ちに報道機関への情報提供を行う。

9 路上放置車両等に対する措置

- (1) 警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第76条の3第1項及び第2項の規定に基づき必要な措置を行う。
- (2) 自衛官又は消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第3項又は第4項の規定に基づく措置等をとったときは、直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知する（様式2）。
- (3) 路上放置車両等をより効率的に排除するため、道路管理者等との連携活動に配慮する。

様式1 規制の標示（災害対策基本法施行規則様式第2）



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

第3 緊急通行車両の確認等

災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両の確認は、次により行う。

1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両確認証明書の申請

災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車又は自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって、特別の自動車番号標を有しているものを除く。）を使用しようとする者は、県（防災部防災危機管理課）、又は公安委員会（所轄警察署）に、緊急通行車両確認証明書の申請をする。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、災害対策基本法第50条第2項による災害応急対策の実施責任機関（指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申請を受けた県（防災部防災危機管理課）又は所轄警察署は、緊急通行車両であることを確認したときは、確認標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。
（標章及び証明書は、様式3及び様式4参照。）

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

2 規制対象除外車両の確認

(1) 規制除外車両確認証明書の申請

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものとして、公安委員会が災害対策基本法に基づく交通規制の対象から除外した車両を使用する者は、公安委員会（警察本部交通規制課又は所轄警察署）に、規制除外車両確認証明書の申請をする。

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、緊急通行車両以外の車両であって、事前届出の対象とする車両（本編第1章第12節第4の2(1)「事前届出の対象とする車両」参照。）又はそれ以外に公安委員会が交通規制の対象から除外した車両とする。

(3) 規制除外車両確認証明書の交付

申請を受けた警察本部又は所轄警察署は、規制除外車両であることを確認したときは、確認標章及び規制除外車両確認証明書を交付する。（標章及び証明書は、様式3及び様式4参照。）

(4) 標章及び証明書の交付

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

3 緊急通行車両の事前届出・確認

緊急通行車両の事前届出制度を活用し、確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活

動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

(緊急通行車両の事前届出・確認については、本編第1章第12節「交通確保・規制体制の整備」参照。)

様式 2 措置等通知書（災害対策基本法第76条の3 第6項）

措置命令 通知書
措 置

署長殿

年 月 日

第1項
第2項

災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項の規定において準用する 措置命令の規程により措置 を行ったので、同条第6項の規定により、下記のとおり通知します。

所 属
氏 名

1 日 時	年 月 日	午前 午後	時 分				
2 場 所	所 属 氏 名		住 所				
3 (命令・措置)を行った者	命令を受けた者	氏 名		番号表に表示されている番号			
		住 所		氏 名			
4 措置の場 合	措置に係る物件の(占有者・所有者・管理者)	氏 名		番号表に表示されている番号			
		住 所		氏 名			
5 (命令・措置)の内容							

(裏)

6 (命令・措置)を行った場所の前後の状況	
7 備 考	

備考 1 5には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。
 2 ()内については、該当するものを○で囲むこと。
 3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。
 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

用紙の大きさは、A4とする。

様式3 標章（災害対策基本法施行規則様式第3）



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑、及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式4 緊急通行車両確認証明書（災害対策基本法施行規則様式第4）

第 号		年 月 日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		知 事 印 公安委員会 印
番号表に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第4 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また、交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長及び道路管理者に通報、市長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

イ 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている区域又は区間の道路を走行中の車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第5 道路啓開

1 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

(1) 緊急啓開道路の情報収集

緊急啓開道路（緊急輸送道路）に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、市は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市等が行う活動に対する支援を実施する。

(2) 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

2 道路啓開作業の実施

(1) 啓開資機材等の確保

中国地方整備局、県及び市は、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

西日本高速道路株式会社では、応急復旧のため整備した資機材及び応急復旧業務に関する確認

書により確保した協力会社の人員及び資機材等を活用する。

また、必要に応じて国土交通省が所有する災害用機械の要請を行う。

(2) 啓開作業

道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。国、県、市及び各道路管理者は、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急度に応じて啓開作業を実施する。

なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。

ア 道路啓開は原則として第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路（本章第14節「緊急輸送」参照。）の順で行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。

イ 警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。

ウ 道路啓開に際しては、2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・融合ができる待避所を設ける。

エ 道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行き、交通確保に努める。

オ 啓開作業時は、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者と調整した上で、重複等のないように調達する。

カ 道路啓開及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。

キ 道路啓開で発生した土砂・流木・災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

ク 中国地方整備局は、被害を受けた道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努め、これらの情報を基に啓開作業を実施する。

ケ 西日本高速道路株式会社は、災害の規模その他の状況に応じ、速やかに啓開作業を実施する。

第13節 緊急輸送

第1 基本的な考え方

災害時には、避難及び救出、救助等の応急対策を実施するために必要な人員、物資等の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した効率的な緊急輸送を実施するために必要な措置を講じる。

第2 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

緊急輸送の実施責任者は、次のとおりとする。

輸 送 対 象	実 施 責 任 者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	市長	(1) 人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	(2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸 送 対 象
第1段階 警戒避難期	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 事態安定期	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 復旧期	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第3 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

輸 送 手 段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
自 動 車	(1) 確保順位 ア 応急対策実施機関所有の車両等 イ 公共的団体の車両等 ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ その他の自家用車両等 (2) 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。	協力先 県トラック協会 (電話 0852-21-4272) 一畑バス株式会社 (電話 0852-20-5200)

輸 送 手 段	輸 送 力 の 確 保 等	関 係 連 絡 先
鉄 道	道路の被害などによって自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他県等遠隔地において物資、資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適切な場合、それぞれの実施機関において直接応援要請する。	人員輸送 西日本旅客鉄道株式会社 (電話 0859-32-0255) (夜0859-32-8062) 物資輸送 日本貨物鉄道株式会社 (電話 0859-22-5487) (夜0859-22-5487)
航 空 機	災害応急対策実施機関の長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、県(防災部防災危機管理課 電話 0852-22-5885)に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。 県は直ちに海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の	第八管区海上保安本部 (電話0773-76-4100) 本章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。

	出動、派遣を要請する。	
--	-------------	--

各災害応急対策実施機関は、所管にかかる車両等の状況を十分に把握しておく。

2 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

3 強制確保

(1) 輸送命令等による方法

県は、災害時輸送手段の確保が著しく困難になったときは、中国運輸局による災害時における自動車応援手配及び自動車運送業者に対する輸送命令等の緊急措置を要請する。

(2) 従事命令等による方法

県は、災害救助法及び災害対策基本法に基づく知事の従事命令により、自動車運送業者及びその従業者に対して輸送業務への従事を命令し、輸送手段、輸送人員等を確保する。

4 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

5 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第4 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

1 緊急輸送道路の確保

緊急輸送道路の被害状況を速やかに把握し、防災関係機関が迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、最も適当な緊急輸送道路や迂回路を選定し確保する。

なお、緊急輸送道路については、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」（平成9年3月策定、平成25年度改訂）により次のように定められている。原則として風水害時にもこれらを準用する。

区 分	緊 急 輸 送 道 路 の 内 容
第1次 緊急輸送道路	県内及び隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路。 東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、及び主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と1次拠点を連絡する路線を設定する
第2次 緊急輸送道路	県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。

	第1次緊急輸送道路と2次拠点を連絡する路線を設定する。また、第1次緊急輸送道路を補完する路線を設定する。
第3次緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路と3次拠点を連絡する路線を設定する。

2 輸送拠点等の確保

重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

拠点的種類	内 容
県庁、市町村役場その他防災関係機関の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁〔第1次〕、地方機関〔第2次〕 ・市町村役場〔第1次〕～〔第2次〕、市町村支所〔第2次〕 ・防災関係機関の所在地〔第2次〕～〔第3次〕
空港	<ul style="list-style-type: none"> ・第3種空港／共同利用空港（出雲空港、石見空港、米子空港、隠岐空港）〔第1次〕
ヘリポート 場外離着陸場	<ul style="list-style-type: none"> ・離島ヘリポート（海士町、知夫村、西ノ島町）〔第2次〕 ・県立中央病院ヘリポート〔第2次〕 ・場外離着陸場〔第3次〕
鉄道駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・中心都市駅前広場、その他駅広場（JR松江駅、出雲市駅、大田市駅、浜田駅、益田駅、東松江駅、西出雲駅、松江しんじ湖温泉駅）〔第3次〕
広域防災拠点 （備蓄基地）	<ul style="list-style-type: none"> ・消防学校及び広域防災拠点備蓄倉庫（松江市乃木福富）、浜田防災備蓄倉庫（浜田市野原町）〔第1次〕
市町村物資集積予定地	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村物資集積予定地〔第2次〕
道路空間を利用した防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・インターチェンジ等〔第2次〕 ・道の駅〔第2次〕
災害医療拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹災害拠点病院（県立中央病院）〔第1次〕 ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、益田赤十字病院、隠岐広域連合隠岐病院、松江市立病院）〔第2次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕
災害応急対策・復旧拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・県立都市公園（浜山公園、石見海浜公園、万葉公園）〔第2次〕

- ※〔第1次〕 第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点
 ※〔第2次〕 第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点
 ※〔第3次〕 第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点

※斜体の施設は県外の防災拠点

3 関係機関及び住民等への周知

災害時において実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を通じて周知する。

第14節 水防

第1 基本的な考え方

県及び市、消防本部等は、水防体制を確立し、消防（兼任水防団）等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、「雲南市水防計画」により、水防活動を実施する。

第2 水防体制の確立

県（土木部）及び市は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置と応急復旧措置を図るための水防組織を「雲南市水防計画」に定めた方法により確立する。

第3 河川出水・浸水被害の拡大防止

1 水防情報の受信・伝達

各水防組織は、「雲南市水防計画」に定めた方法により、気象等の特別警報、警報及び注意報や洪水予報、水防警報を受信・伝達するほか、水防情報システム等で得られた雨量・河川水位等の諸観測値を監視するとともに、関係機関に伝達する。

各水防組織は、重要水防区域及び危険な箇所や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池等の監視、警戒を行い、洪水、氾濫危険の把握に努める。特に、集中豪雨等による急激な出水・増水に迅速に対処するとともに、的確な避難の勧告・指示の実施に努める。

2 河川・ため池等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

各水防組織は、河川出水・浸水被害に対応するため、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 河川施設の損壊等による浸水防止

河川出水等による浸水被害が生じる場合、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダム、ため池等の洪水調節等による流量調整を行う。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講じる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害の防止のため、以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立退き指示
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

第15節 土砂災害対策

第1 基本的な考え方

風水害時において、土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握し、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動を実施する必要がある。

第2 土砂災害防止体制の確立

県（土木部、農林水産部）及び市は、気象情報、局地的な降雨等の情報及び土砂災害の前兆現象等の早期把握に努めるとともに、気象警報等の発表により土砂災害防止体制を早期に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

第3 危険箇所周辺の警戒監視・通報

1 土砂災害発生前

県（土木部、農林水産部）及び市は、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

2 土砂災害発生後

県（土木部、農林水産部）及び市は、急傾斜地崩壊危険箇所等における斜面崩壊、土石流危険渓流等における土石流及び地すべり危険箇所等における地すべりなどにより土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、県（土木部、農林水産部）は、所管施設の被害の把握に努める。

なお、二次災害の発生に対処するため、県及び市は、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

第4 土砂災害等による被害の拡大防止

1 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合、各施設管理者、市町村は、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講じる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

2 警戒避難体制の確立

(1) 情報の指示・伝達

県及び市は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、市は、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

(2) 警戒区域の設定

市は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家等の派遣による支援

県は、必要に応じ、市の警戒・監視活動に協力し、アドバイザー制度*1を活用するほか、砂防ボランティア*2、山地防災ヘルパー*3、島根県農村災害ボランティア*4等の派遣や関係機関等に対し専門家の派遣要請を行う。

(4) 避難誘導

本章第8節「避難活動」を参照。

(注)

- *1 アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。
- *2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべりなど砂防の専門的な知識を活用し、危険箇所を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。なお、この中には、斜面判定士の認定を受けている者も含まれる。
- *3 山地防災ヘルパー：平成18年に設立された島根県山地防砂ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山腹崩壊や地すべりなど治山の専門的知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。
- *4 島根県農村災害ボランティア：平成17年に島根県における農地・農業用施設等の災害について、未然防止及び災害時の支援など、市町村の防災・災害活動に無償で協力することを目的として発足したものをいう。

第16節 ライフライン施設等の応急復旧

第1 基本的な考え方

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設や道路、河川等公共施設及び鉄道等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このため、このようなライフライン施設等の応急・復旧のための対策を迅速に実施する。

第2 災害情報の収集・伝達

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。

そこで、関係各課・機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

第3 災害応急活動体制の確立

ライフライン施設災害が発生した場合、県、市、ライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

第4 応急措置の実施（仮復旧も含む）

1 電気施設応急措置

災害により電気施設に被害があった場合、各管理者は、速やかに次のような応急措置を講じ、施設の機能を維持する。

【中国電力】

被害状況により、応急送電・仮復旧の2体系に区分し、重要施設への緊急送電と被災者への電力の早期供給を実施する。

(1) 応急復旧

ア 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順・工法に基づき、次の基準により実施する。

(ア) 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(イ) 送電設備

ヘリコプター・車両等の機動力の活用並びに予備品・貯蔵品の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

(ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は、移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(エ) 配電設備

ヘリコプター・車両等の機動力の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

(オ) 通信設備

可搬型電源、衛星携帯電話、衛星通信システム、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

エ 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、被害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

	復 旧 順 位
水力発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 系統に影響の大きい発電所 ・ 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ・ 早期に措置を講じないと復旧がいつそう困難になるおそれがある発電所 ・ その他の発電所
火力発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所内電源を確保できる発電所 ・ 系統に影響の大きい発電所 ・ 地域供給変電所を有する発電所 ・ その他の発電所
原子力発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所内電源を確保できる発電所 ・ 系統に影響の大きい発電所 ・ 地域供給変電所を有する発電所 ・ その他の発電所
送電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全回線送電不能の主要線路 ・ 全回線送電不能のその他の線路 ・ 一部回線送電不能の主要線路 ・ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要幹線の復旧に関係する送電用変電所 ・ 都市部に送配電する送電系統の中間変電所 ・ 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、交通・通信報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ・ その他の回線
通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給電指令回線、制御・監視及び保護回線 ・ 保安用回線

(2) 拡大防止対策

ア 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害発生が予測される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットホームページを通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。

ウ 復旧要員の広域運営

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）及び「資材および役務の相互融通に関する規定」（西地域電力協議会策定）に基づき復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予測され、又は発生したときは応援の要請を行う。

エ 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、担当区域内の工事力に余力がない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要とする判断される場合は、自衛隊法に基づき被災地域の都道府県知事に対して、自衛隊の派遣を要請する。

2 ガス施設応急措置

(1) LPガス施設応急復旧

県及び県LPガス協会は、LPガス販売業者に対し、次のことを指導し、又は協力を受けて取り組む。

ア 被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

イ 二次災害の防止

(ア) 危険箇所（倒壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収

(イ) 洪水等による流出容器（県内外）の被害状況の確認及び容器の回収

(ウ) 避難所等の臨時的使用箇所で使用されるLPガスの安全使用

ウ LPガス設備の修復と早期安全供給の開始

LPガス販売業者は、LPガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。

復旧は病院、避難所等を優先して行う。

エ 動員・応援体制

(ア) LPガス販売業者は、被災地の県LPガス協会支部長に通報し、支部長は緊急体制を整える。

(イ) 県LPガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して応急復旧のための動員を要請する。

オ 電話相談窓口の開設（臨時）

県LPガス協会は、避難所等での応急的なLPガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

(2) 拡大防止対策

ア LPガス設備の安全点検の実施

LPガス販売業者、保安機関、容器検査所等が相互協力し、LPガス設備の安全点検を実施し、被害の拡大防止に努める。

特に、避難所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の施設を最優先に点検を実施する。

イ 動員・応援体制

県LPガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。

ウ 広報活動

県LPガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブの閉止の確認等の二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

3 上水道施設応急措置

(1) 応急復旧

水道事業者は、迅速な応急復旧対策の実施に努める。

ア 給水の応急復旧

住民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いで、その他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

イ 資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。

(2) 拡大防止対策

浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路等の基幹施設が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。

また、関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。

なお、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されたため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について、周知する。

4 下水道施設応急措置

(1) 応急復旧

被害状況を速やかに把握して、応急復旧体制を確立し、応急復旧に努める。

(2) 拡大防止対策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を講じる。

5 電気通信設備応急措置

【西日本電信電話株式会社 島根支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社】

NTTグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

(1) 防災組織

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

(2) 応急措置と応急復旧

ア 応急措置

(ア) 重要通信の確保

a 通信の利用制限

災害等により通信が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行なう。

b 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておく。

(a) 災害時優先電話の指定機関

重要通信を確保する機関（契約約款に基づく具体例）

順位	対象機関名等	具体的な機関名
第1順位	気象機関	松江地方気象台
	水防機関	県庁・市役所・町村役場
	消防機関	消防署・出張所・消防団
	防災関係機関	中国（総合通信局・財務局・森林管理署・経済産業局・地方整備局・運輸局等）・日本郵便株式会社中国支社・避難所
	災害救助機関	日本赤十字社県支部・県・医師会・救急指定病院・県看護協会
	警察機関	警察本部・警察署・駐在所
	防衛機関	陸上自衛隊出雲駐屯地・海上自衛隊地方総監部・第八管区海上保安本部
	輸送の確保に直接関係のある機関	J R西日本(株)・空港・ 県バス協会・県トラック協会等
	通信の確保に直接関係のある機関	(株)NTTドコモ中国支社・ (株)NTTコミュニケーションズ中国・KDDI(株)等
	電力の供給確保に直接関係ある機関	中国電力(株)

順位	対象機関名等	具体的な機関名
第2順位	ガス・水道供給に直接関係ある機関	水道局・市町村水道事業者・ガス事業者
	選挙管理機関	県・市町村選挙管理委員会
	預貯金業務を行う金融機関	日本銀行支店・都市銀行・郵貯・国庫
	新聞社・通信社・放送事業者	新聞社等 NHK等放送機関
第1順位以外の国又は地方公共団体	市町村の火葬場・港湾・下水処理場・し尿処理場・ 市場（中央・東部）・ゴミ焼却場	
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

(イ) 非常通信の確保

非常通話・緊急通話『102』扱い

(ウ) 特設公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び避難所等に特設公衆電話の設置に努める。
・臨時電話の設置

(エ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

イ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

回線の復旧順位

順位	復 旧 回 線		
第1順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 交換局前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要回線を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所に1契約回線以上 ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線1回線以上 	
	等 専 用 サ ー ビ ス	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信回線を確保する機関（第1順位）各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10%以上
社内専用線		<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必用な社内専用線 	
加入電信サービス回線 バケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 		

順位	復 旧 回 線	
第2順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人当たり公衆電話1個以上
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については事業所毎に1契約回線以上
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上
	加入電信サービス回線 バケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必用な中継回線数
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの	

(ア) 災害対策用機器の活用

(イ) 災害用伝言ダイヤル『171』の運用

(ウ) 広報活動（拡大防止対策）

(エ) 広報車による広報活動を行なう。

a 被災地域と被災状況

b 復旧のための措置と復旧見込み時期

(オ) 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼する。

【(株)NTTドコモ中国支社 島根支店】

災害時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における重要通信の確保のため応急復旧対策を迅速に進める。

また、被災設備の速やかな復旧に向け、復旧作業を迅速、円滑に行うための復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保に努める。

(1) 応急復旧

ア 電気通信設備に被害が発生した場合は、以下の各項の応急措置を実施する。

(ア) 通信の確保

災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限の通信ができるように措置する。

- a 被災地への携帯電話又は衛星携帯電話の貸出しに努める。
- b 県等の災害対策本部に対し、携帯電話の貸出しに努める。

(イ) 電気通信設備の応急復旧

電気通信設備の被害に対処するため、移動基地局車等を使用し、基地局の応急復旧作業を迅速に実施する。

(ウ) 通信の利用制限

災害等により通信の疎通が著しく困難となった場合は、重要通信を確保するため契約約款の定めるところにより通話の利用制限等の措置を行う。

(エ) 通信の優先利用

災害等が発生した場合において取扱う非常扱いの通話、緊急扱いの通話を契約約款の定めるところにより一般の通話に優先して取扱う。

(オ) 災害により保有資材及び災害対策機器では、応急復旧に支障をきたすときは関係機関に対し応援要請又は協力を求める。

イ 災害のため通信が途絶したとき、又は通信の利用制限を行ったときは、トーキ装置による案内、報道機関、窓口掲示及びインターネット等の多様な広報手段により、以下の各項について利用者に周知する。

(ア) 通信途絶利用制限の内容と理由

(イ) 通信の被害復旧に対してとられている措置

(ウ) 通信利用者に協力を要請する事項

(エ) 被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況

(オ) その他の事項

ウ 災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。

(ア) 災害により被災した基地局の復旧は、復旧順位により実施する。

(イ) 移動基地局車及び移動電源車等の発動

(ウ) 被災状況の把握

被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため、直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。

(エ) 通信の輻輳対策

電気通信設備の被災等により通信が輻輳した場合は、臨時通信回線の設置及び対地別の規制等の措置をとる。

(オ) 電気通信設備の監視強化及び巡視点検を行い、不具合の発見とその復旧に努める。

【KDDI株式会社】

(1) 防災組織

災害が発生し、又は発生するおそれがあり必要と認められるときには、社内に災害対策本部等を設置する。

災害対策本部は、被災地と協力して被害状況や通信疎通状況の情報収集と通信の確保、設備復旧など災害対策に関する指揮を行う。

(2) 応急措置

災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設置、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに、関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信を確保する。

(3) 応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施する。

【ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社】

(1) 防災組織

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとっており、状況に応じた対策組織を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

(2) 応急措置と応急復旧

ア 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法に従って重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

イ 応急復旧

(ア) 移動電源車・移動無線基地局車による復旧

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源の確保に努める。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアの確保を推進する。

(イ) 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況などをWEBサイトで情報公開に努める。

ウ 安否確認手段提供

災害時、災害用伝言板、災害用音声お届けサービスによる県民の安否情報の伝達に努める。

エ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出に努める。

第5 災害広報等の実施

1 基本的事項

災害が発生した場合には、県、市、消防本部等は、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど現有の広報手段を駆使するとともに、関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

県及び市は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集システムに混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

問い合わせ先一覧

種 別	機 関	連 絡 先
電 気	中国電力(株)出雲営業所	平日昼 0853-21-6144 夜間・休日 0120-311-950
ガ ス (L Pガス)	県L Pガス協会 各L Pガス販売事業者	0852-21-9716 各L Pガス販売事業者
水 道	雲南市水道局	0854-42-5322
下水道	雲南市上下水道部	0854-42-3471
電話 (N T T)	N T T 西日本島根支店 企画総務部総務担当	0852-22-8205
	(株)N T T ドコモ中国支社 島根支店販売企画担当	0852-25-6186

第17節 要配慮者の安全確保

第1 基本的な考え方

災害時においては、要配慮者は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動が取りにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。特に、災害を契機に新たに要配慮者となった者については、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携を取りながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進する。

第2 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

1 市が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、市は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 市において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に要配慮者となった者に対する対策については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置を取る。
 - ア 地域住民等と協力して避難所等へ移送する。
 - イ 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供は、発災後1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 県が行う協力要請等

県は、市が実施する措置に関し、他の県内市町村や他都道府県へ協力要請するなど必要な支援を行う。

第3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る支援活動

1 市が実施する支援活動

市は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。

また、市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

- (1) 被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、インターネット、ファクシミリ等を活用するとともに、報道機関の協力により、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、食事摂取が困難な高齢者、障がい者、難病患者等に適した食事を工夫する。
- (4) 避難所等において、被災した高齢者、障がい者、難病患者等の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等のニーズを把握するための相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (5) 避難所や在宅の高齢者、障がい者、難病患者等に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じる。
- (6) 緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所

の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

- (7) 関係業界・団体・施設等を通じ、協力要請を行うなど必要な物資の確保を図る。
- (8) 要配慮者等が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

2 県の支援活動

県は、市及び各施設が行う前項の措置に対し、適宜支援する。

第4 児童・ひとり親家庭等に係る対策

1 要保護児童の援護

(1) 市の要保護児童の把握等

市は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

- ア 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等を通じ、市に対し通報がなされるような体制を確立する。
- イ 住民基本台帳や住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。
- ウ 市は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 県の要保護児童の援護等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による養育の可能性を探るとともに、児童福祉施設や里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、実情に応じて母子福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給、社会保険事務所における遺族年金の支給等の手続きを迅速に行う。

2 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び市や児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

3 ひとり親家庭等の支援

(1) 市が実施する対策

市は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

(2) 県の支援活動

県は、市から情報収集するとともに、母子福祉団体と連携し情報収集や情報伝達に努め、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の悩みや要望の把握を行い、必要な施策を実施する。

特に、母子家庭と寡婦に対しては、母子寡婦福祉資金の貸付、母子家庭、父子家庭及び父母のない児童を養育する者に対しては、児童扶養手当の支給、また、中学生までの児童を養育する者

に対しては、児童手当の支給等の手続きを迅速に行う。

また、母子家庭、寡婦、父子家庭に対する日常生活支援事業の利用を促す。

第5 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、県及び市（消防本部を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

県及び市は、外国人に対して、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、掲示板等の活用により、ライフライン等の復旧状況、食料・飲料水・燃料等生活必需品の配布、指定緊急避難場所及び指定避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報の提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

県及び市は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、（公財）しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第6 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

(1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

(2) 県、市は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

また、援護の必要性の高い被災者を優先的に、施設機能を低下させない範囲内で被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

(3) 保育所等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

2 県、市への応援要請等

(1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、県（健康福祉部）、市に対し、他の施設からの応援の斡旋を要請する。

(2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の社会福祉施設等の支援を行う。

3 県、市の支援活動

(1) ライフラインの復旧について、当該社会福祉施設等の早期の機能回復が図られるよう優先的な対応を各事業者へ要請する。

- (2) ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している飲料水、食料、生活必需品等を入所者に配布するなどの対応を取る。ただし、それらが不足する場合は、施設管理者の協力要請に基づき、県、市が当該物資等を提供するなど必要な措置を講ずる。
- (3) ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ情報提供などを実施し、マンパワーを確保する。
- (4) 県は、市及び各施設等が行う措置に対し、適宜支援する。

第18節 孤立地区対策

第1 基本的な考え方

大規模な風水害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

第2 孤立実態の把握

1 孤立実態の把握

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれが生じることから、市から連絡をとり住民の安否状況、要配慮者等の状況、必要な物資等を確認するとともに被害状況の把握を行う。

県は、防災ヘリコプターを出動させ、孤立地区のヘリテレ映像を県庁及び合同庁舎等に放送する。

2 通信手段の確保

市防災行政無線、消防無線、アマチュア無線のほか衛星携帯電話等を活用し、あらゆる方法による情報伝達手段の確保に努める。また、必要に応じ職員の派遣、消防団や自主防災組織等人力による情報伝達も行う。

第3 物資供給、救助の実施

1 救助の実施

災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行うこととし、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用し、迅速な救急・救助活動を実施する。

2 物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料品をはじめとする燃料等生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

3 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

第4 道路の応急対策

1 道路の応急対策

道路の被災情報を速やかに収集・関係機関で共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ啓開・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給

第1 基本的な考え方

大規模災害が発生し、被災者に対し救援物資を供給する場合、県、市、防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

そのため、県は、広域防災拠点の備蓄物資・資機材や、関係機関等から調達・確保した物資等を効果的に運用して被災住民に供給できるよう、市、防災関係機関等と連携し、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の確保及び迅速な救援を実施する。また、物資の供給を円滑に進めるため、市は避難所等における物資の需要把握体制を確立し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関はその備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努めるとともに、県へ速やかに状況を報告する。

第2 救援物資の管理体制

1 救援物資の管理体制

災害対策本部事務局（防災危機管理課）は、災害対策本部設置以降、救援物資の供給に関連する各班の要員を本部事務局に派遣するよう指示し、救援物資の一元管理体制を確立する。なお、関係各課は相互に連携し、状況に応じた救援物資の管理・供給に備えるとともに、民間物流事業者の拠点施設への協力・連携体制の整備に努める。

救援物資等の供給関連担当課及び事務分担は、次のとおりである。

- ・ 防災部防災危機管理課 広域防災拠点の備蓄食料、飲料水、燃料等生活必需品、防災資機材の確保、自衛隊派遣要請に基づく輸送調整
- ・ 地域振興部交通対策課 民間業者を通じての輸送調整
- ・ 健康福祉部薬事衛生課 流通備蓄業者を通じての医薬品、飲料水の確保
- ・ 農林水産部農畜産振興課 流通備蓄業者を通じての食料の確保
- ・ 商工労働部中小企業課 流通備蓄業者を通じての燃料等生活必需品の確保

2 救援物資の供給・輸送体制

(1) 救援物資の供給体制

大規模災害時は、広域防災拠点の備蓄食料、飲料水、生活必需品、救助用資機材等を活用し、被災県民に効果的に供給する。その際、広域防災拠点においては、救援活動チャート図に従い、救援物資供給体制を確立し、これらの供給活動を実施する。

広域防災拠点は、備蓄物資等以外の県内外からの救援物資や流通備蓄業者からの調達物資の一時中継集積拠点となることから、民間物流事業者の集積拠点運営への協力による物資の供給体制を確立する。

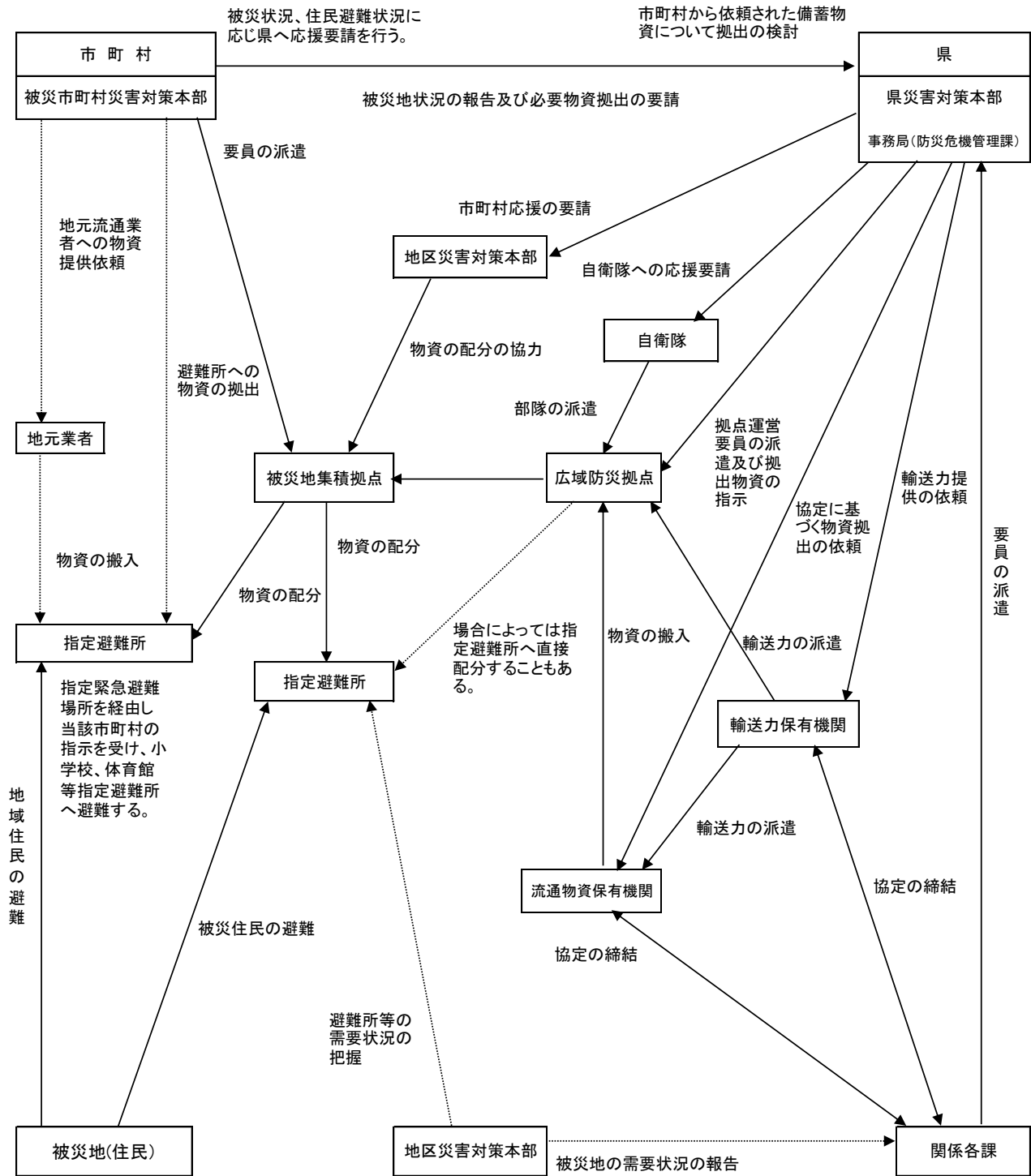
(2) 災害時の物資の供給方法

災害時に流通物資が必要になった場合、県担当各課は、事前に協定を締結している流通在庫物資等を扱う関連業者や輸送業者と連携をとり（業者団体又は個別業者に要請するなど）、必要な物資等の確保に努める。

被災地における需要の把握は基本的に市町村の業務であるが、災害の程度により本部に情報が集まらずその実態が把握しにくい場合も想定される。そのため、救援物資担当各課は、支庁県民局・各県土整備事務所等の地方機関と連携するほか、必要に応じて職員を被災地に派遣して現地の状況等の概要を把握し、これらを踏まえ供給需要を本部に報告する。

また、県は、市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送する。

広域防災拠点における救援活動チャート図（図2.2.20.1）



県庁関係各課においては関係機関との協定の締結を行う。また、発災時には災害対策本部事務局へ人員の派遣を行う。

(3) 災害対策本部事務局との連携

本部事務局に派遣された県担当各課の派遣要員は、「1 救援物資の管理体制」による救援物資の一元管理体制のもとで効果的な供給を継続して実施できるよう、所属部課の班員との情報連絡を継続する。

(4) 物資の輸送体制

県は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。

その際、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。

第3 食料の確保及び供給

災害時には、居住の浸水や焼失、ライフラインの途絶及び食料の販売機能等の一時的なまひ、混乱等により、食生活の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、県民の基本的な生活を確保することを目的として、生活維持に特に重要である食料の調達を図り、被災者に供給し、迅速な救援を実施する。

食料の確保及び供給の直接の実施は、市が行う。ただし、市において実施できないときは、県若しくは隣接市町村等が応援又は協力して実施する。

被害が一部の地域に限られる災害が発生した場合には、各地域の備蓄食料等の相互応援を円滑に行うことが重要である。

なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮する。

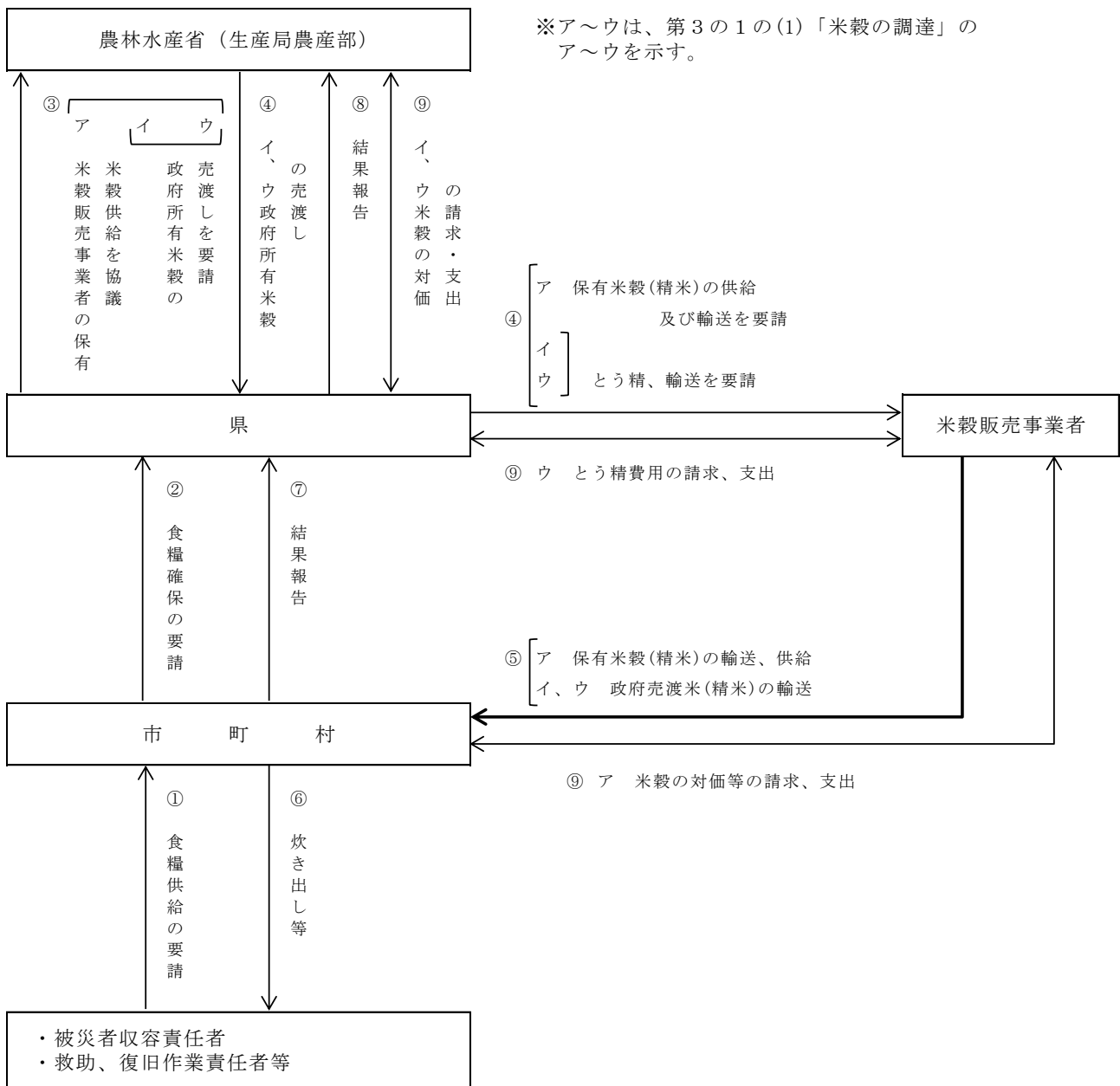
1 食料の調達

(1) 米穀の調達

ア 県は、災害時において広域的な見地から県が行う備蓄食料により市町村の備蓄食料を補完する。食料の確保が必要であると認めた場合には、市町村の要請に基づき農林水産省（生産局農産部穀物課）と協議の上、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給を要請する。

イ 県は、米穀販売事業者の保有米穀で不足すると認めた場合は、農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に対し、政府所有米穀の売渡しを要請する。

ウ 県は、災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀として政府所有米穀の直接売渡しを受けることが適当であると認めた場合は、農林水産省（生産局農産部貿易業務課）と協議の上、他県からの応援を求めるほか、政府所有米穀の直接購入を行い、市町村に対し米穀の供給を行う。



(2) その他の食品等の調達

市は、被害の状況等から必要と認めるときは、供給する食料品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。

また、県は、市から要請があった場合又は状況により市において確保が困難と認められた場合、必要な品目について県の備蓄食料等を放出又は自ら調達を実施し、当該市町村に供給する。

2 食料の供給

(1) 供給対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者
- エ 被災地において救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

(2) 市及び県における食料供給の手段・方法

1) 市

- ア 被災者に対する食料の供給は、市があらかじめ定めて開設する実施場所（指定避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- イ 被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。
- (ア) 各避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置
 - (イ) 住民への事前周知等による公平な配分
 - (ウ) 要配慮者への優先配分
 - (エ) 食料の衛生管理体制の確保
- ウ 炊き出し等の体制が整うまでは、市及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食品等（乾パン、即席めん、弁当類、パン、クラッカー、レトルト食品（おかゆを含む。）等）を支給する。
- エ 乳児に対する供給は、原則として粉ミルク及び調整粉乳とする。
- オ 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行う（米穀の調達については「1 食料の調達」参照。）とともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても、継続して実施する。
- カ 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設を活用し、若しくは仮設の給食施設を設置し、自ら又は委託して行う。
- キ 炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- ク 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料等を調達し、供給する。
- ケ 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
- コ 市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。
- サ 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

2) 県

- ア 市の報告に基づき、食料の配分、供給状況及び被災地需要を把握するとともに、関係機関、業者と連携を図り、市への支援を行う。
- イ 原則として発災後3日までは、県、市、住民の備蓄食料で対応し、4日目以降は、業者からの調達や県外からの応援で対応するようにし、順次、充実した内容のものを供給する。
- ウ 被災地以外の隣接市町村長に対し市の救援に協力するように図る。
- エ 市長から炊き出しの応援要請があり、県のみでの対応では困難である場合、日赤奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣等を要請する。

(3) 給食基準

ア 配布基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。

イ 市の対応

市長は、給食の順位、給食の範囲、献立、炊き出し方法等についてあらかじめ定めておき、それらに基づき被災者に食品等の給与を実施する。

なお、1人当たりの供給数量については、次の基準を参考にする。

(1人当たりの供給数量)

品目	基	準
米穀等	被災者(炊き出し)	1食当たり精米換算 200g以内
	応急供給	1人1日当たり精米 400g以内
	災害救助従事者	1食当たり精米換算 300g以内
乾パン	1食当たり	1包(115g入り)
食パン	1食当たり	185g以内
調製粉乳	乳幼児1日当たり	200g以内

3 食料の輸送

(1) 県及び市による輸送

- ア 県は、広域防災拠点の備蓄食料を放出する場合、「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」(平成9年3月策定、平成25年度改訂)で指定された輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を經由して市が選定する集積地等へ輸送する。
- イ 県が調達した食料について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が卸売業者等に要請して行う。
- ウ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等からア、イにより難しい場合は、県は、市と協議の上適切な場所を定め卸売業者等に輸送依頼し、又は市に供給する食料について市長に対し引取りを指示する。
- エ 市が調達した食料の市集積地までの輸送及び市内における食料の移動は市が行う。
- オ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点で引き継ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送する。
- カ 県が輸送を実施する場合は、県有車両及び地域振興部の確保した輸送手段(輸送力提供依頼等)により輸送を実施する。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

(3) 輸送手段等

輸送手段は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、ヘリコプター、航空機等を利用する。

(4) 食料集積地の指定及び管理

- ア 災害が発生した場合、広域防災拠点、輸送拠点及び救援物資等の集積拠点を県の備蓄食料や調達した食料等の集積配給基地とする。
- イ 市は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設等をあらかじめ食料の市集積地として選定し、同時に調達した食料の集配拠点とする。
なお、市は、県に対し選定した集積地を報告し、県は、地域の集積地等を把握しておく。
- ウ 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

第4 飲料水等の供給

災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水・生活用水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、原則として市は、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

ただし、市において実施できないときは、協力要請に基づいて隣接市町村が実施する。

避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

1 給水の実施

市及び水道企業団は、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、給水活動を実施する。最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するときは、近隣市町村又は県に速やかに応援を要請する。

(1) 情報の収集

市及び水道企業団は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- ア 被災者や避難所の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 通水状況
- エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水活動

ア 給水の対象

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

イ 給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

ウ 水質の確認

災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合などは、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

(3) 広報

市及び水道企業団は、給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

(4) 給水基準

被災地における最低給水量は、1人1日20ℓを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持のための量（1人1日3ℓ）とするなど。）。

(5) 要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可

能な限り図る。
(給水の方法)

給水方法	内 容
配水池・浄水池・調整池等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として市町村が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は協定締結飲料水メーカー等に提供を要請依頼することにより配給する。

(6) 応援要請

激甚災害等のため市だけで最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資器材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、近隣市町村又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

(7) 医療機関、社会福祉施設等の対応

医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

(8) 県（保健所）は、市等から、飲料水の確保あるいは給水資器材の不足など給水の実施にかかる応援要請を受けた場合、又は被害状況により必要と認めた場合は、市町村等間の支援・協力について必要な斡旋、指導及び要請を行う。

(9) 県（保健所）は、斡旋等を行うに当たって、需要量を把握した上で、管内市町村等間の支援調整を行う。

(10) 県（保健所）において、被害が莫大であり広域的な支援が必要であると判断したときは、本庁（以下「県（薬事衛生課）」という。）へ連絡する。県（薬事衛生課）は連絡を受けた後、県内市町村等間、協定締結飲料水メーカーでの飲料水の確保あるいは給水資器材の調達等の斡旋を行う。

(11) 県（薬事衛生課）において、県内市町村等間のみでの応援では給水の実施が困難であると判断したときは、給水の所要量や運搬ルート等の情報を集約し、関係機関（厚生労働省、日本水道協会等）又は、県（防災危機管理課）を通じ近隣県への応援要請などの措置をとる。

(12) 県（保健所）は、水質にかかる登録検査機関と連携をとりながら、飲用井戸を含む飲料水について必要な衛生指導を行う。

(13) 県（企業局）は、市町村等からの要請により、浄水池及び調整池において拠点給水を行う。

2 災害救助法に基づく措置

災害救助法が適用された場合、「飲料水の供給」は、次のとおり市が実施する。

(1) 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

(2) 支出できる費用

- ア 水の購入費
- イ 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- ウ 薬品及び資材費

(3) 期間

災害発生の日から7日以内

第5 生活必需品等の供給

災害時には、住居の浸水や流出・倒壊等により、家財、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、しかも販売機構の混乱等によりそれらの入手が困難となる。また、一部では避難生活の長期化が予想され、特に気温の低下が予想されるときは、防寒具や布団等の早急な給与が必要となる。

このため、迅速にそれら生活必需品等を調達し、被災者に給与又は貸与する。

生活必需品等物資の確保・輸送・配分計画及び各世帯に対する配分は市町村が行う。ただし、市において確保等が困難なときは、県又は関係機関等が協力して実施する。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

1 生活必需品等の確保

災害により生活必需品を失った被災者の保護のため、市、県及び日本赤十字社島根県支部は、避難所生活者等を対象にした毛布、肌着、暖房用品、並びに避難所生活の長期化に対応するための備蓄物資の放出、又は関係業界等からの調達により供給する。

(1) 市は、災害時において被災者への生活必需品等の給（貸）与の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）与の必要品目及び必要量の判断をする。

- ア 被災者や避難所の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況

(2) 必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、あらかじめ定めておいた市の生活必需品等の給（貸）与のための備蓄・調達計画に基づき、備蓄物資の放出又は関係業界等からの調達により確保する。

(3) 状況により、市のみで対応が困難な場合には、隣接市町村、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。

(4) 市から生活必需品等の供給・調達要請があったとき、又は県が被害状況により必要と認めた場合は、隣接市町村に応援を指示し、また、状況に応じて県の備蓄物資を放出する。

(5) さらに、不足が生じた場合、県は、販売業者から調達を行うとともに、日本赤十字社島根県支

部、他都道府県、中国経済産業局、自衛隊等関係機関等に対し、応援要請、斡旋依頼、調達等を実施する。

2 生活必需品等の給与

被災者に対する生活必需品等の給(貸)与は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させる。被災者への配布基準は、原則として、災害救助法施行細則の定めるところによる(本章第7節「災害救助法の適用」参照。)

- (1) 被災者への配分方法等については、あらかじめ定めてある配分計画等による。
- (2) 自力で生活必需品等を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合など、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。
- (3) 激甚災害等のため市のみで実施困難な場合には、県、隣接市町村及び関係機関へ応援要請する。
- (4) 県
県は、市のみでは生活必需品等の配布が困難と判断される場合は、必要とする要員等の情報を集約し、関係機関等(日本赤十字社島根県支部、他都道府県、自衛隊等)への応援要請など必要な措置をとる。
- (5) 日本赤十社島根県支部
保管する救助物資を県支部配分基準に基づき、被災者に対して配布する。
- (6) 陸上自衛隊
緊急事態の場合、知事の要請に基づき、その保管し、管理する救助物資を被災者に貸与し、県や市による救助物資の給与又は貸与が実施されるまでの間の被災者の保護を図る。
- (7) その他の防災機関
当該機関が管理し、保管する救助物資を積極的に放出して市又は県が実施する被災者の保護に協力する。

3 生活必需品等の輸送

(1) 県及び市による輸送

- ア 県は、広域防災拠点の備蓄物資を放出する場合、市が選定する集積地等へ輸送する。
- イ 県が調達した物資について、市が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が調達業者等に要請して行う。
- ウ 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から(1)、(2)により難しい場合は、県は、市と協議の上、適切な場所を定め調達業者等に輸送依頼し、又は市へ供給する物資について市長に対し引取りを指示する。
- エ 市が調達した物資の市集積地までの輸送及び市内における物資の移動は市が行う。
- オ 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点で引き継ぎ、県が市の指定する集積地等に輸送する。
- カ 県が輸送を実施する場合は、県有車両及び輸送業者等から確保した輸送手段(輸送力提供依頼等)により実施する。

(2) 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請する。

(3) 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、リコプター、航空機等を利用する。

(4) 物資集積地の指定及び管理

ア 災害が発生した場合、広域防災拠点をもつ県の備蓄物資や調達した物資等の集積配給基地とする。

イ 市は、災害時における交通及び連絡に便利な指定避難所、公共施設等をあらかじめ物資の市集積地として選定し、同時に調達した物資の集配拠点とする。なお、市は、県に対し選定した集積地を報告し、県は、地域の集積地等を把握しておく。

ウ 物資の集積を行う場合、市は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

第20節 災害ボランティアの受入れ、支援

第1 基本的な考え方

大規模災害時は、被災地の内外から参加する多種多様な災害ボランティアが効果的に活動できるよう、県及び市は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携して、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援する。

第2 災害ボランティアの受入れ、支援

1 災害救援ボランティアセンターの開設

被災地では、市、市社会福祉協議会等関係機関が連携し、災害ボランティアの活動拠点（以下、「災害救援ボランティアセンター」という。）を設ける。

- ア 災害及び被災状況の情報収集
- イ ボランティアニーズの把握
- ウ ボランティアの受付、登録
- エ ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- オ ボランティアの派遣・撤収の指示
- カ ボランティア活動の企画・開発
- キ ボランティア活動の記録
- ク 災害救援ボランティアセンターの要員の維持、管理
- ケ 災害救援ボランティアセンターの運営に必要な資器材の調達
- コ 関係機関との連絡調整 など

2 専門ボランティアの派遣

県は、被災地のニーズに応じ、関係団体等へ専門ボランティアの派遣を要請する。

3 ボランティア・コーディネーターの派遣

県は、被害が甚大で災害救援ボランティアセンターへの支援が必要な場合には、日本赤十字社島根県支部、島根県社会福祉協議会等に、ボランティア・コーディネーターの派遣を要請する。

4 災害ボランティア関連情報の収集・提供

県は、災害救援ボランティアセンターの開設状況等の情報提供を行うボランティア情報提供窓口を開設する。

5 被災地周辺における支援

被災規模が大きい場合には、周辺地域の市町村、市町村社会福祉協議会等関係機関は連携し、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地を支援する。

なお、その他地域の市町村、市町村社会福祉協議会等関係機関は、災害ボランティアの活動に対して協力等に努める。

第2 1 節 文教対策

第1 基本的な考え方

公立の保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、風水害時における乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

県及び市においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携を取って文教対策に関する計画を作成し、風水害時にその計画に基づいて対策を実施する。

第2 児童等の安全確認・施設被害状況確認

1 最優先課題

災害時には、学校等は児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも乳幼児や小学校低学年児童、特別支援学校の児童などに対しては、避難の指示・避難誘導に当たって最優先に行う等特段の配慮が必要である。

2 風水害発生時の対応

風水害時には、まず児童等の安全を確認するとともに、当面児童等が取るべき行動の指示を行う。

休憩時間や放課後等にあつては、児童等に取りべき行動を指示するとともに、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努める。

3 児童等の保護者への引き渡し

安全を確保した後は保護者等へ連絡し、保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い、児童等を引き渡す。児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりする等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校等で児童等を保護する必要が生じることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。私立学校については、この対策に準じて自主的に対策を立てるよう指導する。

第3 応急対策の実施

1 災害時の対応

県及び市は、必要に応じて所管する学校等と連絡を取り、災害についての情報提供、防災対策についての助言を行う。状況によっては、防災関係機関に支援を要請する。

人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を取り、各学校に必要な応急対策を講ずる。

(1) 校長は防災気象情報、通学路の状況、公共交通機関の運行状況等をもとに、必要に応じ臨時休校、下校措置等をとる。

- (2) 学校が被災し、又は被災するおそれがあるときは、校長は児童等、施設の状況を把握し、教職員、児童等に対し適切な指示を与える。校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。
- (3) 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立ち入りを禁止するなどの措置を取り、二次災害の防止に努める。
- (4) 学校に避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に可能な範囲で協力する。例えば、必要に応じて学校防災本部内に避難所支援班を設置して業務に当たる。
- (5) 校長は人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

第4 応急教育の実施

県及び市は、所管する学校等の児童等及び教職員並びに施設の状況などに応じて、心のケアへの支援を行う。

教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期する。

また、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

- (1) 校長は、児童等・教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携を取りながら決定する。同時に対応可能な教職員・関係機関・地域からの支援を得て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けて取組を行う。
- (2) 応急教育計画に基づき学校に収容すべき児童等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点を置く。
特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等、心のケアについて十分に配慮することが重要であることから、児童・生徒を対象としたスクールカウンセラーを派遣するなど対策に努める。
- (3) 学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。当該教育委員会及び保護者との連絡は緊密にし、教科書及び教材の給与等に係る必要業務に当たる。
- (4) 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。
- (5) 避難所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、当該教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。
- (6) 校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(7) 学校教育活動の早期再開に向けて、PTAや地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。

(8) 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

第5 学用品の調達及び支給・授業料等の減免措置

1 学用品の給与対象者及び給与時期

(1) 学用品の給与の対象

風水害により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）、中学校生徒（特別支援学校の中学部生徒を含む）、及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう）であって、市長により罹災者として確認された児童、生徒であること。

(2) 給与の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

2 給与の実施

(1) 教科書、教材の給与

罹災児童生徒の調査は、学校設置者の協力を得て市長が行う。

学用品の調査報告は市長から知事へ行う。

学用品の給与は市長が行うが、市長において調達困難なときには、知事が調達を行う。

(2) 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、市が被害の実状に応じ現物をもって行う。

3 授業料等の減免措置

(1) 市

公立小・中学校においては被災により費用（公立高等学校にあつては授業料、以下同様）の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

(2) 県立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者について、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講じる。

(3) 私立学校

県は、被災により授業料の減免が必要と認められる者に対して、学校法人が減免した場合においては、当該学校法人理事長の申請に基づき補助を行う。

第22節 廃棄物等の処理

第1 基本的な考え方

1 趣旨

風水害の発生により排出された廃棄物等を迅速に処理し、被災地の生活環境の保全を図る。

第2 廃棄物処理

1 災害廃棄物の発生量

- (1) 災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等が考えられる。
- (2) 風水害により発生する災害廃棄物については、発生量を的確に把握する必要がある。
- (3) 発生量を把握するため、市は事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し処理計画を勘案する必要がある。（積載量については、例えば「4 t 車両には、廃木材 6 m³、土砂類 3 m³、10 t 車両にはコンクリート殻類 5 m³、土砂類 7 m³の積載とする。」）

2 応援体制の確保

市等は、災害地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求める場合には、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の高い廃棄物

市等は、被災地における防疫及び保健衛生対策上、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物を優先した収集運搬ができるようにその収集運搬体制の確立を図る。

(2) 災害廃棄物の仮置き

- ア 風水害により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等であるが、一時期の最終処分場への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（学校の校庭、河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。
- イ 災害廃棄物の収集に当たっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。
- ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。
- エ 仮置場の選定に当たっては、以下の基準とする。
 - (ア) 他の応急対策活動に支障のないこと。
 - (イ) 環境衛生に支障が生じないこと。
 - (ウ) 搬入に便利なこと。
 - (エ) 分別等適正処理の対応ができること。

(3) 倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが市等の指定する場所に搬入する。

しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、市等が処理を行う。

(4) 災害廃棄物の処分

- ア 災害廃棄物については、原則として市等の最終処分場で処理する。
- イ 最終処分場が被災して使用が不可能な場合は、事前に市等が県と協議のうえ代替措置を講ずる。

第3 し尿処理

1 し尿処理量の推定

- (1) 処理量を推定するに当たり、市は、事前に市内における汲取便所の平均的総容量を把握しておく必要がある。

(処理量＝被災家屋×総容量×定率)

- (2) 避難所等に仮設トイレを設置した場合は、その処理量が加算される。

2 応援体制の確保

市等は、被災地における環境保全の必要性等を考慮し、必要に応じて他の市町村等の応援を求め、県に対し連絡調整等の協力を要請する。

3 処理対策

(1) 倒壊家屋等

市等は、倒壊家屋や浸水家屋等の汲取式便槽のし尿について、被災地における防疫及び保健衛生対策上、収集可能な状態になった時点から速やかに収集運搬が行われるよう、その処理体制の確立を図る。

(2) 避難所等

市等は、避難所や必要に応じて適所に仮設トイレを設置した場合、防疫及び保健衛生対策上から、優先的に仮設トイレのし尿の収集を行う。

(3) 水洗トイレ

市等は、水洗トイレを使用している世帯や団地において、風水害により水洗トイレが使用不可能となった場合、速やかに仮設トイレを設置する対策を講じる。

第4 応援協力体制の確保

- (1) 市等は、被災状況を勘案し、自己のみではその地区内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。

- (2) 県は、市等からの要請がない場合であっても観客的判断のもとに必要に応じて近隣市町村等からの応援が得られるよう連絡調整等を行う。

第5 廃棄物処理機能の復旧

- (1) 市等は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。
- (2) 市等は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は県と協議のうえ期間を定めて他の処理施設にて処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄物処理活動を行う。

第6 産業廃棄物の処理

事業者の被災に伴って排出される廃棄物等は、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。
なお、排出事業者は、市等が設置している最終処分場で併せて処理する場合は、市等と十分協議をする。

第23節 防疫・保健衛生、環境衛生対策

第1 基本的な考え方

災害発生時における被災地の防疫は本計画の定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

第2 防疫活動

1 防疫活動組織

市は、県の組織に準じ組織表を作成し、動員計画及び費用資材の確保計画を樹立し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるようにする。

2 防疫活動内容

市は、県の指示を受け、消毒の実施及び鼠族昆虫駆除を行う。

第3 保健活動

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、県及び市は、次のように被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- (2) 保健師が避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行う。
- (3) 保健師による健康相談の結果等より、外傷性ストレス反応等が疑われる場合は精神科医等によるメンタルヘルスケアチームを派遣し、保険・医療活動を行う。

第4 精神保健活動

1 精神保健活動班の編成

発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケア（こころのケア）の対応を実施するため、精神保健活動班を組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

2 精神保健活動内容

- (1) 被災者の支援
- (2) 市、社会福祉施設等との連絡調整
- (3) 被災者の精神保健福祉相談

3 精神保健の対象者

- (1) 被災住民全般
 - ア 避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。
 - イ 自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。
- (2) 高齢者

- (3) 障がい者
- (4) 児童
- (5) 外国人
- (6) その他（公務員、災害救助要員）

4 精神保健活動実施者

- (1) 精神保健福祉相談員（各保健所、心と体の相談センター）
- (2) 市、県の保健師
- (3) 児童相談所職員

5 応援体制

- (1) 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求める。
- (2) 県は、被災都道府県からの要請に基づき、精神科医を確保し、災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。その際、必要に応じて、公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請する。
- (3) 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成した場合は、その旨を厚生労働省に報告する。
- (4) 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図る。

第5 食品衛生指導

1 食品衛生指導班の編成及び派遣

県は、災害状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視員による食品衛生指導班を編成し、被災地区に派遣する。

また、被災地区に搬送される救援食品の情報を収集するとともに、次に掲げる活動を行う。

- (1) 救援食品の輸送方法等の確認
- (2) 関係部署との連絡調整等

第6 動物愛護管理対策

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

- (1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。

- (2) 県は、市等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、市において実施できないときは、県が協力して実施する。
- (3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。
- (4) 市は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

第24節 遺体の搜索、処理及び埋・火葬

第1 基本的な考え方

風水害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、搜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施する。

第2 遺体の搜索

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市長が、警察本部、消防本部及び地元奉仕団等の協力のもとに実施する。

第3 遺体の処理

1 遺体の輸送

警察官による検視及び救護班による検案を終えた遺体は、市長が知事に報告の上、遺体収容所に輸送し、収容する。

2 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

市長は、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園等収容に適当な場所）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

市長は、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておく。

第4 遺体の検視等

警察は、医師等の協力を得て、遺体の検視・死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等と密接に連携する。

第5 遺体の埋・火葬

1 広域的な火葬の実施

県は、市の要請があったときは、広域的な火葬の実施を支援する。

2 埋・火葬実施基準

身元が判明しない遺体の埋・火葬は、市長が実施する。

また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の処理を遅滞なく進める。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第、縁故者に引渡す。

(2) 遺体の仮埋葬

ア 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。

イ 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

第25節 住宅確保及び応急対策

第1 基本的な考え方

住宅が浸水や土砂災害による流失、損傷を受けた被災者で、自己の資力では直ちに住宅を確保できない者に対し、住宅の応急修理、又は応急住宅の提供を行い入居させる。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

第2 応急住宅の提供

1 方針

(1) 入居者の選定

ア 対象者

- ・住家が全壊、全焼又は流失して生活できない状態となった世帯
- ・居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯
- ・自らの資力では住宅を確保することができない世帯。

イ 入居者の選定

入居者の選定は、市が行う。

(2) 必要住宅戸数の把握

市は、住宅の提供が必要な世帯数をとりまとめる。県は、県内の必要戸数をとりまとめる。

(3) 応急住宅提供の方針

公的住宅の空き家で提供可能なものを提供する。なお、公的住宅の提供で足りない場合は、県及び市は、応急仮設住宅を建設し、提供する。

(4) 応急仮設住宅建設の方針

ア 実施主体

- ・応急仮設住宅の建設は、市が行う。
- ・災害救助法が適用された場合は、市の要請に基づき県が建設し、提供する。

イ 建設用地の選定

敷地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所とし、公共用地等から優先して市が選定する。

なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。

ウ 仮設住宅の構造・規模

- ・仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造等とする。
- ・規模は入居世帯の人数に応じて定める。
- ・要配慮者に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

2 公的住宅の提供

(1) 提供可能戸数の把握

県営住宅、公社賃貸住宅の空き家で提供可能な住宅（以下「県提供可能住宅」という）の戸数と型式を把握する。

県内の公的住宅の空き家で提供可能な住宅（以下「市町村提供可能住宅」という）の戸数と型式を集計し、把握する。

(2) **提供住宅の斡旋**

市の要請に応じて、県提供可能住宅の提供及び他の市町村提供可能住宅の斡旋を行う。

(3) **他県への援助要請**

他県の公的住宅の提供を受ける必要がある場合は、他県に援助を要請する。

3 公的住宅の提供にかかる市の対応

(1) **必要住宅戸数等の把握**

住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項を把握する。

(2) **提供可能住宅戸数を把握**

提供が可能な住宅戸数を把握する。

(3) **県への援助要請**

市の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、県に援助を要請する。この場合は、住宅の提供が必要な世帯の数及びその世帯の世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(4) **入居者の決定**

市が決定する。

県及び他の市町村の提供住宅に入居させる場合は、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

4 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、県が建設する応急仮設住宅は下記による。

(1) **建設用地の提供**

市の要請により応急仮設住宅の設置計画に応じて、県公有地を提供する。ただし、市において県公有地の確保が困難な場合は両者で協議する。

(2) **仮設住宅の規模**

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、型式を定める。

(3) **仮設住宅の維持管理**

仮設住宅の維持管理は、知事が市長に委託する。

(4) **仮設住宅の存置期間**

2年間とする。

(5) **建設資材の調達**

大規模な被災の場合の応急仮設住宅の建設は、社団法人プレハブ建築協会の協力を得て建設する。

5 応急仮設住宅の建設にかかる市の対応

(1) 建設場所

建設予定場所は、原則として県又は市公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結し、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

(2) 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から20日以内に着工し、その貸与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

(3) 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、型式を定める。

(4) 災害救助法の適用の場合

ア 県への要請

仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・型式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

イ 建設用地の選定

県と協議の上決定する。

6 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

(1) 応急仮設住宅における安心・安全の確保

(2) 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

(3) 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(4) 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

第3 被災住宅の応急修理

1 方針

風水害により、住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。

住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等では家主に能力がなく、かつ借家人に能力がないような場合には対象とする。

2 実施内容

(1) 対象者

- ・住家が半壊、半焼し、又は半流失しそのまま当面の日常生活を営むことのできない世帯
- ・資力に乏しく、自力で住宅の応急修理を行うことができない世帯

(2) 修理家屋の選定

市長は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定する。

(3) 応急修理

応急修理は、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことのできない部分を対象とする。

なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

第4 住宅関係障害物除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいう。

1 住宅関係障害物除去作業支援

県は、災害救助法を適用した場合、市が実施する住宅関係障害物除去作業において、労力又は機械力が不足した場合は、市の要請に基づき、隣接市町村からの派遣を依頼する。

また、建設業界等との連絡調整を行い、資機材、労力等の提供を求める。

県は、住宅応急復旧と住宅関係障害物除去作業の連携を確保し、迅速な復旧を図るための連絡調整を行う。

2 住宅関係障害物除去作業

市は、災害救助法に則って行う。

第5 災害復旧用材の確保

市の実施する住宅応急修理において、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

住宅等の応急修理の早期復旧及び木材価格の安定のため、近畿中国森林管理局に対して、全国主要森林管理署からの国有林材（素材）の供給を要請する。

第6 民間賃貸住宅の紹介、斡旋

県は、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合、島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請するとともに、その旨を市に通知する。

島根県宅地建物取引業協会、全日本不動産協会島根県本部及び全国賃貸住宅経営者協会連合会は、要請に基づき、無報酬で空き家の紹介、斡旋を行うよう努める。

市は、民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図る。

なお、被災者の早急な住宅確保のため、民間賃貸住宅の借り上げ制度などの確立を図る。

第26節 農林業関係被害の拡大防止

第1 基本的な考え方

風水害時には、農林畜産物及び水産関係に多大な被害が発生することが予想される。
このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。

第2 農産物、家畜対策

1 農産物対策

災害による農作物被害の拡大を防止するための応急対策として次の措置を講じる

(1) 被害状況の把握

市は、農業協同組合等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、支庁農林局、農林振興センターを通じ県農林水産部に報告する。

(2) 水稲改植用苗の確保

水害により、水稲の改植を必要とする場合が生じたときには、県は市長の要請に基づき、改植用苗の補給等所要の措置を講ずる。

(3) 病虫害防除対策

水害等により発災が予想される農作物の病虫害防除の対策は、次により実施する。

ア 防除の指示及び実施

県は、災害による病虫害の防除対策を検討した上、市に対し具体的な防除の実施を指示する。

市は、県の指示により、防除班等を組織して防除の実施に当たる。

イ 防除の指導

県は、特に必要があると認めたときは、関係職員によって防除指導組織を編成して、現地の特別指導を行う。

ウ 集団防除の実施

被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があると認められるときには、県は農林水産大臣に対して緊急防除（植物防疫法第4章）の要請を行うとともに、関係機関の協力を得て一斉防除を実施する。

エ 農薬の確保

災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県は全国農業協同組合連合会島根県本部及び農薬取扱業者に対し、手持農薬の被災地向け緊急供給を依頼する。

オ 防除機具の確保

県は、被災地の緊急防除の実施を促進するため必要があるときは、県下の防除機具を動員して使用する。

市は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり集中的に防除機具の使用ができるよう努める。

(4) 凍霜害防除

県は、松江地方气象台から発表される霜に関する注意報を市に伝達し、市及び農業協同組合は、有線放送等を利用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、平年の警戒期間は、4月上旬から5月中旬である。

(5) 技術的援助

「作物気象災害対策指針」及び「農業気象広報」等に基づき応急対策、事後対策の万全を期する。

2 家畜対策

災害時における家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 実施責任者

水害時において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び畜舎等に対して、県は、市、関係農業協同組合及び家畜診療所等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織（以下「診療等組織」という。）を編成し、次によって必要な措置を実施する。

災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に市長に届出を行わせるとともに、市長の指示に従って、死体の埋却又は焼却等を行わせる。

(2) 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行うが、平常時の方法によって実施することが不可能又は不適當であると認めるときは、被災地域内に診療等組織を派遣させ、診療に当たらせる。

(3) 家畜の防疫

ア 畜舎の消毒等は、家畜伝染病予防法第9条の規定に基づき実施する。

イ 家畜伝染病予防上、緊急予防注射の必要があるときは、防疫に必要な人員を被災地へ派遣し、家畜伝染病予防法第6条の規定に基づき実施する。

ウ 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及びへい獣処理については、それぞれ家畜伝染病予防法に定めるところにより実施する。

(4) 家畜の避難

水害による浸水時災害の発生が予想され、又は発生したために、家畜の避難を要するときは、飼育者において安全な場所に避難させる。

県は、市等の協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導する。

(5) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、県は、飼料業者等に対し、必要数量の確保、供給ができるよう指導するとともに、必要と認めるときには、政府需給調整飼料等の放出等を要請する。

第3 林産物対策

1 被害状況の把握

県及び市は、早期に山を巡視して造林地や治山、林道等施設の被害の状況を把握し、危険な場所については立ち入り禁止措置をとり、応急処置をする。

2 災害対策技術指導

県は、市、森林組合等の協力を得て苗木生産者、森林所有者等に対し、苗畑の復旧、風雪害木等の安全な処理、森林の復旧対策等について技術指導を行う。

3 森林病虫害等の防除

県は、森林病虫害等を防除するため、市、森林組合の協力を得て森林所有者に対してその防除活動につき技術指導を行う。

(空白のページ)

第 2 編
第 3 章

風水害復旧・復興計画

第1節 災害復旧事業の実施

第1 基本的な考え方

災害復旧計画においては、災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

第2 災害復旧事業計画の作成

1 事業計画の作成方針の検討

- (1) 県及び市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強い、まちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
- (2) 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進する。併せて、要配慮者の参画を推進する。

2 支援体制

復旧・復興に当たり、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求める。

第3 災害復旧事業の実施

1 公共施設の復旧等

(1) 基本方針

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため県、市、その他の防災関係機関は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

イ 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、改良復旧を行う。

ウ 風水害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。

エ ライフライン交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を

明示する。

オ 被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

カ 建築物の復旧に当たっては、被災度区分判定を実施して該当建築物の取り壊し又は補修・補強の必要性を判断する。

キ 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、市、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

ク 事前に策定した災害廃棄物処理計画（風水害編）に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な分別、保管、収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

2 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

ア 河川

イ 砂防設備

ウ 林地荒廃防止施設

エ 地すべり防止施設

オ 急傾斜地崩壊防止施設

カ 道路

キ 下水道

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上、下水道災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(9) 公共建築物災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

3 被災地方公共団体への支援

特定大規模災害を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実状を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行う。

第4 復興計画の作成

1 復興計画の作成

(1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、県及び市は、復興計画を

作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進める。

- (2) 県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。
- (3) 市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (4) 県は、特定大規模災害を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。
- (5) 県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。同様に、市は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。

2 防災まちづくり

- (1) 必要に応じ、県及び市は、再度災害防止及びより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指し、住民の理解を求めるよう努める。
- (2) 県及び市は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難先としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。
- (3) 県及び市は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (4) 県及び市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者における種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対して提供する。
- (5) 県及び市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (6) 県及び市は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。
- (7) 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の災害対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第5 被災市町村への支援

県は、被災市町村からの相談に対応するとともに被災市町村に対する行財政支援を行う。

第2節 生活再建等支援対策の実施

第1 基本的な考え方

風水害時に多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援対策を講ずる。

第2 被災者の生活相談

風水害時の被災者や事業者の自立復興を支援し、その基盤となる当面の生活の安定のための支援として、地区本部単位で生活相談窓口を開設し、被災者の生活相談等に関する対策を行うとともに、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

第3 被災者の被災状況の把握

1 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

2 被災者台帳の作成

- (1) 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (2) 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4 雇用機会の確保（職業斡旋等の支援）

1 雇用対策の内容

県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

風水害により離職を余儀なくされた者の再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等の実施について、島根労働局に要請する。

2 被災事業主に関する措置

(1) 労働保険料納付等の特別措置

県は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対する概算保険料の延納の方法の特別措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予について、島根労働局に要請する。

(2) 雇用維持等地域事業主に対する雇用調整助成金制度の活用促進

厚生労働大臣が指定する地域（雇用維持等地域）の特例措置に基づき、被災による事業活動の縮小に伴う休業等の雇用調整を行い、雇用維持に努める当該地域事業主に対し、県は、島根労働局と連携して、休業手当、賃金等の負担の一部を助成する雇用調整助成金制度の活用を図る。

第5 義援金、義援品の受付、配分

県、市、日本赤十字社島根県支部及び関係団体、関係機関は、一般住民及び他の都道府県等から寄託された義援金及び義援品を、効率的に被災者に配分するため、その受付・保管・配分等について相互に協力する。

1 義援金等の受付、配分

(1) 義援金の受付

市は、市に寄託された義援金及び市あての見舞金を受け付ける。そのため、義援金の受付体制を確立するとともに義援金の受付に関する計画を樹立する。

(2) 義援金の配分

市は、県又は日本赤十字社島根県支部等から送付された義援金を被災者に速やかに配分する。その際、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分に努める。

2 義援品の受付、配分

(1) 義援品の受付

市は、義援品の受け付けに関する計画を樹立し、受付体制を確立する。

(2) 義援品の配分

市は、県又は日本赤十字社島根県支部から送付された義援品を受け付けた場合、災害ボランティアほか地域関係団体等の協力を得て、速やかに避難所等において被災者に配分する。

第6 生活資金及び事業資金の融資

1 被災者個人への融資

(1) 生活福祉資金

県は、災害により被害を受けた低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して速やかに自立更生を促進するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び市の社会福祉協議会の協力を得て貸付限度額の範囲内において貸し付けを行う。

なお、この資金は対象世帯であって他の資金制度により借り入れることが困難な場合に利用

できる。

(2) 住宅復興資金

独立行政法人住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から「罹災証明書」の発行を受けた者は、住宅金融支援機構法の規定に基づく災害復興住宅融資を受けることができる。

県は、災害復興住宅融資の適用に関する相談や住宅金融支援機構から受託した工事審査の業務を行う。

(3) 母子寡婦福祉資金

県は、風水害により被害を受けた母子世帯、寡婦世帯等に対して、必要に応じて資金の貸し付けを行う。

2 被災中小企業への融資

県は、災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等が迅速かつ円滑に行われるよう以下の措置を講ずる。

- (1) 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度を活用し、緊急融資等を行う。
- (2) 日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。
- (3) 設備資金借主及び設備貸与借主に対し貸付金(貸与料)の償還免除(対象物が滅失したとき)、あるいは、償還期間の延長を行うよう(公財)しまね産業振興財団に指示する。
- (4) 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行う。
- (5) 金融機関及び信用保証協会に対し、貸付手続きの迅速化、貸付条件の緩和等について特別配慮を要請する。

3 被災農林水産業関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農林水産業者又は団体の復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金の融通等が迅速かつ円滑に行われるよう以下の指導を講ずる。

- (1) 天災融資法の適用に基づく天災資金の円滑な融資を図る。
- (2) 農業経営資金(災害資金等)の円滑な融資を図る。
- (3) 日本政策金融公庫資金(農林水産事業)の融資及び既貸付金の貸与条件緩和等を関係機関に要請する。
- (4) 農業近代化資金、農業改良資金、林業・木材産業改善資金の既貸付金の償還猶予等を行う。

- (5) 農業災害補償法等に基づく農業共済組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう要請する。
- (6) 漁業損害等保障法に基づく漁業保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に保険金の支払いができるよう措置する。

第7 郵便・電話等の支援措置

1 郵便関係

(1) 小包郵便物及び現金書留の料金の免除

日本郵便株式会社が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社に充てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除する。

(2) 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、罹世帯当たり通常郵便はがき5枚以内及び郵便書簡1枚を交付する。

2 電報、電話関係

被災地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、西日本電信電話株式会社と連絡の上、料金の免除等の措置を実施する。

3 為替貯金関係

取扱局、取扱期間及び取扱事務の範囲を指定して払いもどし等の為替貯金業務の特別取扱を行う。なお、災害救助法が発動された場合は、日本郵便株式会社中国支社からの指示を待たず郵便局長限りで取り扱いができる。

4 簡易保険関係

取扱局を指定して、保険証書等提出種類の全部又は一部が提出できない場合でも、保険金、貸付金等の支払い及び保険料の払込みの猶予を行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず郵便局長限りで取り扱いができる。

5 災害寄附金の料金免除の取扱

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救援を目的とする寄附金を郵便振替により省令で定める法人の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取り扱いを実施する。

第8 税等の徴収猶予、減免

被災した市民や事業者の自立復興を支援するため以下の対策を行うとともに、広報等による情報提供や情報提供窓口の設置を検討する。

1 県税の徴収猶予及び減免等

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 国税等の徴収猶予及び減免

国及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 国民健康保険料の徴収猶予及び減免

保険者は、被災者が納付すべき国民健康保険料について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、保険者に対して、必要な指導、助言を行う。

4 後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免

後期高齢者広域連合は、被災者が納付すべき後期高齢者医療保険料について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、後期高齢者広域連合に対して、必要な指導、助言を行う。

5 国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免

保険者は、被災者が保健医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、保険者に対して、必要な指導、助言を行う。

6 後期高齢者医療保険者に係る一部負担金の減免

後期高齢者広域連合は、被災者が保健医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、後期高齢者広域連合に対して、必要な指導、助言を行う。

7 福祉施設の費用負担の減免

県及び市は、福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者については法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第9 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

県は、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について次に示す措置を講じるべく、市町村を指導・助成する。

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について市が実施主体となり、条例に基づき実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

- (2) 災害障害見舞金の支給
- (3) 災害援護資金の貸付

第10 被災者生活再建支援法等に基づく支援

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下、「法」という。）に基づいて全国の都道府県が相互秩序の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が創設された。

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、支援金を支給するための措置を定め、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的に支援を行う。

また、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じる。

1 対象災害及び被災世帯

(1) 対象災害

法の対象となる災害のうち、風水害関連の自然災害は、暴風、豪雨、洪水、高潮等の災害現象であり、人為的な原因により生ずる火災・事故等被害は含まれない。また、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊した自然災害である必要がある。

ア 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当するものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害

ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 被災世帯

県は、(1)の自然災害により、その居住する住宅が全壊する等生活基盤に著しい被害を受けた者に対して支援金を支給する。

ア その居住する住宅が全壊した世帯。

イ その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が移住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（大規模半壊）

(3) 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害 程度 支給額	全壊 ((2)アに該当)	解体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)
	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建 方法 支給額	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

2 支援金の支給

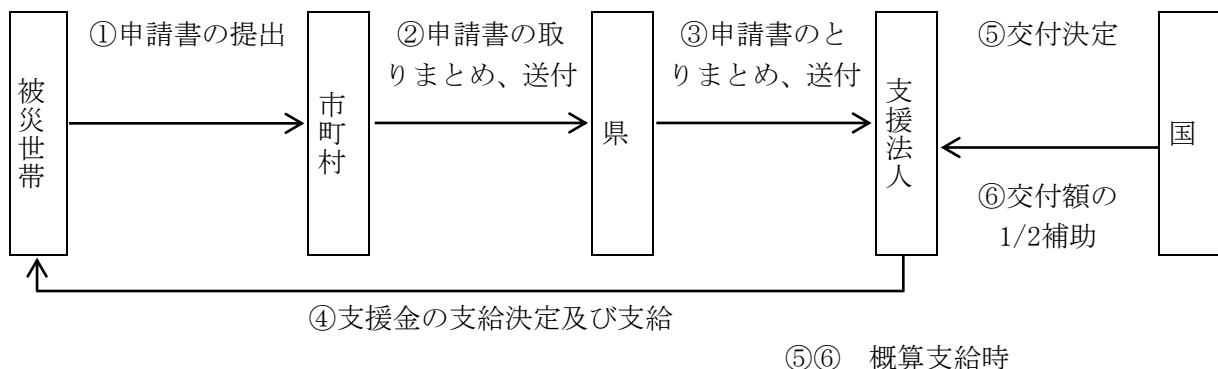
支援金の支給については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう、国、県、市等は良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施の徹底を図る。

支援金の支給事務の流れは、図2.3.2.1のとおりである。

市は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ（住家等の被害の程度の調査は市が行う。）、県に送付する。なお、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

県は、県の区域内において、被災市町村から送付された申請書を取りまとめ、被災者生活再建支援法人（以下、「支援法人」という。）に送付し、被災世帯の世帯主に対し自立した生活を開始するために必要な経費に充てるものとして支援金の支給を行う。なお、県は支援金の支給に関する事務を支援法人へ委託している。

図2.3.2.1 支給事務の流れ

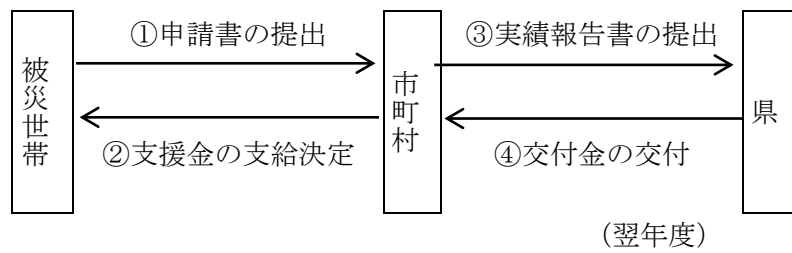


県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、県は「島根県被災者生活再建支援交付金要綱」に基づき、市が法に基づく支給要件等と同等の内容の支援金を支給する場合において、当該市町村に対し支援金に相当する額の2分の1を乗じて得た額を

島根県被災者生活支援再建支援金として交付する。支給事務の基本的流れは図2.3.2.2のとおりである。

図2.3.2.2 支給事務の基本的流れ



第3節 激甚災害の指定

第1 基本的な考え方

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

市の地域に、大規模な災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

（関係法令）

災害対策基本法（昭36法223号）第97～98条

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭37法150号）

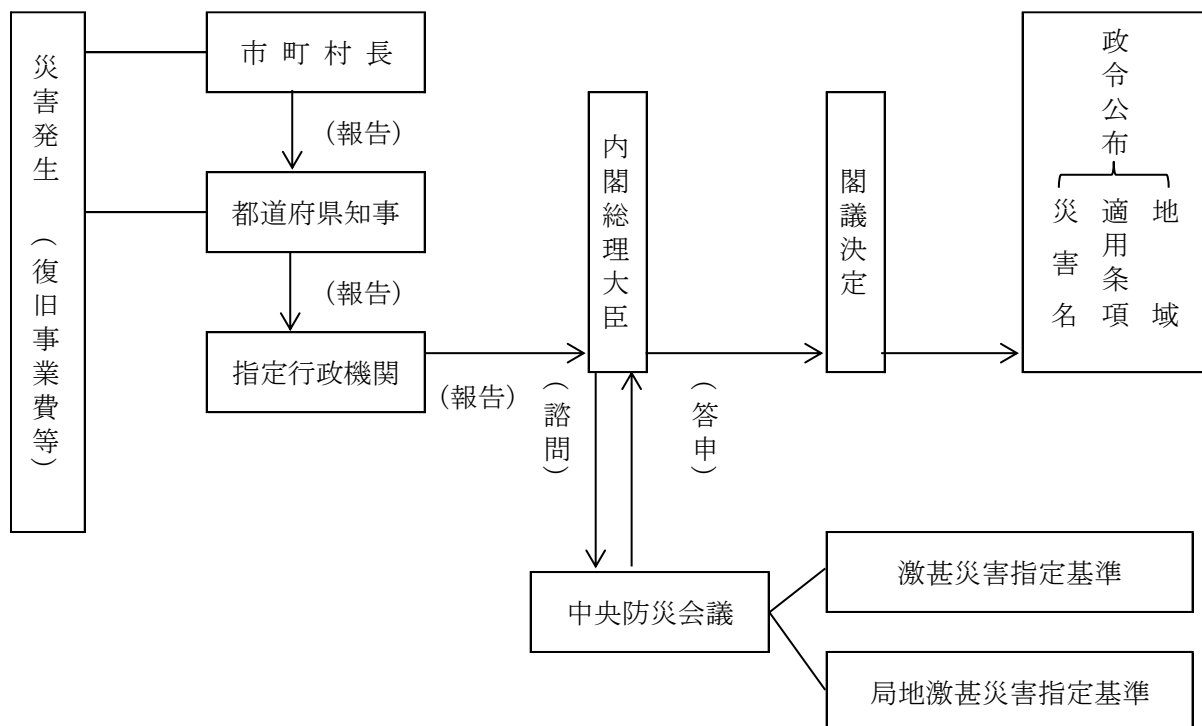
第2 激甚災害指定手続

市長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、県知事に査定事業費等を報告する。

県知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告する。

報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。この手続きを図示すると図2.3.3.1のとおりである。

激甚災害指定手続き



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月～2月頃に手続きを行う。

第3 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている（H21. 3. 10最新改正、H20. 10. 1以後適用）。

適用条項	適用措置	指定基準
第2条 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ・・・・の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ・・・・の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ・・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円 ・・・・の県が1以上

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第6条	農林水産業共同利用施設 災害復旧事業費の補助特 例	<p>(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 >全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p> <p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額>全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額>全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	<p>A 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者>当該都道府県の農業者×3% ・・・・・・・・の県が1以上</p> <p>ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のとど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>A 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5% B 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 >当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ・・・・・・・・の県が1以上</p> <p>又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1% ・・・・・・・・の県が1以上</p> <p>ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	<p>A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 >当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ・・・・・・・・の県が1以上</p> <p>又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円・・・・・・・・の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量は軽微であると認められる場合を除く
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域滅失戸数 $\geq 4,000$ 戸 B (1) 被災地全域滅失戸数 $\geq 2,000$ 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数1割以上の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 $\geq 1,200$ 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の2割以上の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合
第7条 第9条 第10条 第11条 第14条 第20条 第21条 第25条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 共同利用小型漁船の建造費の補助 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 水防資材費の補助の特例 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	災害の実情に応じ、その都度検討する

第4 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている（H23. 1. 13最新改正、H22. 1. 1以後適用）。

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第2条 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 ①(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入×20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 > 当該市町村の標準税収入×20% + (当該市町村の標準税収入－50億円)×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ 当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） >当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く） かつ （1）大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は （2）その他の災害にあつては、要復旧見込み面積 >当該市町村の私有林面積（人工林に係るもの）×25%
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期関等の特例	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円のものを除く） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定する。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

第5 特別財政援助等の申請手続等

1 市

市長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

2 県

県関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

激甚災害の指定を受けたときは、県関係部局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続きその他を実施する。

第6 激甚法に定める事業及び関係部局

激甚法に定める事業及び関係部局は次のとおりである。

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	農林水産部
	2 公共土木施設災害関連事業	土木部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁
	4 公営住宅施設災害復旧事業	土木部
	5 生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業	
	7 老人福祉施設災害復旧事業	
	8 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業	
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	
	10 婦人保護施設災害復旧事業	
第3条及び第19条	11 感染症予防事業	健康福祉部
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業	
第3条及び第9条	13 堆積土砂排除事業	農林水産部 土木部
第3条及び第10条	14 湛水排除事業	農林水産部 土木部
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	農林水産部
第5条及び第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農林水産部
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	農林水産部 商工労働部
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置	
第11条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助	
第11条の2	20 森林災害復旧事業	
第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	農林水産部 商工労働部
第13条	22 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例	
第14条	23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業	農林水産部 商工労働部
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	教育庁
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	総務部
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	健康福祉部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	土木部
第22条	28 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
第24条	29 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	総務部 農林水産部 土木部 教育庁
第25条	30 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	商工労働部

(空白のページ)